

設置等の趣旨（資料）

目次

【資料1】	下関市立大学新学部設置に関する有識者会議答申	3
【資料2】	看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について	9
【資料3】	全国、山口県、下関市の高齢化率の推移	20
【資料4】	第2次下関市総合計画（抜粋）	21
【資料5】	令和4年6月 下関市市民実感調査報告書	29
【資料6】	下関市内高校への進学に関するアンケート調査結果	50
【資料7】	養成する人材像及び3つのポリシーの相関	51
【資料8】	看護学部 カリキュラムマップ	52
【資料9】	看護学部 カリキュラム概要図	56
【資料10】	看護学部 看護師及び保健師の履修モデル	57
【資料11】	実習施設一覧	59
【資料12】	実習施設の実習受入承諾書	66
【資料13】	看護学実習に関する協定書	84
【資料14】	科目ごとの実習計画	86
【資料15】	科目ごとの週間計画	95
【資料16】	下関市立大学看護学部臨地実習要項	102
【資料17】	学生配置表	116
【資料18】	担当基幹教員配置表	119
【資料19】	実習施設配置表	123
【資料20】	下関市立大学入学者選抜に関する規程	127
【資料21】	下関市立大学の求める教員像	129
【資料22】	下関市立大学における教員組織の編成に関する基本方針	130
【資料23】	公立大学法人下関市立大学職員就業規則（抜粋）	131
【資料24】	下関市立大学特命教員に関する規則	133
【資料25】	公立大学法人下関市立大学職員倫理規程	135
【資料26】	公立大学法人下関市立大学における公的研究費の不正防止に関する規程	138
【資料27】	公立大学法人下関市立大学における人を対象とする研究に関する倫理規程	144
【資料28】	下関市立大学UR A室設置要綱	150
【資料29】	時間割・教室割（案）	151

【資料30】	学術雑誌購入リスト及びデータベースの一覧	161
【資料31】	下関市内 5 高等教育機関附属図書館相互利用協定	164
【資料32】	下関市立大学教学マネジメント会議規程	166
【資料33】	下関市立大学の運営組織等に関する規程	168
【資料34】	公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議規程	172
【資料35】	下関市立大学F D・S D委員会規程	174
【資料36】	授業評価アンケート	176
【資料37】	自己点検・評価シート	179
【資料38】	キャリア広報誌「キャリアセンター2023」	180
【資料39】	下関市立大学キャリア委員会規程	189

令和3年(2021年)10月29日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市立大学新学部設置に関する有識者会議

会長

荒井 研亮

下関市立大学における新学部設置について (答申)

令和3年(2021年)7月21日付け下総第1130号で諮問のあった標記の件
について、別紙のとおり答申いたします。

下関市立大学新学部設置に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、令和3年7月21日に下関市長から、下関市立大学にデータサイエンス学部（仮称）と看護学部（仮称）の2つの学部を設置することについて意見を求められた。

有識者会議では、委員の専門性等を考慮して、「データサイエンス学部部会」と「看護学部部会」の2つを設置し、それぞれの学部を設置することのメリットや課題を検討した。これら2つの部会からの報告を受け、有識者会議として、以下のとおり意見としてとりまとめた。

1 新学部設置検討の経緯

(1) 大学を取り巻く状況

日本は、各方面でいわれているとおり、少子高齢化を迎えている。今の大学の1年次入学者のほとんどは、高校を卒業した18歳であり、このまま少子化が進めば、大学は限られた子どもたちを奪い合うことになる。文部科学省の資料によれば、現在は110万人以上いる18歳人口も2040年度には88万人まで減るとされている。

一方で、全国の大学の入学定員は、平成10年度は約51万6千人であったが、平成30年度は約61万7千人と10万人以上増えている。そのため、大学間競争は厳しくなり、定員割れが生じている大学も増えている。特に、地方の私立大学ではその傾向がある。

下関市立大学があることによる経済効果は、次のとおりである。地方都市にとって、大学の経済効果は大きい。

【地域経済（市内）に与える市立大学の経済効果】

地元直接効果	2,136,796千円
生産誘発効果	125,477千円
第一次波及効果	124,186千円
第二次波及効果	1,290千円
経済波及効果	2,262,272千円

（令和3年2月 下関市立大学報告）

また、下関市立大学の学生は、下関市に在住する19歳から22歳までの人口の20%程度を占めるとされ、人口効果も大きい。大学の学生による社会貢献などの非経済的な価値を持つ活動も行われており、中長期的にも地域社会の基盤形成の主軸になると推察されている。

さらに、国が推進する地方創生では、「地方へのひとの流れの創出、人材

支援」が掲げられ、地方大学は知の拠点としての役割を果たすことが求められている。

(2) 下関市立大学の現在の課題と魅力向上への取組の必要性

(1)に記した状況の中、地方の公立大学が存続し続けるためには、大学の魅力を向上させる必要がある。現在の下関市立大学の課題としては、市内進学率と市内就職率の低さが挙げられる。下関市立大学の市内からの進学率は15%以下、市内への就職率は10%以下であり、卒業後に若者が市内に定着していない状況となっている。また、関門地域（下関市及び北九州市）まで広げてみても、当該地域への就職率は13%程度である。

下関市内及び北九州市内の高校へのアンケートや聞き取りを実施した結果によると、下関市内の高校生の7割近くが県外に進学し、進学先の分野は社会科学に次いで、看護学・保健学、工学と続いている。下関市内に理系学部の設置が少ないため、希望する分野を学ぶためには、市外の大学への進学を余儀なくされている、という事実もある。

実際に、高校の現場からは、下関市立大学が総合大学、特に理系を有する大学となれば、今の経済学部と合わせてより魅力が高まり、生徒の選択の幅も広がるとの意見があった。

2 2つの学部が下関市及び下関市立大学に及ぼす効果と想定される課題

(1) データサイエンス学部（仮称）について

ア 設置の効果

『下関市企業誘致アクションプラン2024』において、下関市の企業誘致の方向性として、「ICT企業の集積促進」「ICT人材の育成」を掲げている。これは、デジタル化の進展によりICT分野の産業が成長分野となる一方、当該分野の人材が不足するという国の見通しがあるため、ICT人材を育成することはICT企業を中心に企業誘致へ繋がる効果があると考えられる。

また、下関市内企業において、製造業や医療機関などをはじめ幅広い分野への人材供給を求められると想定される。特に、データサイエンティストの育成は、各企業が保有するデータを活用した事業戦略の策定や新サービスの開発による競争力強化に繋がることが期待される。

下関市立大学にデータサイエンス分野の学部を設置することは、下関市の企業誘致、定住促進、市内企業の競争力強化等、最優先に取り組むべき政策課題において、大きな影響を与えることは明白である。

イ 想定される課題

①教員の確保について

近年、データサイエンスを含む情報系の学部・学科の新設が全国で相次いでおり、教員の確保は困難を極めているが、質の高い教育を行うためには、優れた教員の確保が必須である。

②認知度について

「データサイエンス」という言葉は認知されつつあるが、何を学び、大学卒業後の進路がどのようなものか具体的にイメージできるように、高校側への説明が必要である。

また、企業に対してもデータサイエンス学部における教育と研究について理解してもらうため説明が必要である。

③カリキュラムの工夫について

データサイエンス学部の卒業生が活躍できるよう、学生及び企業のニーズを把握しながらカリキュラムの工夫を行う必要がある。

④入試制度について

データサイエンスの関連領域は多岐にわたるため、文系や理系に限定せず幅広く学生募集を行うことが望ましく、アドミッションポリシーをしっかりと定め、それに沿った入試制度を検討する必要がある。併せて、補習教育などのカリキュラムの工夫も必要である。

(2) 看護学部（仮称）について

ア 設置の効果

看護学部に進学する学生の多くは看護師として就職しているが、他の公立大学の地元（県内）への就職率を見ると50%以上であり、高いところは80%を超えている。地元（県内）医療関係施設にかかわらず、高齢社会の進行から、地域在宅ケア推進への期待が高く、高度な知識と技術を有する看護師の需要は、施設内外への活動として今後高まることが見込まれる。

また、下関市内外の高校へのヒアリングでは、看護学部進学希望の高校生は地元進学を希望する者が多いとの意見が聞かれ、そのため、地元進学、地元就職が円滑に進むことで地域活性化への効果が大きいことが見込まれる。特に、若い女性は、一旦、都市部に出ると戻って来ない傾向があることは、高校だけではなく病院関係者などからも指摘があった。看護学部を設置することは、市の最優先課題の一つである若者の定住促進の面におい

ても、大きな影響を与えることは明白である。

イ 想定される課題

①教員の確保について

近年、私立大学を中心に看護学部の新設が全国で相次いでおり、教員の確保は困難を極めることが想定されるが、質の高い看護教育を行うためには、優秀な教員の確保は必須である。

②実習先の確保について

必修科目である臨床実習を展開するため、下関市立市民病院の協力を得るなど実習病院の確保が必須である。そのため、入学定員数についても、適切な数の設定が必要となる。

③地域医療へ対応できる人材の育成について

患者をはじめとする対象のケアを中心に担う看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ広がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されている。このような状況を受け、国は令和4年4月からの看護に関するカリキュラム改訂を行った。また、日本看護協会においても、「対象者の多様化や複雑性が増しており、看護職にはこれまで以上に高い能力が求められる」との見解が示されている。下関市立大学においてもこれに対応できるような人材育成が必要である。

④入学者の確保について

看護学部への進学的需求があることは認識されているが、今後少子化が進む中で、学生を安定的に確保するための継続的な努力が必要である。

3 大学運営について

2つの学部を設置するとなれば、既存の校舎では教室や研究室が不足すると見込まれる。また、看護学部を設置するとなれば、実習室などの特殊な教室が複数必要となり、これらのニーズを充足するために十分な校舎を新たに建設する必要がある。さらに、現在の経済学部とは異なる専門の図書・雑誌も毎年度必要となることから、財政的な負担が増すことが予想される。

また、初期の経費のほかに、大学の運営（経営）に関するシミュレーションを行ったところ、いずれの学部も大学の自己収入のみでは、経営ができないことがわかった。特に、看護学部においては、実習等のカリキュラム上の特性から多くの教員が必要となり、人件費の増加が想定される。安定的な運営を図るため、下関市から運営費交付金として不足部分を交付する必要がある。

結論

下関市立大学に2つの新学部を同時期に設置することは、適当である。

2つの新学部の設置について、有識者会議におけるそれぞれの部会において、専門的見地から慎重に検討、議論した。

その結果、少子化、教員の確保、財政負担の増など設置に向けて課題は複数あるものの、以下の点から、2つの学部を同時期に設置することが適当であるとの判断に至った。

- 1 総合大学化による地域経済へのさらなる波及効果が期待でき、また、在住する若者の増加による地域基盤形成への貢献も期待できること
- 1 理系の学部設置により、進学を希望する高校生の選択の幅が広がることで大学の魅力向上につながる事
- 1 両学部とも、下関市が取り組むスマートシティ推進事業との親和性が高いため以下のことが期待できること
 - ①企業進出の可能性により、市内の高校生の進学、育成した人材の市内就職が促進されるなど、人材の市域内での循環が高まる
 - ②産官学の連携が一層深まることにより、大学の地域貢献度が高まる

(附帯意見)

- 1 優秀な教員の確保に努められたい
特に看護教員の確保は、今後も非常に困難を極めることが予測されるため、その方策として優秀な教員候補者等に対する修学援助等を検討されたい
- 1 安定的な大学運営のために必要な運営費交付金に配意されたい
- 1 学生確保のために、学生寮や奨学金制度について検討されたい
- 1 人材の市域内での循環を実現するために、入口である高校、出口である企業への必要な説明に努めるとともに、下関市内からの進学者を増加させるための具体的方策を検討されたい
- 1 ニーズに応えうる施設整備に努められたい

医政発 1026 第 1 号
職発 1026 第 2 号
5 文科高第 1067 号
令和 5 年 10 月 26 日

各都道府県知事
各国公私立大学長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 3 条第 5 項に基づき、「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が平成 4 年 12 月 25 日に告示されたところであるが、その制定から現在までの間、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の改正に伴い「看護婦」から「看護師」と改正されるなど、看護師等を巡る状況は大きく変化したこと、今後、少子高齢化の進行に伴って、現役世代（担い手）が急減する中で、看護ニーズの増大が見込まれており、看護師等の確保の推進が重要であること、コロナ禍を受けて新興感染症等の発生に備えた看護師等確保対策を実施する必要があること等から、今般、令和 5 年 10 月 26 日付け文部科学省・厚生労働省告示第 8 号により、「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」（以下「指針」という。）が別添のとおり告示されたところであるので、下記の留意事項を踏まえつつ、貴管下関係団体等に対し周知徹底方願います。

なお、厚生省健康政策局長、労働省職業安定局長、文部省高等教育局長連名通知（平成 4 年 12 月 25 日付け健政発第 834 号、職発第 886 号、文高医第 299 号）は、廃止する。

記

- 1 指針は、国、地方公共団体、病院等の開設者等、看護師等、そして国民が一体となって看護師等確保対策を総合的に推進するために策定されたものであること。
- 2 指針については、医療計画等の医療提供体制に係る見直しの状況等を踏まえて、必要に応じ、見直しを行うものであること。
- 3 関係者の責務については、指針の内容のみではなく、法第4条から第7条においても規定されているものであり、当該条文の趣旨も踏まえるべきであること。

別添

○文部科学省
厚生労働省 大臣官房

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第六十六号）第三十条第一項の規定に基づき、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針を次のように定めることとしたので、同条第五項の規定により告示する。なお、看護師等の確保を促進するための措置に関する法律は附則（平成四年

文部科学省
厚生労働省 告示）は、廃止する。

令和五年十月二十六日

文部科学大臣 萩田 正之
厚生労働大臣 萩原 敬三

看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針

はじめに

保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）は、療養上の世話又は診療の補助、保健指導、助産等の実施を通じて、国民の保健医療の向上に大きく貢献してきている。

その看護師等は、就業者数を見ると、令和2年（2020年）で約173.4万人と我が国医療関係職種の中でも最も多数を占めており、チーム医療の中において、大きな役割を果たしてきているが、高齢化の進行に伴う看護ニーズの増大を受け、需要の増大が見込まれる。一方、我が国においては、少子高齢化が進行しており、令和22年（2040年）に向けて、生産年齢人口（15歳から64歳までの人口をいう。以下同じ。）が急減していく。

このように、現役世代（担い手）が急減する中で、増大し、多様化する看護ニーズや24時間体制の勤務に対応していくためには、新規養成、復職支援及び定着促進を柱に、看護師等の確保を推進していくとともに、生涯にわたって看護師等の業務を継続できるよう、看護師等個人の資質の向上を図っていくことが重要となる。

また、看護師等に係る給与の状況については、都道府県及び二次医療圏ごとに不足又は充足の状況が異なるとともに、訪問看護に従事する看護師等の需要が増大しているなど、地域・領域別に差異がある。このため、地域・領域の課題に応じた看護師等の確保対策を講じていくことが必要である。

あわせて、令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症への対応に際しては、重症患者の診療に当たって、専門性の高い看護師を確保する必要性が特に高くなるとともに、感染症に的確に対応できる看護師等を迅速に応援派遣することが必要になった。今後の新興感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）等の発生に備えて、専門性の高い看護師の養成を推進するとともに、新興感染症等の発生に的確に対応できる看護師等の迅速な確保を図るための体制整備を推進することが必要となる。

これらの課題に対応し、求められるニーズに対応できる看護師等の確保を進めるためには、中長期的視点に立って、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等について、関係者が一体となり総合的に進めることが必要である。

この指針は、国、地方公共団体、病院等（看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第96号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する病院等※をいう。以下同じ。）、看護師等、そして国民がそれぞれの立場において取り組むべき方向を示すことにより、少子高齢社会における保健医療を担う看護師等の確保を図り、国民に良質かつ適切な医療の提供を図ることを目的とするものである。

なお、看護ニーズの多様化に伴って、病院等以外で就業する看護師等が増加していることに鑑み、病院等以外の施設・事業所においても、看護師等の業務内容や支援策の状況等を踏まえつつ、病院等に準じた取組の実施が望まれる。

また、医療提供体制に係る見直しの状況等を踏まえて、必要に応じこの指針の見直しを行うものとする。

※ 法第2条第2項に規定する病院等とは、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）、助産所（同法第2条第1項に規定する助産所をいう。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の4第1項に規定する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、及び指定介護予防訪問看護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。）をいう。

第一 看護師等の就業の動向に関する事項

一 看護師等の就業の現状

看護師等の就業者数は、平成2年（1990年）には約83.4万人であったが、法の施行後、看護師等の確保が進められ、増加を続け、令和2年（2020年）には約173.4万人となった。

令和2年（2020年）における看護師等の就業者数の資格別の内訳は、保健師が約6.7万人、助産師が約4.2万人、看護師が約132.0万人、准看護師が約30.5万人となっている。

看護師等の就業場所については、令和2年（2020年）においては、病院が約101.2万人（58.3%）、診療所が約34.8万人（20.1%）、訪問看護ステーション（指定訪問看護事業所又は指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。）が約6.8万人（3.9%）、介護保険施設等（介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、居宅サービス事業所、居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）が約17.3万人（10.0%）、社会福祉施設等（老人福祉施設、児童福祉施設等をいう。以下同じ。）が約3.3万人（1.9%）、保健所、都道府県及び市区町村（以下「保健所等」という。）が約5.4万人（3.1%）、事業所が約1.0万人（0.6%）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第1号、同法第20条第1号、同法第21条第2号若しくは同法第22条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校、同法第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学又は同法第19条第2号、同法第20条第2号若しくは同法第21条第3号の規定に基づき都道府県知事が指定する保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所若しくは同法第22条第2号の規定に基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所（以下「看護師等学校養成所」という。）及び研究機関が約2.0万人（1.2%）、その他が約1.3万人（0.7%）となっている。就業場所別の看護師等の推移を見ると、訪問看護ステーション、介護保険施設等及び社会福祉施設等での就業者の増加割合が高くなっている。

また、資格別の就業場所では、保健師は保健所等での就業割合が高い（60.1%）、助産師は病院での就業割合が高い（60.0%）、看護師は病院での就業割合が比較的高い（66.2%）、准看護師は診療所及び介護保険施設等での就業割合が高い（診療所は35.6%、介護保険施設等は23.1%）といった特徴がある。

看護師等の就業者の年齢階級別構成割合の推移を見ると、若年層の割合が減少し、60歳以上の構成割合が増加しており、令和2年（2020年）においては、就業者のうちの5.0%が65歳以上、6.8%が60～64歳となっている。年齢階級別の看護師等の就業者の就業場所については、年齢階級が低くなるほど病院で就業する割合が高く、年齢階級が高いほど介護保険施設等で就業する割合が高くなっている。

看護師等の就業者の性別構成割合の推移を見ると、男性の看護師等の構成割合が増加しており、令和2年（2020年）においては、就業者のうちの7.6%が男性となっている。

令和2年（2020年）における都道府県別の人口10万人当たりの看護師等の就業者数については、首都圏等の都市部において、全国平均よりも少ない傾向にある。

二 今後の就業傾向

「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会中間とりまとめ」（令和元年（2019年）11月15日とりまとめ）における令和7年（2025年）の看護師等の需給推計（以下「2025年需給推計」という。）によれば、令和7年（2025年）における都道府県報告に基づく看護師等の需要数の推計値は約180.2万人とされており、令和2年（2020年）の看護師等の就業者数（約173.4万人）よりも増大が必要となっている。また、令和4年度（2022年度）における看護師及び准看護師の有効求人倍率は2.20倍で、職業計の1.19倍よりも高くなっており、看護師等について不足傾向にあると言える。

あわせて、2025年需給推計とは足下の就業者数や推計方法等が異なる推計となるが、「2040年を見据えた社会保障の将来見直し（議論の素材）」に基づくマンパワーのシミュレーション（平成30年（2018年）5月21日厚生労働省の「現状投影ベース」等に基づく看護師等の需要推計（以下「2040年現状投影需要推計」という。）を行うと、看護師等の需要数は、令和7年度（2025年度）から令和22年度（2040年度）に向けて増加していくものと推計される。

一方、総務省統計局「国勢調査」（令和2年）及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）出生中位（死亡中位）推計」によれば、生産年齢人口は、令和2年（2020年）の7,509万人から令和22年（2040年）の6,213万人へと急激に減少するものと推計されている。

このように、少子高齢化の進行によって、令和22年（2040年）に向けて、生産年齢人口が急減していく中で、看護師等の確保を推進していくことが必要となっている。

地域別の状況については、2025年需給推計においては、都道府県別で見れば、都市部等では依然として都道府県全体として令和7年（2025年）の看護師等の需要数とその供給数を上回り、看護師等の不足傾向が見込まれる一方で、一部の都道府県においては、令和7年（2025年）の看護師等の供給数よりその需要数が少なくなるものと推計されている。その一方で、都道府県全体としては看護師等の就業者数の総数が充足されると推計された都道府県においても、看護師等の就業者数の総数が不足傾向にある二次医療圏がある、多くの二次医療圏において訪問看護・介護保険サービス等は不足傾向にあるなど、看護師等の需給の状況は、二次医療圏ごとに差異がある。

領域別の状況については、2025年需給推計においては、病院及び診療所の需要の増大は小規模なものとされている一方で、地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築に向けたサービスの整備が進められる中で、訪問看護に従事する看護師等の需要は大きく増大すると推計されている。令和3年度（2021年度）の都道府県ナースセンターにおける領域別の看護師等の求人倍率と比較すると、訪問看護ステーションの求人倍率が最も高くなっており、訪問看護については、看護師等の確保の必要性が高い一方で、看護師等の確保が難しい状況となっている。

このように、看護師等の需給の状況は、地域別・領域別に差異がある状況となっており、地域・領域ごとの課題に応じた看護師等の確保対策を講じていくことが重要になっている。

なお、今後、令和22年（2040年）頃を視野に入れた新たな地域医療構想を踏まえて、地域別・領域別も含めた、新たな看護師等の需給推計を実施することが重要である。また、こうした新たな看護師等の需給推計については、今後の医療計画（医療法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成等に活用できるよう実施することが重要である。

第二 看護師等の養成に関する事項

一 看護師等の養成の現状

（一）養成制度・教育課程の現状

我が国の看護師等の資格制度は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の各資格からなり、看護基礎教育は大学、養成所等で行われている。

教育の課程は、保健師、助産師、看護師（三年課程、二年課程）及び准看護師の各課程からなり、これらは全日制、定時制など多様な形態で構成されるとともに、保健師及び助産師の養成においては、大学院で実施されている場合も増えており、看護基礎教育の場も広がりを見せている。なお、18歳人口の減少及び大学進学率の上昇等により、養成所での定員充足率は低下する傾向にある。

教育内容については、昭和23年（1948年）に制定された保健師助産師看護師法に基づく保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）により規定されているが、少子高齢化、人口構造及び疾病構造の変化、医学・医療の高度化・専門化、療養の場の変化など看護教育を取り巻く環境の変化と看護師等に対する国民のニーズに対応して、これまでに数々にわたり各職種に関し、指定規則等の改正が行われている。

具体的には、平成8年（1996年）の指定規則改正では、在宅医療や精神保健等、国民のニーズの拡大に対応するため、「在宅看護論」及び「精神看護学」の新設や独自性のある教育の実施、単位の互換を円滑に実施するために時間数の表示から単位数の表示への変更などの改正が行われた。平成20年（2008年）には、安全・安心な医療の再構築に向けた看護師等の資質向上を図るため、より臨床に近い形で学習し、知識・技術を統合させることを目的に「統合分野」を新設するなどの指定規則の改正が行われた。また、平成21年（2009年）には、保健師助産師看護師法が改正され、少子高齢化の進行に伴う医療の需要の増大等に対応した良質な看護等を国民に提供する必要性に鑑み、看護師国家試験の受験資格を有する者として、大学の卒業者が位置付けられるとともに、保健師及び助産師の教育の課程の修業年限が6月以上から1年以上に延長された。

令和2年（2020年）の指定規則改正では、臨床判断能力の基盤を強化するため、「人体の構造と機能」及び「疾病の成り立ちと回復の促進」について、単位数を増加するとともに、地域で暮らす人々の理解とそこで行われる看護についての学びを強化するため、「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」とした上で、単位数を増加するなどの改正を行った。

また、養成府数の増加、臨床実習の場の広がり等により、実習施設の確保が一層必要となっており、各都道府県において地域の実情に応じた実習施設の確保に向けた取組が実施されているところである。

（二）教員養成の現状

看護基礎教育における教育内容を向上させ、質の高い看護師等を養成していくためには、教育環境の整備及び質の高い看護教員の確保が必要である。各職種の教育の課程ごとの専任教員数や教務主任の配置は指定規則において規定されており、平成8年（1996年）の指定規則改正では、保健師及び助産師学校養成所の専任教員については2人以上を3人以上、看護師学校養成所3年課程は4人以上を8人以上とするなど、教員配置の充実が図られた。養成所教員の養成については、厚生労働省が認定した専任教員養成講習会や教務主任養成講習会を実施しているところである。また、大学教員の養成においては、看護系大学院の整備が進み、修士・博士取得者が増加し、大学教員の質担保につながっている。一方、看護系大学及び養成所の増加等により、看護教員は引き続き不足しており、看護教員の確保方策の検討が必要である。

また、看護師等の養成においては、学生が看護実践能力を獲得していくために、臨床実習での経験が重要であるため、臨床実習において、効果的な指導を行う実習指導者を育成するために、実習指導者講習会を実施しているところである。

二 看護師等の養成の考え方

（一）就学者の確保

2040年現状投影需給推計を行うと、看護師等の必要数は、令和7年度（2025年度）から令和22年度（2040年度）に向けて増加していくものと推計されるところであり、必要な看護師等の確保が図られるよう、就学者の確保対策を講じていく必要がある。

ニーズに応じた看護師等の新規養成を図るため、地域医療介護総合確保基金により、保健師助産師看護師法第19条第2号に規定する保健師養成所、同法第20条第2号に規定する助産師養成所、同法第21条第3号に規定する看護師養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の整備や運営を支援することが重要である。

意欲のある看護師等志望者の増加のためには、専門職としての看護師等の魅力を積極的に国民に伝える必要があり、国、地方公共団体等による啓発活動も重要である。また、各教育機関自らがそれぞれの特色に応じた方法で、看護師等に関心のある者を看護の世界にひきつけることに取り組み、あるいは看護師等自身又は職能団体等が効果的な啓発を行うことは重要である。こうした啓発に当たっては、都道府県等における看護学生に対する修学資金の貸付についても、周知を進めていくことが重要である。また、看護師等志望者が抱える様々な事情に対応する観点から、働きながら看護師等の資格を取得できる仕組みも引き続き重要である。

あわせて、看護師等学校養成所の新規入学者の大半を占める18歳人口は減少するため、社会人経験者の看護師等学校養成所での就学を推進していくことが重要である。こうした観点から、看護関係資格の取得を目指す社会人経験者の教育訓練の受講を支援するとともに、看護学以外の領域での大学既卒者や、看護師等以外の職業で就業経験を積んだ者等、様々な背景を持つ者に対しても広く看護の専門性と役割の重要性を発信することが重要である。

また、生活やハラスメント等に関する学生からの相談に対するカウンセラーによる対応など、学生等が必要な支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ましい。加えて、看護師等学校養成所内のハラスメント防止に必要な体制を整備することが望ましい。

保健師助産師看護師法の規定により、我が国で看護業務に従事するためには、日本の看護師等免許の取得が必要である。その上で、同法の規定に基づき、外国において看護師等免許に相当する免許を受ける等一定の条件を満たす者について、日本の看護師国家試験等を受験する資格を認定する制度を設けている。必要な知識及び技能を有する外国人が看護師等国家試験を円滑に受験できるよう、こうした看護師国家試験等受験資格の認定を適切に実施していくことが重要である。

二 資質の高い看護師等の養成

ア 教育内容の見直し

看護師等の教育については、医学・医療の高度化・専門化や看護の理論、技術の進歩等に応じて法令等の改正が行われているが、今後も、実施した改正事項の効果検証を行いつつ、国民や社会のニーズに即した看護師等養成に寄与できるよう、随時、必要な見直しを行っていく必要がある。

また、療養の場が多様化し地域包括ケアが推進される中で、病院以外にも在宅医療や介護保険サービスなど様々な場面で看護のニーズが拡大している。

このため、訪問看護ステーションや介護施設・事業所における看護師等の需要の増加に対応するため、免許取得前からの多様な場における実習の充実を更に図っていくことが重要である。

イ 看護教員等養成の在り方

看護師等学校養成所の教員需要に対応していくとともに、看護教育の内容の充実を図り、養成される看護師等の資質を高めていくためには、理論やエビデンスと実践を結びつけて指導ができる資質の高い看護教員の確保を図ることが重要である。このため、都道府県及び関係団体等による専任教員養成講習会を開催し、質の高い看護教員の確保に努めているところであるが、さらに、看護教員に必要な資質・能力の維持・向上に資する効率的・効果的な継続教育を推進するほか、教育・研究力の高い看護教員の育成を強化する方策の検討が重要である。

また、看護師等学校養成所で行われている看護教育の内容と臨床現場の看護実践とが効果的に結びつき、質の高い看護教育の実施につながるよう、看護教員及び病院等の看護管理者等の相互の理解の下、看護師等学校養成所及び臨床現場の関係者の相互の交流や連携を深めるための仕組みを構築することも必要である。

看護教育においては、実習施設における指導が重要であり、実習施設の確保並びに指導に当たる実習指導者の確保及びその質の向上を図る必要がある。このため、国においては、看護学生の実習に対する国民の理解を得るための広報を継続して実施することが重要である。加えて、実習の実質的効果が高まるよう、実習指導者に対する講習内容の検討及び指導技術の在り方等の検討に努めるとともに、都道府県においては、実習指導者講習会の効果的な実施に努める必要がある。

今後、18歳人口の減少等に伴って、看護学生の減少が予想されることから、看護師等を安定的に養成するための取組や、地域において資質の高い看護教員や実習施設を安定的に確保するための取組について、地域の看護師等学校養成所の間で議論を行っていくことが望まれる。

ウ 看護系大学・大学院の充実

近年の医学・医療の進歩・発展に伴う高度化・専門化等に十分対応し得る看護の専門的知識・技術と、豊かな人間性や的確な判断力を併せて有する資質の高い看護師等を大学において養成するという社会的な要請に応えるため、看護系大学・大学院の整備が図られ、看護師等の養成の柱の一つを担うものとして認知されている。

また、看護の提供の場の拡大への対応や、看護教育の充実に向けた人材の確保が必要であり、その基盤となる看護系大学（学部、学科を含む。以下同じ。）の整備が進んできており、現状においても増加している。

今後も、更なる高度化・多様化が見込まれる医療に対する国民のニーズに応え、良質な看護等を国民に提供するため、看護系大学の充実の推進とともに、新たな看護教育の手法の研究、看護技術の開発、看護実践の評価など、看護の質の向上に係るエビデンスの蓄積を担う研究者や教育者の養成を図ることも必要であり、看護系大学院における教育の質的な充実に努めることが必要である。

あわせて、保健師及び助産師の資質の向上を推進する観点から、保健師及び助産師に係る大学院をはじめとする様々な教育の課程における質的な充実に努めることが必要である。

第三 病院等に勤務する看護師等の処遇の改善に関する事項

一 夜勤等の業務負担の軽減及び業務の効率化

看護師等を確保し、その就業継続を推進していくためには、労働時間の短縮や業務負担の軽減を図っていくことが必要である。

特に、夜勤は、看護師等が勤務する上で大きな負担となっており、看護師等の継続勤務を促進する上では、その負担の軽減が必要である。このため、看護師等の夜勤負担を軽減し、働きやすい職場づくりを進める上で、入院患者の状況等に応じて、交代制の場合は、複数を主として月8回以内の夜勤体制の構築に向けて、引き続き積極的に努力する必要があるとともに、看護体制が多様化する中で、その他の看護体制においても、看護師等の負担に配慮した夜勤体制の構築に向けて積極的に努力することが必要である。また、病院等は、夜勤の実施に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定に則り、実労働時間が6時間を超え8時間までは45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩を勤務の途中で設けるとともに、夜勤時間の長さや看護師等の健康状態に応じて仮眠時間を設定するよう努力することが重要である。また、病院等は、夜勤中の仮眠に当たって、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の規定に則り、適当な仮眠の場所を設けることが必要である。

このほか、年次有給休暇についても、勤務割を長期的に組むこと等により、計画的な休暇の取得を可能とするよう取り組む必要がある。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）によって労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）が改正され、平成31年（2019年）4月から、事業主に対して、勤務間インターバル（前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することをいう。以下同じ。）の確保が努力義務化された。看護師等の夜勤負担の軽減を推進する観点から、国及び都道府県においては、病院等に対して、同法に則り、看護師等に係る勤務間インターバルの確保を図るよう推奨することが重要であるとともに、病院等においては、看護師等に係る勤務間インターバルの確保を図るよう努力していくことが必要である。

あわせて、業務負担の軽減に当たっては、業務自体の効率化を推進していくことも重要である。こうした観点から、カルテの電子化など、病院等におけるICT化を積極的に進めることや、ICTの積極的な活用等を通じて、訪問看護ステーションにおける情報共有や24時間対応の効率化を推進することによって、看護師等の業務の効率化を図っていくことが重要である。また、病院等における業務効率化の先進事例の収集・横展開を推進することも重要である。

看護師等の夜勤負担の軽減を図るため、地域医療介護総合確保基金により、仮眠室・休憩スペースの整備等の夜勤負担の軽減につながる施設整備等に対する支援を行うとともに、診療報酬においても、看護師及び准看護師の夜間配置に係る対等処遇等において、看護師等の夜間の勤務負担軽減に資する取組を行っている場合を評価するなど、対応を講じている。病院等においては、これらを活用しつつ、看護師等の夜勤負担の軽減を図っていくことが重要である。

二 給与水準等

給与水準については、個々の病院等の経営状況、福利厚生対策等を踏まえて、労使において決定されるものであり、病院等の労使にあっては、人材確保の観点に立ち、看護師等をはじめとする従業者の給与について、その業務内容、勤務状況等を考慮した給与水準となるよう努めるべきである。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)、「公的価格評価検討委員会中間整理」(令和3年12月21日とりまとめ、以下「中間整理」という。)等に基づき、地域で新型コロナウイルス感染症に係る医療など一定の役割を担う医療機関(病院又は診療所をいう。以下同じ。)に勤務する看護師等を対象に、令和4年(2022年)2月から同年9月までについては、補助金により、収入を1%程度(月額平均4,000円相当)引き上げるための措置を実施し、同年10月以降については、診療報酬において、収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の措置を講じた。対象となる医療機関においては、こうした措置を積極的に活用して、看護師等の処遇改善を推進するよう努めることが必要である。

また、中間整理においては、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善について、「管理的立場にある看護師の賃金が相対的に低いこと、民間の医療機関であっても国家公務員の医療職の俸給表を参考としている場合が多いことも指摘されており、今回の措置の結果も踏まえつつ、すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべきである」とされた。こうした中間整理の内容を踏まえつつ、国の機関の実態に応じて、国家公務員である看護師がキャリアアップに伴って昇格できる環境整備を図るため、医療職俸給表(三級別標準職務表が改正され、令和5年(2023年)4月から施行された。あわせて、中間整理等を踏まえて、当該級別標準職務表の改正内容を踏まえつつ、医療機関等において看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進に係る検討が行われるよう、厚生労働省から医療関係団体等に対して、当該級別標準職務表の改正内容の周知等を行うよう要請を行った。医療機関等においては、当該級別標準職務表の改正内容を踏まえつつ、各医療機関等の実情に応じて、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進を検討していくことが望まれる。

三 看護業務の効率化・生産性向上

看護師等が生きがいを持ち、より専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に向けた取組を推進する必要がある。看護師等の業務の見直しに当たっては、病院等は、患者のニーズ、病院等の立地や規模、運営の効率化等を踏まえ、働く者が働きやすく、より適切な看護サービスが提供できるよう、多様な勤務体制の採用、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士、救急救命士等他の医療関係職種や看護補助者、医師事務作業補助者(医師の指示で事務作業の補助を行う事務に従事する者をいう。)等の事務職員との業務分担の見直し、申送りの改善等の看護業務自体の見直し、情報共有方法の見直し、AI・ICT等の技術の活用等を通じて、それぞれの病院等の状況に応じた最適の就業環境となるようにすることが重要である。その際、看護業務を実施する上で特に密接に関連する医師等の関係者と看護部門とが協同してチーム医療に当たることができるよう、より適切な業務連携のルール作り等を進めることが重要である。

看護業務の見直しを行う場合には、患者に提供されるケアの質が確保されるとともに、業務分担を見直す場合には他職種の理解を得ることが求められるので、看護部門だけでなく病院等全体としての取組が必要である。

これらを踏まえ、国においても病院等の創意と工夫を生かした業務改善が進められるよう、看護業務の効率化に関する先駆的な取組を収集し、その中から汎用性が高く効果のある取組を選定し、広く周知する等各種の施策を通じて支援する必要があるとともに、看護サービスの質的な水準に着目した適切な評価に配慮すべきである。

四 勤務環境の改善

看護師等の離職理由は、30歳代及び40歳代では結婚、妊娠・出産及び子育てが多い、50歳代では親族の健康・介護が多い、20歳代では他の年代と比較して自分の健康(主に精神的理由)が多いといった特徴がある。このため、看護師等の定着を促進していくためには、ライフステージに対応した働き方を可能にする相談体制や環境の整備を進めていくことが重要である。

看護師等の仕事と育児の両立支援を図るため、病院等においては、事業所内保育事業、小規模保育事業等として市区町村の認可を受けた院内保育所への運営費の支援や、地域医療介護総合確保基金による院内保育所の整備・運営に対する財政支援を活用して、院内保育所を運営するなど、仕事と育児の両立支援に向けた環境整備を推進していくことが重要である。

仕事と育児・介護の両立の観点からは、看護師等の育児や介護の事情に応じた柔軟な働き方が重要であることから、病院等においては、仕事と育児・介護との両立支援に関する助成金や医療勤務環境改善支援センター等を活用しつつ、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)に基づき、本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対する育児休業制度等の個別周知及び育児休業の取得意向確認や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備(雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施等)の措置を適切に実施するとともに、育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、深夜業の制限、所定外労働の制限(残業免除)、時間外労働の制限(残業制限)、所定労働時間の短縮(短時間勤務)等の措置を適切に講ずるとともに、労働基準法に基づく母性保護や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)に基づく母性健康管理措置を適切に実施していくことが重要である。さらに、病院等においては国の援助を活用し、退職後の円滑な復帰が図られるよう研修等の実施に努めることが重要である。

また、医療勤務環境改善支援センターにおいて、看護師等の勤務環境改善のための体制整備を行う医療機関等に対して総合的・専門的な支援を行うとともに、地域医療介護総合確保基金において、医療機関等における短時間正規雇用の導入等に対する支援を行っていることから、医療機関等においては、こうした支援の活用も図りつつ、看護師等の勤務環境改善のための体制整備を進めるよう努めることが必要である。

あわせて、看護師等の就業継続に当たっては、メンタルヘルス対策を含めた病院等における労働安全衛生対策の着実な実施が重要になる。労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、ストレスチェック制度の実施が義務化されている常時50人以上の労働者を使用する事業場に該当する病院等においては、適切にストレスチェックを実施し、個々の看護師等にストレスへの気付きを促すとともに、ストレスチェックの結果を集団分析して、職場環境の改善につなげることが重要である。ストレスチェック制度の実施が努力義務とされている当該規模に該当しない病院等においても、積極的にストレスチェック制度を実施していくことが望ましい。

なお、今後、現役世代(担い手)が急減する中で、看護師等の確保と資質向上を図っていくことが重要になることから、学び直しを行うケースや、病院で働く看護師等が訪問看護等に従事するケース、専門性の高い看護師等が所属する病院等以外で支援的に業務に関わるケースなど、看護師等の柔軟な働き方に対応できる環境整備や看護師等の生涯設計につながるような配慮が行われることが望ましい。

その他、魅力ある職場づくりのため、人間ドックの経費補助等健康管理制度の整備や、中小企業退職金共済制度の利用等を含め退職金制度の充実に努めることが必要である。

五 職場における雇用管理体制の整備及びハラスメント対策

雇用管理の改善等により看護師等の処遇の改善を図るためには、病院等の内部における雇用管理についての責任体制を明確化する必要がある。また、病院等の開設者等雇用管理の責任者は、看護師等の雇用管理についての十分な知識・経験が必要である。

その際、これら責任者に対して労働関係法令等の周知・徹底を図るとともに、病院等のみでは十分な改善を行えない場合には、公共職業安定所の雇用管理に関する相談・援助サービスの活用を図ることが望ましい。

また、看護師等が働き続けやすい環境を整備する観点から、病院等において、職場におけるハラスメント対策を適切に実施していくことが必要である。このため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等に基づき、病院等において、職場におけるハラスメントに係る相談を受け付け、適切な対応を行うために必要な体制の整備等を着実に実施することが重要である。

例えば、安心して相談できるよう、看護師等以外の者によるパワーハラスメントの相談窓口を設けることや、多くの看護師等が経験するライフイベントと関連付けて、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止の重要性を周知・啓発するための研修を実施することなど、病院等において実効性あるハラスメント対策を実施することが望まれる。

また、国・都道府県において、看護師等に対する患者・家族による暴力・ハラスメントに関し、病院等が適切な対策を講じることが支援するための取組を推進するよう努めることが重要である。なお、こうした取組の推進に当たっては、訪問看護については、看護師等が1人で利用者の居室を訪問することが多く、利用者等からの密室による暴力・ハラスメントの危険性が高いことを踏まえ、訪問看護を想定した暴力・ハラスメントに対する安全対策の取組を推進することも重要である。

六 チーム医療の推進、タスク・シフト/シェア

チーム医療とは、「医療に従事する多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつも互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること」とされている。

患者へのきめ細やかなケアや医療従事者の負担軽減を進めるため、今後、更にチーム医療の考え方を進めていく必要がある。

チーム医療の推進のためには、看護師等が、他の医療従事者と連携を図り、安全性の確保に十分配慮しつつ、自らの能力を十分に発揮できるようにすることが必要であり、病院等の管理者は、こうした勤務環境の整備に努めることが求められる。

チーム医療を推進する際には、看護の専門性を一層発揮するため、医療従事者の合意形成の下、業務の移管や共同化（タスク・シフト/シェア）を進めていくことも重要である。例えば、特定行為研修（保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。以下同じ。）、看護師の資質向上に資するとともに、医師とのタスク・シフト/シェアとして医師の労働時間短縮への効果も期待される。

また、看護師等がより専門性を発揮できるようにするためには、看護等から看護補助者へのタスク・シフト/シェアを進めるなど、協働を推進していくことが重要である。このため、看護補助者への研修を進めて、技能の向上を図るとともに、看護管理者や看護師等が看護補助者との協働を円滑に実施するための知識や方法について理解を深め、活用の仕組みや体制を構築する能力を身につけることが望まれる。

第四 研修等による看護師等の資質の向上に関する事項

一 生涯にわたる研修等による資質の向上

医学・医療の高度化・専門化が進む中で、看護業務に直接必要な専門的知識や技術とともに、ICTの進歩等への対応、地域包括ケアにおける関係者との調整機能に係る知識等、業務を長期間にわたって継続していくためには、多方面にわたる基本的な知識について学習を行う必要がある。また、自らの専門性をより高めていくことも重要である。

看護師等が専門職業人として成長するためには、看護師等がためめ努力を重ねる必要があることは当然であるが、国、都道府県、職能団体、病院等の関係者が協力して、その専門性が適切に評価されつつ、生涯にわたって継続的に自己研鑽を積み重ねることができるような研修システムの構築や有給研修制度の積極的導入など、環境の整備に努める必要がある。

特に看護師等はライフイベントによるキャリア中断が多いことから、人生100年時代においては、新人世代から高齢世代までを通じたキャリアの継続支援が重要である。

このため、国は知識・技術・経験を有する看護師等と現場を的確にマッチングするための標準的なポートフォリオを示し、キャリアの可視化と活用を進めることが重要である。なお、仕事の中断に関わるライフイベントがあるという前提でキャリアの可視化を図るとともに、キャリア中断からの復帰を含むキャリアアップの道筋を示す工夫を行うことが重要である。

また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会整備法」という。）による法等の改正に基づいて令和6年度から運用開始予定の「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」を活用しながら、研修受講歴の可視化を進めることにより、個々の看護師等が領域・組織横断的なキャリア形成を行っていくことを推進することが重要である。

病院等においては、看護師等のキャリア形成支援に取り組むとともに、キャリア形成に資する研修等の機会の提供に努めるべきである。看護師等の資質向上のためには、病院等におけるOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）だけでなく、院外でのOff-JT（オフ・ザ・ジョブ・トレーニング）も重要であることから、病院等においては、様々な研修方法を組み合わせ、効果的な研修の実施に努めることが必要である。

看護における専門領域の確立のためには臨床現場における知見を看護師等が自ら集積するとともに、看護系大学等が教育・研修において積極的な役割を果たすことが望まれる。

二 新人看護職員研修の推進

新人看護師等が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図るため、保健師助産師看護師法及び法の改正により、平成22年（2010年）4月から、新人看護職員研修（新たに業務に従事する看護師等の臨床研修等をいう。以下同じ。）の実施・受講が病院等及び看護師等の努力義務とされた。

基本的な臨床実践能力を獲得するための研修として新人看護職員研修を実施できる体制の整備を進めるため、「新人看護職員等研修ガイドライン」を定めるとともに、都道府県による新人看護職員等を対象とした集合研修の実施について、地域医療介護総合確保基金を活用できることとしている。

令和4年（2022年）現在、新人看護師等がいる病院における新人看護職員研修の実施割合は97.2%となっており、多くの病院で新人看護職員研修が実施されている。

今後の新人看護師等の育成に当たっては、新興感染症等の発生も見据えた持続可能な研修体制の構築、実践能力獲得に向けた効果的な研修の企画・運営、指導者の指導力向上及び負担の軽減、看護基礎教育との連携による学びの積み重ねや補完、ICTに関する環境整備、研修体制を整備する看護管理者の管理能力の充実などが必要である。こうした観点に立って、国において、基礎教育や継続教育の状況も踏まえて、「新人看護職員等研修ガイドライン」の改定について検討しつつ、すべての新人看護師等が基本的な臨床実践能力を獲得し、生涯にわたる資質の向上の基礎を修得することができる体制の整備を行っていくことが重要である。

三 新規就業以降の看護師等の資質の向上

法第6条においては、看護師等の責務として、国民の保健医療サービスの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図ることとされている。新人看護職員研修以降の研修については、個々の看護師等が置かれた状況の複雑化や対象者の多様化により、例えば、特定行為研修の受講、専門看護師・認定看護師等の資格取得や看護教員に係る講習会の受講など、看護師等の就業場所、専門領域、役職等に応じた知識・技術・能力の向上が求められる。個々の看護師等の置かれている状況が多様であることを踏まえ、地域医療介護総合確保基金の活用等も図りつつ、実施機関、実施方法等について種々の工夫を行った研修を実施していくことが必要である。

四 看護管理者の資質の向上

看護業務を魅力ある働きがいのある業務としていくとともに、ジェネラリストである看護師等や専門性の高い看護師等の育成を推進するためには、看護師等の指導を行う看護管理者の役割が重要である。また、看護管理者には、自らの病院等のみならず、地域の様々な病院等やその他の施設・事業所、看護師等学校養成所等と緊密に連携していく能力が求められる。このように、看護管理者について、組織の管理運営の改善や地域との連携に係る能力の向上に努めることが必要である。

こうした良きリーダーシップを発揮でき、地域と緊密に連携できる看護管理者を養成していくため、病院等とともに、看護師等自ら、あるいは職能団体の積極的な取組が望まれる。

あわせて、病院等において、本指針の内容を理解し、具体的な運用に向けた取組を推進できる看護管理者を配置するとともに、職能団体等においても、こうした病院等の取組を支援することが望ましい。

五 特定行為研修の推進

特定行為研修は、在宅医療等の推進を図るため、医師又は歯科医師の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助を行う看護師を養成・確保するため、その行為を特定し、手順書により実施する場合の研修制度として、保健師助産師看護師法に基づき、平成27年（2015年）10月に創設された。

特定行為研修は、在宅医療の推進のほか、新興感染症等の感染症拡大時に迅速かつ的確に対応できる看護師の養成・確保や、医師の働き方改革に伴うタスク・シフト/シェアの推進に資するとともに、看護師の知識・技能を高めることで、自己研鑽を構築する基盤を構築し、看護師の資質向上を推進するものであるため、特定行為研修修了者の養成を積極的に進めていくことが重要である。

このため、国においては、特定行為研修の指定研修機関の設置準備や運営を支援するとともに、病院等に勤務する看護師等が特定行為研修を円滑に受講できるよう、地域医療介護総合確保基金の活用等を通じた特定行為研修の受講支援等を行うことが重要である。また、特定行為研修が看護師の資質向上やタスク・シフト/シェアに資することを、病院等に対して積極的に周知していく必要がある。

各地域において特定行為研修修了者の養成・確保が進むよう、都道府県は、医療計画において、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標を設定し、目標達成に向けた具体的な取組を推進することが重要である。なお、取組の実効性を高める観点から、当該目標数の設定に当たっては、可能な限り二次医療圏ごとや分野・領域別の設定を検討することが重要である。

病院等においては、多くの看護師が特定行為研修を受講しやすい仕組みの構築を図るとともに、特定行為研修を通じて得られた知識・技能を病院等の実際の業務の中で積極的に活用していく環境整備に努めることが必要である。加えて、特定行為研修を実施する指定研修機関は、訪問看護ステーション等の在宅医療領域の看護師に対する受講機会の積極的な提供に努めることが望まれる。

第五 看護師等の就業の促進に関する事項

一 新規養成、復職支援及び定着促進を三本柱とした取組の推進

今後、現役世代（担い手）が急減する中で、増大する看護ニーズに対応していくためには、看護師等の確保に向けて、新規養成、復職支援及び定着促進を三本柱とした取組を推進していくことが重要である。こうした観点から、潜在看護師等（就業していない看護師等をいう。以下同じ。）に対する復職支援の充実を図るとともに、就業している看護師等のスキルアップを推進していくことが必要である。

また、第一の二のとおり、看護師等の需給の状況は、地域別・領域別に差異がある状況となっており、地域・領域ごとの課題に応じた看護師等の確保対策を講じていくことが重要になっている。

法に基づき、看護師等の就業の促進に係る業務を実施するため、各都道府県に都道府県ナースセンターを設置するとともに、都道府県ナースセンターの指導等の援助等を行う中央ナースセンターを設置している。看護師等の就業の促進を図るため、二から六までのとおり、都道府県ナースセンターにおける看護師等の就業促進に向けた取組を強化していくことが重要である。また、都道府県ナースセンターにおける取組を支援する観点から、中央ナースセンターにおいて、都道府県ナースセンターの就業促進に向けた取組の好事例を幅広く収集し、横展開を図っていくことが必要であるとともに、看護師等に対する都道府県ナースセンターや都道府県ナースセンターの取組の周知を推進することが重要である。

あわせて、看護師等の就業の促進に当たっては、看護師等の就業状況を正確に把握することが重要であるため、利便性の向上等を通じて、保健師助産師看護師法に基づき2年ごとに実施される業務従事者届の届出を促進することが重要である。このため、令和4年度（2022年度）の届出から導入された医療機関等での取りまとめに基づくオンライン届出の周知を推進するとともに、デジタル社会整備法に基づく看護師等の資格に係るマイナンバー制度の活用に基づき、マイナンバーを通じた業務従事者届のオンライン届出を行えるようにすることが重要である。

二 職業紹介事業、就業に関する相談等の充実

潜在看護師等の復職支援等の強化を図るため、都道府県ナースセンターにおける職業紹介及び就業に関する相談対応等の充実を図ることが重要である。

具体的には、デジタル社会整備法による法等の改正に基づき、令和6年度（2024年度）から、「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」の運用を開始する予定であり、看護師等本人の同意を得た上で、看護職キャリア情報（看護職籍等に記載された情報、業務従事者届に記載された情報及び経歴等に係る情報を突合した看護職等に係る多様なキャリア情報をいう。以下同じ。）を都道府県ナースセンターに提供することにより、都道府県ナースセンターにおいて、個々の看護師等の特性に応じた職業紹介、就業に関する相談、復職に資する研修情報の提供等を実施していくことが必要である。

また、都道府県ナースセンターにおいては、法に基づく看護師等の離職届出や、病院等、看護師等学校養成所等との協力に基づく潜在看護師等の動向の調査などを通じて、潜在看護師等の把握を進めて、潜在看護師等の復職支援に活用していくことが重要である。

あわせて、潜在看護師等の円滑な職場復帰のため、都道府県ナースセンターにおいて、復職に当たって必要となる知識・技能に関する研修を実施するとともに、紹介先の病院等において円滑な受け入れができるよう、必要に応じて、病院等に対してOJTの実施等の助言・援助を行うことが重要である。

潜在看護師に係る職業紹介については、都道府県ナースセンターのほか、公共職業安定所においても積極的な取組を行うことが必要である。公共職業安定所においては、公共職業安定所のスペースを活用した都道府県ナースセンターによる巡回相談の実施など、都道府県ナースセンターとの緊密な連携等を通じて、マッチングの強化を図ることが重要である。また、有料職業紹介事業者については、看護師等や病院等が適正に事業者を選択できるよう、法令の遵守や手数料の公表などの一定基準を満たした事業者の認定を推進することや職業紹介事業の実績等に関する情報（6か月以内の離職状況や手数料率等）の開示を行うことが重要である。

就業する看護師等の増大を図っていくためには、職業紹介等の充実とともに、病院等において、看護師等の就業継続を推進していくことも重要である。このため、病院等においては、第三の一及び四のとおり、看護師等の業務負担の軽減や勤務環境の改善に向けた取組の推進に向けて努力していくことが望まれる。

三 スキルアップ支援の充実

看護師等の就業継続を促進するため、令和6年度（2024年度）から運用開始予定の「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」により、マイナポータルを通じた看護師等自身の看護職キャリア情報への簡便なアクセス及び利用を可能にすることで、看護師等のスキルアップの推進を図ることが重要である。

また、人材活用システムを通じて、看護職キャリア情報に基づき、都道府県ナースセンターが、就業している看護師等のそれぞれの特性等に応じて、研修情報等のスキルアップに資する情報提供を行うことにより、看護師等に対するスキルアップ支援の充実を図ることが重要である。

四 地域の課題に応じた看護師等の確保

第一の二のとおり、看護師等の需給の状況は、都道府県・二次医療圏ごとに差異があることから、関係者の連携の下、看護師等確保に係る地域の課題を把握した上で、実効性ある看護師等確保の取組を講じていくことが必要である。

このため、都道府県は、都道府県ナースセンター等の関係者と連携しながら、都道府県・二次医療圏ごとの課題を把握し、医療計画等に基づき、新規養成・復職支援・定着促進を三本柱とした取組を推進することが重要である。

こうした取組の推進に当たって、都道府県ナースセンターは、専門的知見等を活かして、地域の関係者との連携に基づく都道府県・二次医療圏ごとの課題の抽出に貢献するとともに、抽出された当該課題の解決に向けて、無料職業紹介などの業務を実施していくことが重要である。

また、地域の課題に応じた看護師等確保対策の実施に当たっては、二次医療圏を超えた対策等が必要になることから、都道府県、都道府県の職能団体、病院等の地域の関係者が連携して取組を進めていくことが望まれる。

五 領域の課題に応じた看護師等の確保

第一の二のとおり、領域別の今後の看護師等の需給の状況を勘案すると、訪問看護については、看護師等の確保の必要性が高い一方で、看護師等の確保が難しい状況となっており、訪問看護における看護師等の確保を推進していくことが重要になっている。

このため、都道府県においては、医療計画において、地域の実情を踏まえて、地域医療介護総合確保基金の活用や都道府県ナースセンターにおける取組の充実など、訪問看護に従事する看護師等を確保するための方策を定め、当該方策の着実な実施を図ることが重要である。

都道府県ナースセンターや都道府県の職能団体において、地域の関係団体と連携して、訪問看護での就業に資する実践的な研修を積極的に実施するとともに、都道府県ナースセンターは、個々の看護師等の意向やこれまでのキャリア等を踏まえつつ、訪問看護に係る職業紹介を推進するこ

とが重要である。また、人材確保に当たっては、事業所における雇用管理及び勤務環境整備の適切な実施や、経営の安定化等も重要であるため、都道府県ナースセンターや都道府県の職能団体においては、地域の関係団体と連携して、訪問看護ステーション、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の管理者に対する研修や相談を実施していくことが重要である。

また、訪問看護ステーションについては、経営規模の拡大によって、経営の安定化及び提供する訪問看護サービスの質の向上が図られ、安定的・効率的な人材確保に資するものと期待される。訪問看護ステーションにおいては、地域の実情等を踏まえつつ、地方公共団体や事業所間の連携や事業者規模の拡大について、検討を進めていくことが望まれる。

あわせて、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、母子保健法（昭和40年法律第141号）において産後ケア事業が位置付けられたことを踏まえて、産後ケア事業の実施に当たって必要となる助産師等の確保を図ることが重要である。

六 生涯にわたる看護師等の就業推進

今後、現役世代（担い手）が急減していく一方、総務省統計局「国勢調査」（令和2年）及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）出生中位（死亡中位）推計」によれば、65歳以上人口は、令和2年（2020年）の3,603万人から令和22年（2040年）の3,928万人へと増加するものと推計され、総人口に占める65歳以上人口の割合も、令和2年（2020年）の28.6%から令和22年（2040年）の34.8%へと増加するものと推計されている。看護師等の就業者の年齢階級別構成割合の推移を見ると、高齢期の看護師等の就業が進んでいるところであるが、今後、現役世代（担い手）が急減する中で、看護サービスの需要の増大に対応していくためには、高齢者である看護師等（55歳以上である看護師等をいう。以下同じ。）の就業を推進することが必要である。

このため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の規定に基づき、病院等は65歳までの高齢者雇用確保措置（65歳までの定年引上げ、定年制の廃止又は65歳までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置をいう。）を着実に講じるとともに、70歳までの高齢者就業確保措置（70歳までの定年引上げ、定年制の廃止、70歳までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置をいう。）の実施に努力することが必要である。また、都道府県ナースセンターは、高齢者である看護師等及び求人施設向けの研修や、高齢者である看護師等向けの求人開拓及び就業に関する情報提供等の取組を推進することが重要である。あわせて、国において、高齢者である看護師等の就業の実態等を把握するとともに、高齢者である看護師等の就業に関する好事例を収集し、周知を図ることが重要である。

今後の人生100年時代において、看護師等は生涯にわたり研鑽を積み、様々な環境で職能を高め続ける専門職業人であるとの基本的な認識に立ち、持てる能力を遺憾なく発揮できるようにすることが重要である。

第六 新興感染症や災害等への対応に係る看護師等の確保

一 専門性の高い看護師の養成・確保

令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症の重症患者の診療に当たっては、ECMO（Extra Corporeal Membrane Oxygenation（体外式膜型人工肺））や人工呼吸器の管理などを行う、専門性の高い看護師が必要となるが、同等の重症患者の管理と比べて、こうした専門性の高い看護師を多数確保することが必要となる傾向にあった。急性期医療等の分野の専門性の高い看護師は、近年増加傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症患者への対応に当たっては、そのニーズに比して不足している状況であった。

このため、新興感染症等の発生時において、病院等が新興感染症等に的確に対応できる看護師を円滑に確保できるよう、平時から、専門性の高い看護師を養成・確保することが重要であることから、第四に基づき、特定行為研修修了者、専門看護師、認定看護師その他の専門性の高い看護師の養成・確保を推進することが重要である。

二 新興感染症や災害に的確に対応できる看護師等の応援派遣

新興感染症が一部の医療機関で集中的に拡大し、看護師等の確保が困難になった場合は、他の医療機関からの新興感染症に的確に対応できる看護師等の応援派遣が必要になる。また、新興感染症が一部の地域で集中的に拡大した場合や、大規模な災害が発生した場合において、看護師等の確保が困難になったときは、他の都道府県の医療機関からの新興感染症や災害に的確に対応できる看護師等の応援派遣が必要になる。

一方、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「感染症法等改正法」という。）による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）の規定により、国において、新興感染症拡大地域や被災地域に応援派遣され、新興感染症及び災害への支援に対応できる医療従事者の養成を図り、リスト化を進めるとともに、都道府県と医療機関の間で、新興感染症や災害の発生時に、医療従事者の応援派遣に対応する旨の協定を事前に締結する仕組みが整備された。また、感染症法等改正法による改正後の感染症法（以下「新感染症法」という。）においては、新興感染症が一部の都道府県で集中的に拡大した場合等において、国において、他の都道府県の医療機関からの応援派遣を調整する全国レベルでの医療従事者の応援派遣調整を行う仕組みも法定化された。

新興感染症や災害が発生した場合において、新興感染症や災害に的確に対応できる看護師等の応援派遣を迅速に実施できるよう、新医療法及び新感染症法に基づき、新興感染症及び災害への支援に的確に対応できる看護師等（以下「災害支援ナース」という。）の養成及び応援派遣を行う仕組みを構築することが必要である。

こうした仕組みに基づき、国においては、災害支援ナースの養成及びリスト化を進めるとともに、新興感染症が一部の都道府県で集中的に拡大した場合や大規模な災害が発生した場合における全国レベルでの看護師等の応援派遣調整を行う体制を整備することが重要である。また、都道府県においては、医療機関等との連携の下、災害支援ナースの養成に係る研修の受講を推進するとともに、災害支援ナースの応援派遣に係る医療機関等との間の協定の締結を着実に進めていくことが重要である。

三 都道府県ナースセンター等における潜在看護師等の就業支援等

新型コロナウイルス感染症の発生に際しては、都道府県ナースセンターによる職業紹介や就業前の事前研修の実施を通じて、ワクチン接種業務や宿泊療養施設での業務等を中心に、潜在看護師等の新型コロナウイルス感染症関連業務への対応が進められた。今後の新興感染症の発生に際しても、ワクチン接種業務や宿泊療養施設での業務等の新興感染症関連業務において迅速な看護師等の確保を図るため、都道府県ナースセンターにおいて、潜在看護師等に係る職業紹介や就業前の事前研修を積極的に実施することが重要である。

新興感染症の発生に際しては、こうした都道府県ナースセンターにおける取組に加えて、公共職業安定所においても、潜在看護師等に係る職業紹介を進めることが重要である。また、有料職業紹介事業者においても潜在看護師等に係る職業紹介を進めると並びに看護系大学及び看護師等養成所の教員や大学院生による支援の実施も期待される。

第七 その他看護師等の確保の促進に関する重要事項

一 国民の理解の向上

看護師等の確保を進める上で、医療関係者をはじめ広く国民一人一人が、療養上の世話又は診療の補助等を行う「看護」の重要性について理解と関心を深めることを通じて、国民全体の理解を進める必要がある。これにより、看護を専門とする看護師等の社会的評価の一層の向上も期待され、看護師等の業務への誇りと就業意欲の向上につながることも、看護師等を志望する者の増加により看護師等の確保に資することが期待される。

また、国民は誰もが病を得ることがあることから、国民一人一人が傷病者等を看護することの重要性や魅力を理解し、看護に従事する者への感謝の念を持って接することが望ましい。このため、ナイチンゲールの誕生日である5月12日を「看護の日」とし、この日を含む一週間を「看護週間」としているところである。これらを中心として、その意識の高揚を図るための行事の開催等を通じ、看護の大切さを広く国民が再認識するための運動を展開することが効果的であり、その際、国民においても、広く看護に親しむ活動に参加することが望まれる。

こうした機会等で看護師等自らが看護業務についてアピールしていくことは若者をはじめ広く国民の理解の向上につながっていくものと考えられる。

なお、学校教育においても、各学校段階を通して職場体験やインターンシップを含めた看護・福祉に関する体験学習の機会の充実を図るなど、これから看護の道を志す若者の看護師等の役割に対する理解が促進されるよう適切な進路指導を行う必要がある。

あわせて、看護師等の専門性の具体的な内容及び役割並びに特定行為研修修了者、専門看護師、認定看護師その他の専門性の高い看護師の専門性の具体的な内容及び役割を発信することも重要である。

二 調査研究の推進

近年、医学・医療の高度化・専門化、生活様式・価値観の多様化に加え、多発する災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、看護に対する国民のニーズも高度化・多様化している。チーム医療の中で、看護の専門性を発揮し、国民のニーズに応えていけるよう、科学的根拠に基づく看護実践やAI・ICTの活用といった技術水準の向上や業務効率化への取組が必要である。

このため、効果的かつ効率的な質の高い看護を実現するための研究を行う研究者の育成や広く看護現場で活用される看護ケアの評価、在宅における看護技術等看護全般にわたる研究が求められており、国としてもこれらに対する支援策を講じていくことが重要である。

三 看護師等の確保を図るための看護補助者による業務実施の推進

現役世代（担い手）が急減していく一方で、高齢化の進行に伴って看護ニーズが増大している状況において、看護師等が実施する必要がある診療の補助又は療養上の世話に係る業務について、必要な看護師等の確保を図っていくためには、看護補助者が実施可能な業務については、看護補助者が担っていく環境を整備していくことが重要になる。

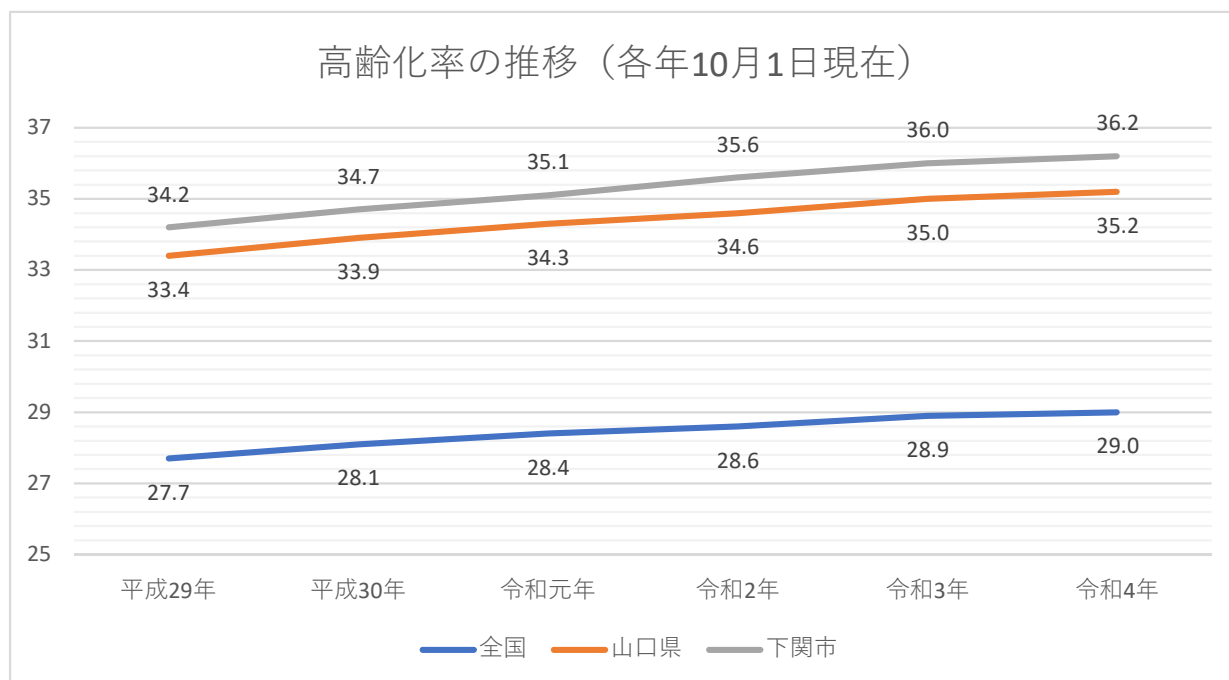
このため、国においては、看護補助者の業務に必要な知識・技術の習得に向けた研修プログラムの開発、看護補助者の活用や病院等での呼称に関する好事例の情報発信、病院管理者等を対象とした看護補助者の活用に関するセミナーの開催などの取組を行うことが重要である。

また、都道府県ナースセンターにおいては、地域の実情や病院等のニーズに応じて、職業安定法（昭和22年法律第141号）に定める必要な届出を行った上で、看護師等の無料職業紹介と併せて、看護補助者の無料職業紹介も実施することが重要である。

診療報酬において、看護補助者の配置に係る加算や看護補助者に対してより充実した研修を実施した場合等の評価を行っており、病院等においては、これらを活用しつつ、看護補助者による業務実施を推進していくことが重要である。

あわせて、看護補助者の社会的な認知の向上に努めるとともに、看護補助者の技能の向上及び把握・活用に向けていくことが重要である。

【資料3】 全国、山口県、下関市の高齢化率の推移



	全国	山口県	下関市
平成29年	27.7	33.4	34.2
平成30年	28.1	33.9	34.7
令和元年	28.4	34.3	35.1
令和2年	28.6	34.6	35.6
令和3年	28.9	35.0	36.0
令和4年	29.0	35.2	36.2

※ 国及び山口県のデータは
 統計局ホームページ 人口推計の結果の概要
 各年10月1日現在
 (<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.html#annual>) から作成

※ 下関市のデータは
 下関市ホームページ 「下関市の高齢者者人口をお知らせします」
 (<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/40/3493.html>) から作成

下関市合併10周年記念
「私の好きな下関」
絵画コンクール



八角塔屋のある旧殿居郵便局舎
垢田小学校 5年 藤永悠太郎さん

第2次下関市総合計画

I. 序論

策定の趣旨
計画の構成
総合計画の計画期間
計画策定の前提

II. 基本構想

まちづくりの基本理念
まちづくりの将来像
地域特性とまちづくりの方向

序 論

策定の趣旨

平成17年2月の合併から10年が経過し、第1次下関市総合計画の計画期間が終了することから、平成27年度以降10年間を見通す新たな行政経営の基礎となる「第2次下関市総合計画」を策定し、市民・事業者・行政が共通の目標を持って、それぞれの役割を自覚し力を結集する新たなまちづくりの方針を明確にします。

計画の構成

① 基本構想

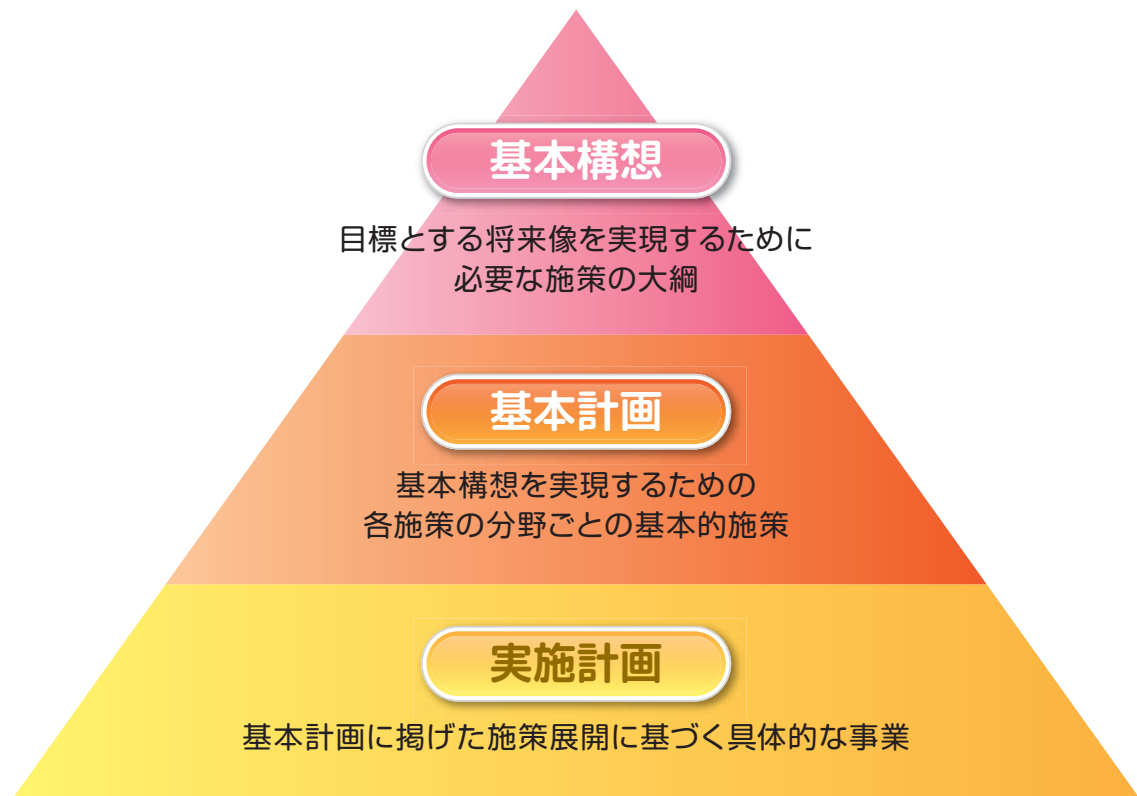
本市を取り巻く現状・課題を体系的に整理しながら、市の将来像を掲げ、目標とする将来像を実現するために必要な施策の大綱を定めます。

② 基本計画

基本構想を受けて、各施策の分野ごとに課題を掲げ、5年間において推進すべき基本的施策を示します。

③ 実施計画

基本計画に基づく施策を展開するため、具体的な事業を掲げます。計画期間は5年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直すローリング方式により、事業の進行管理を行います。

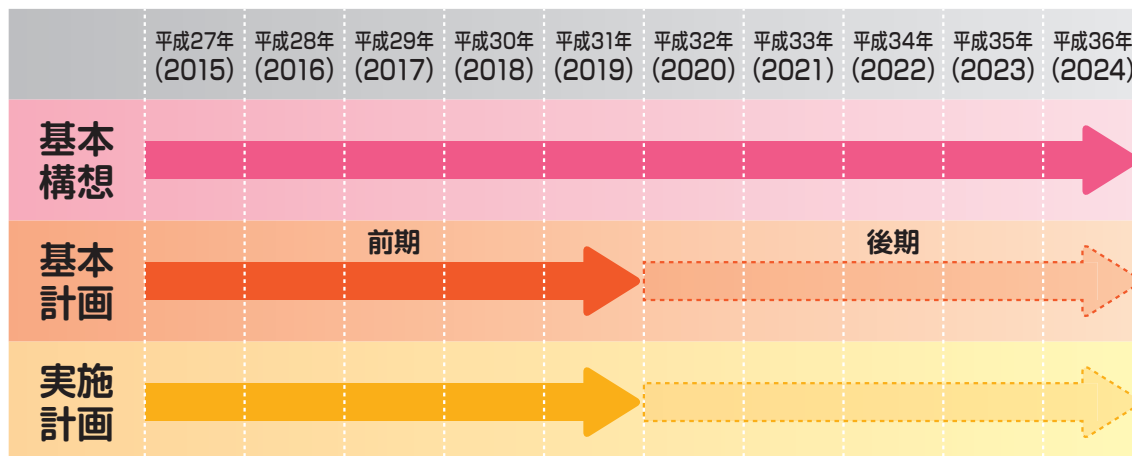


計画期間

基本構想：10年 平成27年度～平成36年度

基本計画：前期基本計画として基本構想の前期5年間

実施計画：基本計画の5年間



計画策定の前提

1. 本市を取り巻く社会的背景と課題

(1) 急速な人口減少社会への移行

わが国の総人口は、明治維新以降から近年に至るまでほぼ一貫して増加していましたが、平成17年に前年比マイナスとなってからは一転して減少傾向が続きます。全国的な人口減少のため、交流人口を拡大させる取り組みや、都市の活力を創出する取り組みが求められています。また、晩婚化等にともない、第1子出生時の母の平均年齢が上昇傾向にあり、平均出生子ども数は低下傾向にあります。少子化対策として、子ども・子育てをサポートする体制の強化が必要です。生産年齢人口の減少により、産業の担い手不足が予測されることから、人材の育成と確保が求められています。

(2) 本格的な高齢社会の到来

わが国では、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、社会保障費増大にともなう財政負担の増加が大きな問題となっています。高齢化が加速し、約3人に1人は65歳以上となり、高齢者が安心して生活できる社会の構築に取り組んでいく必要があります。高齢者がボランティア、就労など様々な活動に参

加し、地域社会の中で役割をもっていきいきと生活することで、生きがいや健康づくりにつながる社会参加の推進が求められています。また、介護へのニーズが増大することが予想され、質の高い福祉・介護人材の安定的確保は喫緊の課題となっており、小・中・高校生を対象とした介護の職場見学など、将来の福祉・介護の担い手の確保につながる取り組みが行われています。

(3)雇用環境の変化と人材育成

超円高の終息やデフレ経済からの脱却、加えて東京オリンピック開催決定など、企業を取り巻く環境に明るい兆しが見えはじめたことを背景に、雇用環境も少しずつではありますが改善されています。今後、地方への波及が期待できる一方で、若年者の非正規雇用比率は高止まっていることなど、学生時代からのキャリア教育や、人材育成に対する機会の充実が求められています。また、女性については、出産後の就業継続割合が低いなどの課題があることから、出産・子育てと仕事が両立できる環境づくりを進める必要があります。

(4)地球温暖化対策と再生可能エネルギー導入の促進

温室効果ガスの排出増加による地球温暖化など様々な環境問題が顕在化しており、環境の質を向上して人々が健康で文化的な生活を送れるようにするとともに、経済成長を達成し、環境や社会問題に対応するための投資を促進することを目指すグリーン経済への移行が求められています。また、東日本大震災を契機として、再生可能エネルギー利用への意識が一層高まっています。

(5)社会インフラと公共交通の維持・整備

社会インフラについては、厳しい財政状況の中、人口構造の変化や施設の老朽化などの課題があり、集約・減量化や長寿命化を推進しつつ、機能の見直し等が求められています。一方で、東日本大震災の発生を受け、災害に強い国土・地域づくり（国土強靭化）が求められるなど、経済の再生を支える国際交通及び幹線交通のネットワーク強化や災害時の代替性・多重性の確保等が喫緊の課題となっています。また、地域公共交通に関しては、過疎化やマイカーの普及等による利用者の減少と利便性の低下が進行しており、高齢者や子どもなど交通弱者に対する移動手段を確保し、地域社会を維持・活性化することが求められています。

2. 本市の地域特性と主な課題

(1) 地域特性

① 豊かな自然がもたらす恵みを楽しむ

- 本市は、本州最西端に位置し、三方が海に開かれています。関門海峡の景観は、本市のシンボルとして、世界にも誇れるものであるほか、響灘沿いの海岸線や角島などの島々が生み出す景観も美しく多くの人を魅了します。
- 華山等の山並みや木屋川、粟野川、豊田湖といった内陸部の自然環境も豊かで、人々の心に潤いを与え、レジャーやレクリエーションなど多彩な活用がなされています。
- こうした自然の恵みは、観光資源として活用されているほか、様々な産業の基盤になっています。
- 農畜産業においては、地域の特性を活かした各種園芸作物（野菜、果樹、花き）の栽培や酪農が盛んです。
- 水産業は、水産加工業や造船業などの関連産業集積にも寄与し、水産都市としての繁栄をもたらしてきました。

② 全国に誇れる歴史や文化の宝庫

- 本市は、全国でも屈指の内容を誇る、様々な歴史的・文化的資源を有しており、これらの資源がまちづくりに活用されています。
- 歴史の節目では、本市が重要な舞台となって、源平合戦や巖流島の戦い、明治維新など歴史上のドラマが展開されました。これらの出来事にまつわる史跡は、本市の重要な観光資源となっています。
- このような歴史的特性を背景に、文化面においては、文学や工芸、絵画、芸能、音楽など各方面で優れた人材が輩出されてきました。さらに最近では、恵まれた文化資産や地理的条件を活かしたスポーツ活動も盛んに行われ、下関海響マラソンが全国有数の人気マラソン大会として認知度を高めるなど、新たな取り組みが進められています。
- 全国的に知名度の高い「ふく」のほか、「うに」・「くじら」・「あんこう」・「いか」や「ネギ」・「トマト」など下関が誇る農水産物に加え、瓦そばやとんちゃん鍋など多彩な食文化を楽しむことができます。

③ 地理的特性・都市構造

- 本市域は、5つの市町の合併を経て構成されているため、旧市町の各中心部には一定の市街地が形成され、公共公益施設などが集積する地域の拠点となっており、各地域の拠点は山地などの地形的条件によって独立し、分散型の市街地形態となっています。
- 本市は本州と九州との結節点に位置し、アジアとも近接していることから、韓国・中国を中心とする東アジア方面との国際交流や貿易、北九州との関門連携など九州方面との交流、山陽方面、山陰方面との交流など、様々な都市間交流を行っています。
- 本市の南部は線引き都市計画区域である下関都市計画区域、中部は非線引き都市計画区域である下関北都市計画区域、北部は都市計画区域外とそれぞれ異なる土地利用の規制誘導を行っており、用途地域では都市的土地利用、用途地域外では、自然・田園・集落地としての土地利用が行われています。

(2) 主な課題

① 人口減少への対応

本市人口は1市4町合併時(平成17年)の約29万人から、平成22年には約28万人へと減少しています。今後もこの傾向が続き、平成37年には約24万人となることが予測されます。人口減少の最大の要因は自然減と若者流出による社会減であり、特に自然減は拡大傾向が続いています。社会減は縮小傾向にありますが、毎年1,000人近い人口が流出しているため、定住人口の増加は喫緊の課題であり、雇用の場の創出が必要です。

② 高齢化等への対応

本市では、高齢者人口のピークを平成32年頃迎えることが予測され、健康な高齢者を増やす取り組みや、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域と住まいで切れ目ないサービスを受けることのできる体制が求められています。また、障害者や児童等の福祉の充実を図るため、公的な支援のほか、地域等によるサポートの重要性が高まっています。

③ 滞在型観光への転換と交流人口の拡大

本市の観光形態は、通過型観光であることや近隣都市からの日帰り型観光が多いことが特徴となっており、多様なニーズに応じた宿泊施設の充実など滞在型観光への転換が求められています。また、芸術や文化、スポーツなど多分野での交流人口の拡大が求められています。また、人を惹きつける自然・歴史・文化・食などの本市の魅力を見つめなおして、多くの人に知ってもらうための情報発信力を強化し、心のこもったおもてなしを市民全体で行うことが必要です。

④ 持続的成長につながる産業の振興

農林水産業や製造業、卸売業など、本市の発展を支えてきた主力産業が、様々な環境変化に直面する中、今後の持続的成長につながる産業の振興が重要な課題となっています。「下関」というブランド（独自性）の強化や、下関の強みを活かした産業の育成及び企業誘致などによる活性化が求められています。

⑤ 地域に根差した教育の実施

心豊かな人間性を持つ下関っ子を育てるため、郷土の歴史、文化、自然等を学ぶことにより地域への誇りと愛着を持ち、地域の人々と交わることにより、学校・家庭・地域が連携した教育環境の充実を図ることが必要です。

⑥ 地域集約型都市の形成

本市は、広大な市域を有しているため、これまで整備されてきた都市基盤ストックを活用しつつ、行政サービスの提供を効率的に行えるまちづくりを進める必要があります。医療・福祉施設、商業施設等の都市機能を各拠点で分担し、市民が過度に自家用車に頼ることなく、公共交通機関によりこれらの施設にアクセスできるような地域集約型都市の形成を図る必要があります。

⑦ 災害に強いまちづくり

台風による高潮被害や集中豪雨による河川の氾濫・山崩れ等の被害、南海トラフ巨大地震による津波被害の想定などを踏まえ、防災関連施設の整備や災害対応機能の強化、市民一人ひとりの防災意識の向上など災害に強いまちづくりが求められています。

⑧ 地域コミュニティ機能の強化

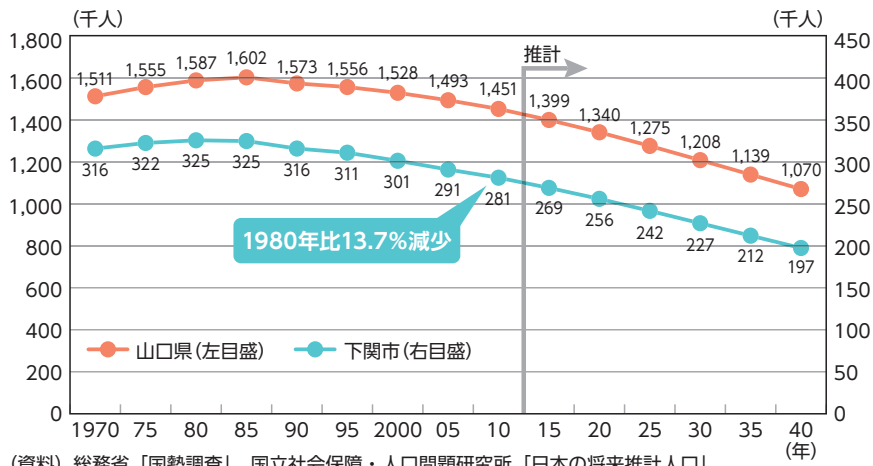
核家族化や中心市街地における人口減少、生活圏域の拡大、中山間地域の過疎化などによって、地域の連帯感や帰属意識、活力が低下し、住民相互の交流や支え合いの場としての地域コミュニティ機能が低下しています。住民や、地域コミュニティ、NPOなどが協働し、多様な主体によって課題を発見、解決していく仕組みや、行政と住民が相互に連携し、地域力を創造する仕組みの構築が求められています。

⑨ 行財政運営の効率化

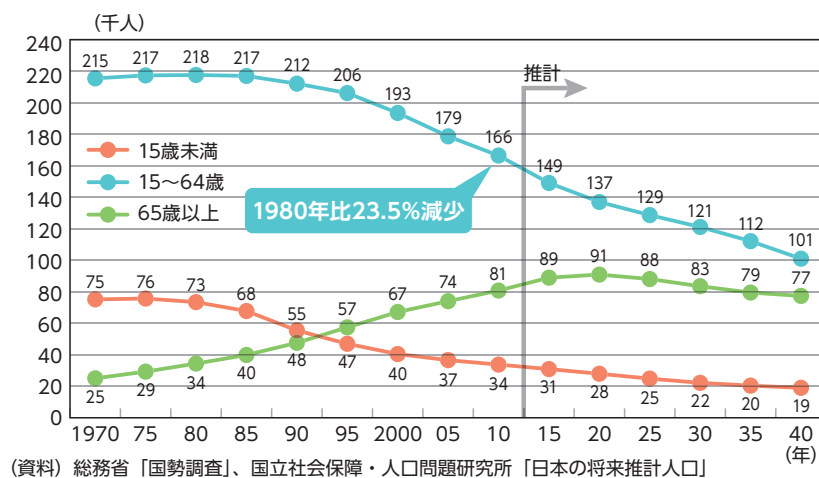
非常に厳しい財政状況の中、複雑化・多様化する市民ニーズに対応した行政サービスの提供が求められています。そのためには限られた財源の中で、各施策の重要度、達成度をもとに、優先すべき課題に対する「選択と集中」を行うことにより、行財政運営の効率化を図っていく必要があります。

3. 人口動態の現状と見通し

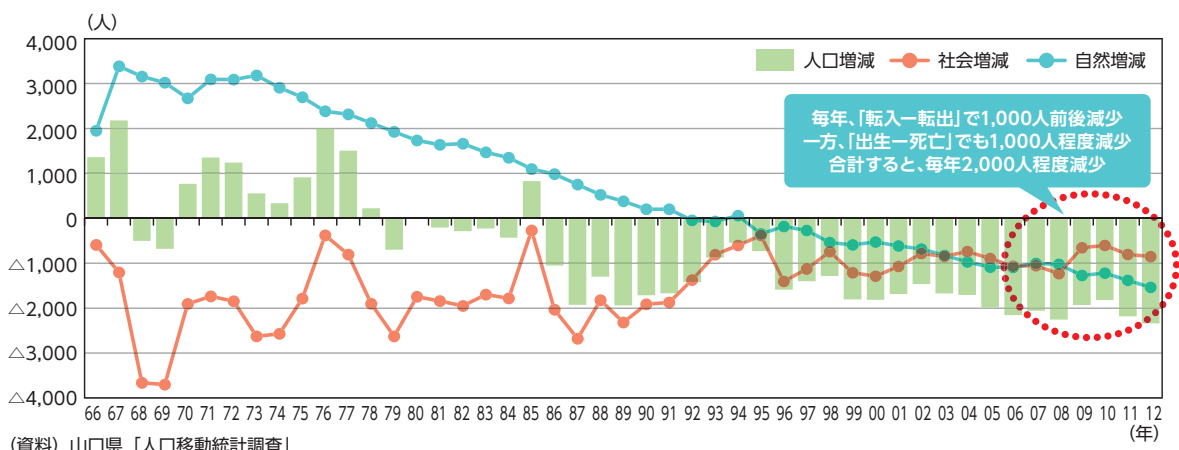
山口県及び下関市人口の推移



下関市の年齢階級別人口の推移



下関市の自然・社会増減の推移



令和4年6月
下関市 市民実感調査
報告書

令和4年8月
下関市

■ はじめに

2019 年末から続くコロナ禍やウクライナ情勢の影響により、全国的に物価が上昇し、県内景気の低迷が続き、本市財政においても「歳入の減少」が続いています。また、急速に進展する少子高齢化や市民の価値観の多様化などで「歳出の増大」も大きくなっており、財政状況は厳しさをましています。

新たな歳入確保や歳出構造の改革、職員定数の削減などで対応していますが、事業の優先順位を意識し、「選択と集中」により事業数を減らしていかなければ、市民生活に必要なサービス水準を維持していくことができなくなってしまいます。市民ニーズを把握して成果重視の市政運営を行うことが肝要であり、市民満足度の向上と併せて、行政の説明責任を果たしていくことが求められています。

このため、市民実感調査は市の取り組んでいる施策について、市民がどの程度重要と感じているか、どの程度満足しているかを調査し、その結果から市民ニーズを把握し、第2次下関市総合計画をはじめとした各種施策の成果指標の実績値等として活用するものです。

市民実感調査の結果及び本報告書の内容は、現在の市民の価値観、要求の方向性を示すものとして取りまとめており、市が進むべき方向性を検討する際の参考とし、「将来を見据えて下関市に必要なものは何か」、「行政として責任をもって行っていかなければならない施策は何か」ということを検討してまいります。

— 目 次 —

I 調査概要

1. 調査目的	1
2. 調査対象	1
3. 調査期間	1
4. 調査方法	1
5. 調査内容等	1
6. 回収状況	2

II 集計・分析方法

1. 回答者の属性内訳	2
2. 回答者属性によるクロス集計	2
3. 分析方法	2
4. 集計単位	2

III 回答者の属性内訳

1. 性別／年齢	3
2. 居住地域／年齢	4
3. 職業	5
4. 居住の経緯	6
5. 居住年数	7
6. 居住継続の意思	8
7. 住み心地	11

IV 調査結果

1. 住み心地のスコア化	12
2. 各設問の集計結果	13
3. 調査結果のスコア化	15

I 調査概要

1. 調査目的

この調査は、第2次下関市総合計画に基づいて取組みを進めている各行政分野の施策の実施状況やまちづくりの方向性などについて、市民の生活実感に基づいた評価や考え方を聴くことによって、当該施策に対する市民の意識を把握し、今後の施策展開や市政運営の方向性を検討するための基礎資料とするものです。

2. 調査対象

市内在住 18歳以上の市民 2,500人（住民基本台帳より無作為抽出）

※調査基準日：令和4年6月3日

3. 調査期間

令和4年6月3日（金）から6月22日（水）まで

4. 調査方法

郵送により対象者に調査票を配布し、返信用封筒と Web により調査を実施しました。

5. 調査内容等

(1) 設問内容

第2次下関市総合計画の施策体系に基づいて、各施策に係る市民の評価を尋ね（31問）、施策評価の成果指標の実績値として活用するものです。

(2) 回答者属性（属性別に基づく回答傾向のクロス分析の実施）

- | | | |
|---------------------------|--------------|---------------|
| ①性別 | ②年齢（年代ごとの区分） | } 9つの回答者属性を調査 |
| ③居住地域（本庁、本庁以外の支所及び総合支所単位） | | |
| ④職業 | ⑤居住の経緯 | |
| | ⑥居住年数 | |
| ⑦住み心地 | ⑧居住継続の意思 | |
| | ⑨居住継続の年数 | |

※1 居住地域の「山陰地域」は「川中・安岡・吉見・勝山・内日支所管内」、

「山陽地域」は「長府・王司・清末・小月・王喜・吉田支所管内」と定義します。

※2 年齢の「20歳代以下」は「18歳～29歳」と定義します。

(3) 市民実感調査リーフレット

市民実感調査の意義、調査協力へのお願いを市民に分かりやすく伝えるため、調査票の送付の際、市民実感調査リーフレットを添付しました。

6. 回収状況

発送数	回収数	回収率
2,500	978	39.1%

※252,413人（令和4年3月末現在、住民基本台帳）18歳以上は218,429人

注）設問内容が分からない場合や回答が判断できない場合は、空欄（無回答）とすることとしているため有効回答数は設問により異なります。

回答方法		回収数
用紙	Web	
856 (87.5%)	122 (12.5%)	978

II 集計・分析方法

1. 回答者の属性内訳

回答者の内訳に関わる設問9項目についての内訳を集計しています。

2. 回答者属性によるクロス集計

回答者属性9項目について、必要に応じてクロス集計を行い、市民（回答者）の構成を明らかにします。

3. 分析方法

第2次下関市総合計画の施策体系に基づいて、各施策に係る市民の「行動」、「感じ方」を把握する設問を設定し、「～をしている市民の場合」、「～と感じている市民の割合」のように、市民の行動・感じ方を定量化し、施策評価における成果指標の実績値として活用します。

なお、各設問に対し、「未記入」、「無効回答（二重回答、判読不能）」を除いたものを有効回答としています。

4. 集計単位

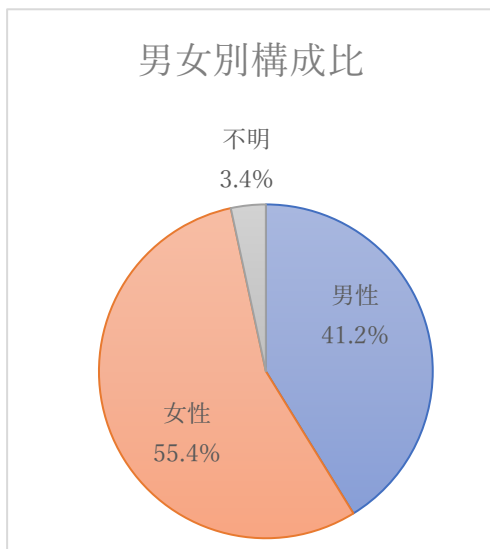
- ①回答者数や各属性の回答者に占める構成比率などは、小数第2位を四捨五入した小数第1位までの百分率で表示しています。そのため、各項目の比率を合計した値が100%にならない場合があります。
- ②一部の人を対象とする質問では、質問対象者数を分母にして算出しました。
- ③二重回答や判読不能の回答などは、無効回答に含めています。

III 回答者の属性内訳

1. 性別／年齢

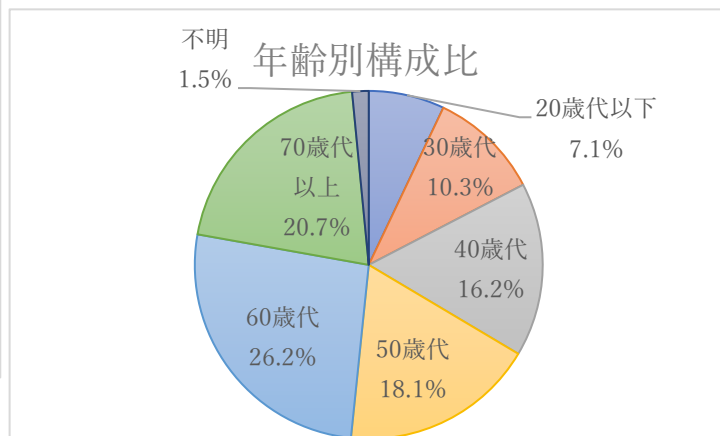
男女別

	N	%
男性	403	41.2
女性	542	55.4
不明	33	3.4
合計	978	100.0



年齢別

	N	%
20歳代以下	69	7.1
30歳代	101	10.3
40歳代	158	16.2
50歳代	177	18.1
60歳代	256	26.2
70歳以上	202	20.7
不明	15	1.5
合計	978	100.0



男女・年齢別

		年齢							合計
		20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	
合計	N	69	101	158	177	256	202	15	978
	%	7.1	10.3	16.2	18.1	26.2	20.7	1.5	100.0
男性	N	31	36	55	63	113	104	1	403
	%	7.7	8.9	13.6	15.6	28.0	25.8	0.2	100.0
女性	N	37	58	95	113	140	95	4	542
	%	6.8	10.7	17.5	20.8	25.8	17.5	0.7	100.0
不明	N	1	7	8	1	3	3	10	33
	%	3.0	21.2	24.2	3.0	9.1	9.1	30.3	100.0

○市総数：男性 117,585 人、女性 134,828 人（令和4年3月末現在。住民基本台帳による。）

○発送数：男性 1,230 人、女性 1,270 人／回収率：男性 32.76%、女性 42.68%

○回答総数 978 人のうち、女性が 55.42% を占めており、女性の回答率が男性より高くなっています。

2. 居住地域／年齢

居住地域別

地域	人口 ①	発送数 ②	抽出 係数 ②／①	郵便返 戻件数 ③	有効調 査対象 ④=②-③	回答数 ⑤	構成 比率	有効 回答率 ⑤／④	回収率 ⑤／②
本庁管内	61,636	650	1.05%	0	650	291	29.75%	44.77%	44.77%
彦島地域	23,612	241	1.02%	0	241	101	10.33%	41.91%	41.91%
山陰地域	77,911	803	1.03%	0	803	271	27.71%	33.75%	33.75%
山陽地域	53,198	502	0.94%	0	502	175	17.89%	34.86%	34.86%
菊川地域	7,355	68	0.92%	0	68	18	1.84%	26.47%	26.47%
豊田地域	4,671	38	0.81%	0	38	21	2.15%	55.26%	55.26%
豊浦地域	16,064	134	0.83%	0	134	52	5.32%	38.81%	38.81%
豊北地域	7,966	64	0.80%	0	64	26	2.66%	40.63%	40.63%
不明	—	—	—	0	—	23	2.35%	—	—
合計	252,413	2,500	0.99%	0	2,500	978	100.00%	39.12%	39.12%

※人口は、令和4年3月末現在。住民基本台帳による。

※回答数には、属性欄の回答に記入がないものを含まず。

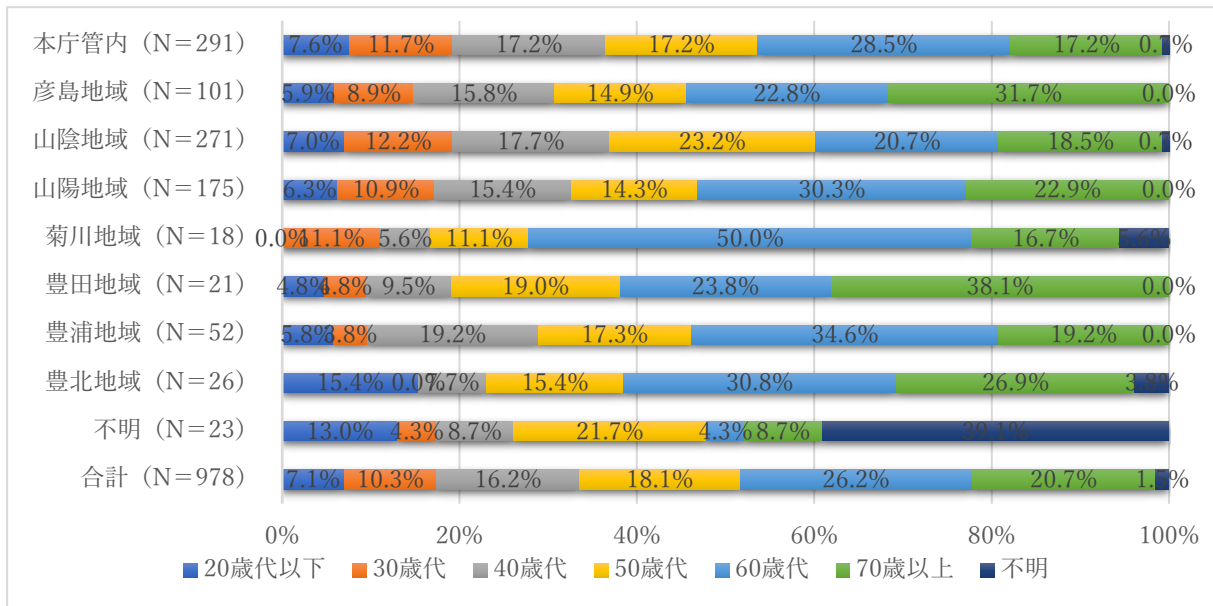
○有効回答率が最も高いのは「豊田地域」(55.26%)であり、最も低いのは「菊川地域」(26.47%)となっています。

年齢別

年齢	総数	発送数	抽出 係数	回答者数 (人)	年齢別 構成比	回収率
20歳代以下	24,668	368	1.49%	69	7.06%	18.75%
30歳代	22,932	329	1.43%	101	10.33%	30.70%
40歳代	31,991	460	1.44%	158	16.16%	34.35%
50歳代	31,715	459	1.45%	177	18.10%	38.56%
60歳代	33,977	495	1.46%	256	26.18%	51.72%
70歳以上	28,165	389	1.38%	202	20.65%	51.93%
不明	—	—	—	15	1.53%	—
合計	173,448	2,500	1.44%	978	100.00%	39.12%

○「70歳以上」の回収率が最も高く、約51.93%の人から回収しています。「60歳代」以下は、年代が下がるほど回収率が低くなっています。

居住地域別・年齢別



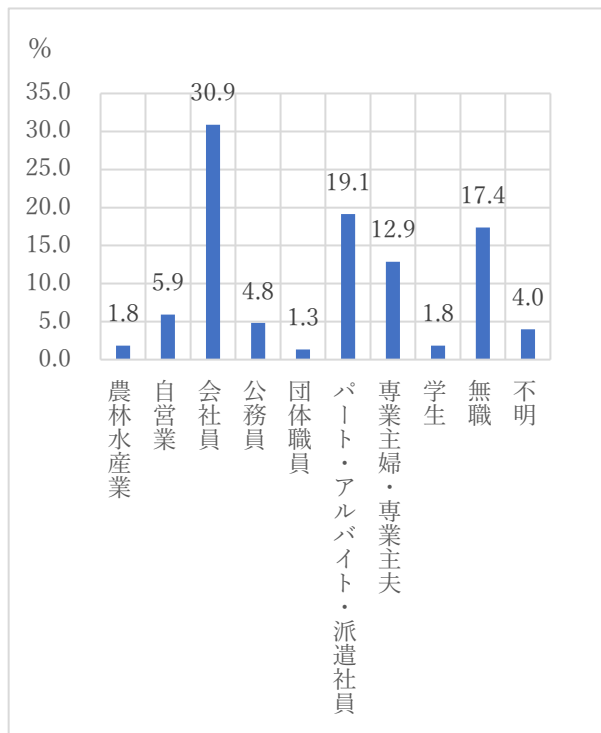
○回答者の地域別年齢別構成比を見ると、全地域において「60歳代」及び「70歳以上」が約4割を超えており、特に「菊川地域」、「豊田地域」では6割を超え、「豊北地域」、「彦島地域」、「豊浦地域」、「山陽地域」では5割を超えています。

○「20歳代以下」の構成比は、「豊北地域」以外の地域で10%未満となっています。

3. 職業

職業別

	N	%
農林水産業	18	1.8%
自営業	58	5.9%
会社員	302	30.9%
公務員	47	4.8%
団体職員	13	1.3%
パート・アルバイト・派遣社員	187	19.1%
専業主婦・主夫	126	12.9%
学生	18	1.8%
無職	170	17.4%
不明	39	4.0%
合計	978	100.0%



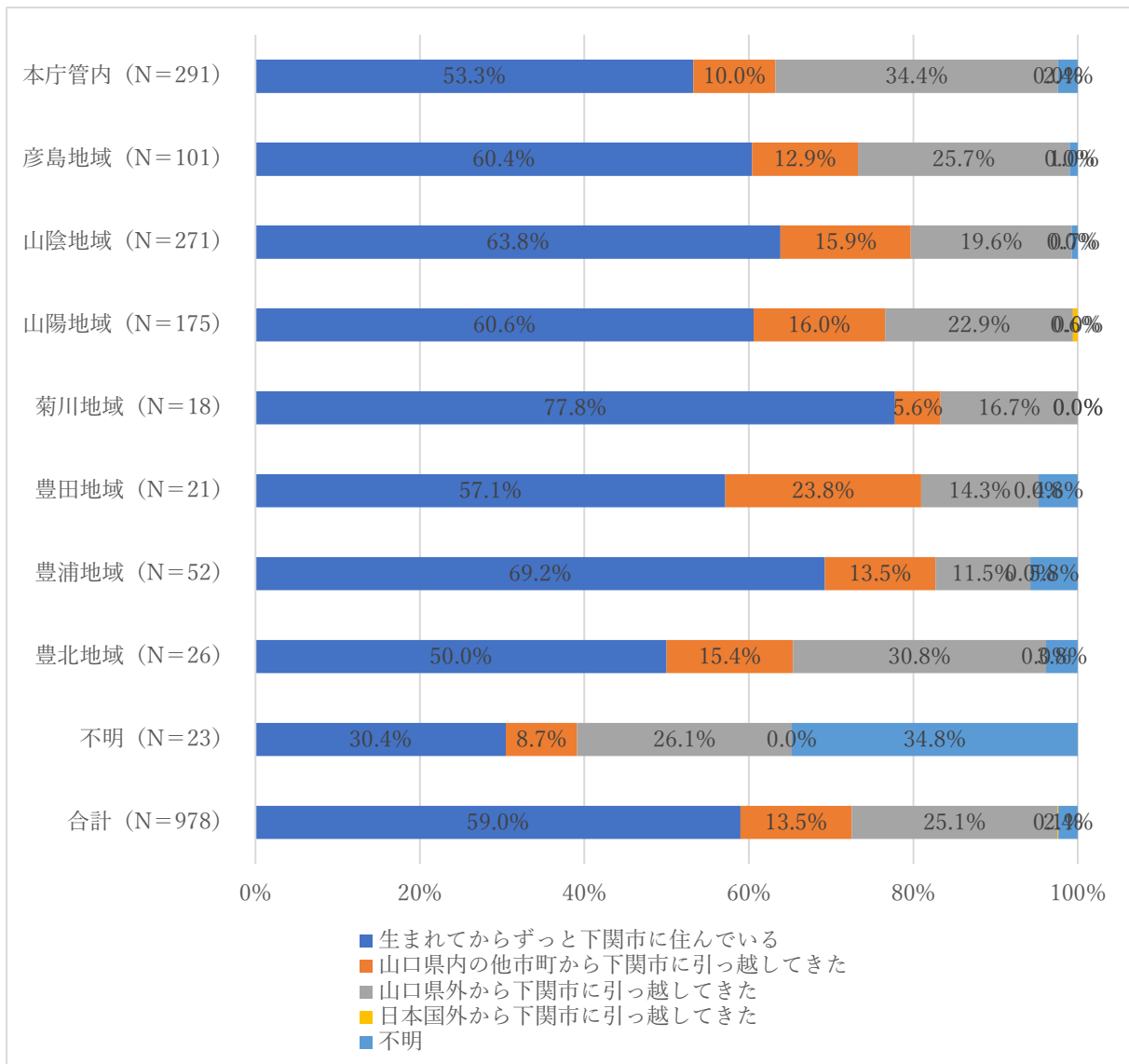
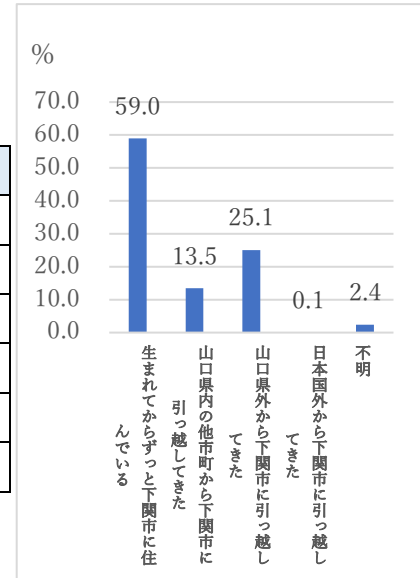
○「会社員」(302人)が最多で、続いて、「パート・アルバイト・派遣社員」(187人)、「無職」(170人)、などとなっています。

4. 居住の経緯

居住地域別・居住の経緯別

下関市に住むようになった経緯

	N	%
生まれてからずっと下関市に住んでいる	577	59.0%
山口県内の他市町から下関市に引っ越してきた	132	13.5%
山口県外から下関市に引っ越してきた	245	25.1%
日本国外から下関市に引っ越してきた	1	0.1%
不明	23	2.4%
合計	978	100.0%



山口県外から下関市に引っ越す前の都道府県

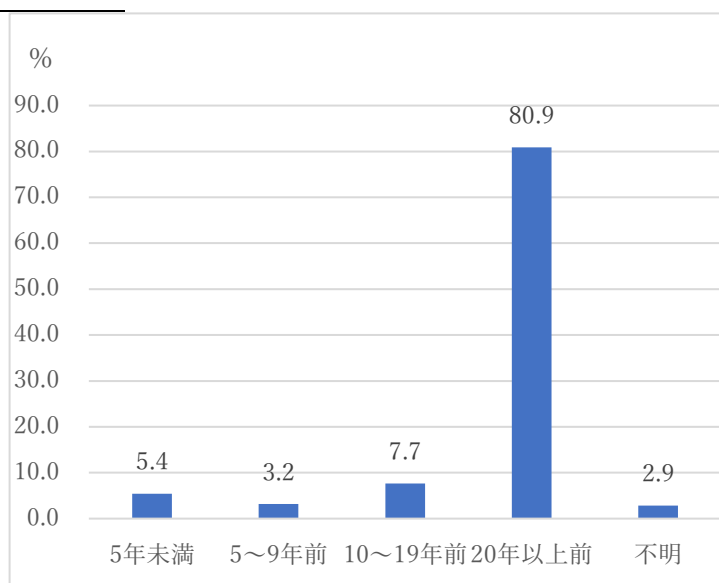
	N	%		N	%		N	%
北海道	2	0.8	京都府	2	0.8	福岡県	75	30.5
栃木県	1	0.4	大阪府	11	4.5	佐賀県	5	2.0
群馬県	2	0.8	兵庫県	6	2.4	長崎県	9	3.7
埼玉県	5	2.0	奈良県	3	1.2	熊本県	6	2.4
千葉県	4	1.6	和歌山県	1	0.4	大分県	3	1.2
東京都	14	5.7	鳥取県	1	0.4	鹿児島県	3	1.2
神奈川県	10	4.1	島根県	8	3.3	沖縄県	1	0.4
石川県	1	0.4	岡山県	9	3.7	国外	1	0.4
静岡県	2	0.8	広島県	30	12.2	不明	23	9.3
愛知県	1	0.4	香川県	1	0.4	合計	246	100.0
三重県	2	0.8	愛媛県	4	1.6			

※該当者のいない県は記載を省略しています。

5. 居住年数

下関市での居住年数

	N	%
5年未満	53	5.4
5～9年前	31	3.2
10～19年前	75	7.7
20年以上前	791	80.9
不明	28	2.9
合計	978	100.0

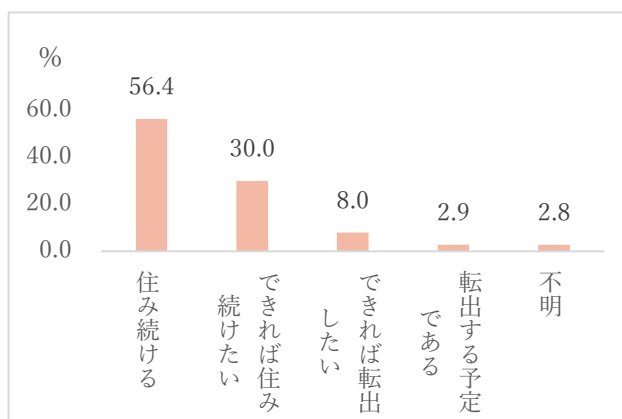


○20年以上前から下関市に居住している人が最も多く（791人）、その割合は8割を超えています。

6. 居住継続の意思

これからも下関市に住み続けたいか

	N	%
住み続ける	552	56.4
できれば住み続けたい	293	30.0
できれば転出したい	78	8.0
転出する予定である	28	2.9
不明	27	2.8
合計	978	100.0



住み続けたい理由、もしくは転出したい(する)理由 [複数回答]

	全サンプル		継続居留意向別			
	N	%	住み続ける、できれば住み続けたい		できれば転出したい、転出する予定である	
	N	%	N	%	N	%
まちへの愛着・自信・誇り・土地柄	373	38.1	353	41.8	12	11.3
都市の魅力・センス・イメージ	76	7.8	34	4.0	42	39.6
家業、親の介護などの家庭の事情	226	23.1	209	24.7	13	12.3
働く場所(仕事)	274	28.0	237	28.0	33	31.1
通勤・通学などの交通の便	159	16.3	133	15.7	26	24.5
物価の水準などの暮らしやすさ	156	16.0	139	16.4	15	14.2
物価などの住宅条件	60	6.1	54	6.4	4	3.8
教育環境	34	3.5	20	2.4	14	13.2
福祉(保育、子育て支援など)	36	3.7	24	2.8	11	10.4
福祉(高齢者・障害者サービス)	51	5.2	40	4.7	10	9.4
都市基盤(施設の充実)	50	5.1	20	2.4	29	27.4
安全・安心(保健・医療)	124	12.7	115	13.6	7	6.6
安全・安心(犯罪、災害)	278	28.4	261	30.9	13	12.3
自然や食の豊かさ	303	31.0	291	34.4	8	7.5
その他	58	5.9	44	5.2	13	12.3
不明	53	5.4	34	4.0	8	7.5
合計	978	236.3	845	237.6	106	243.4

○「住み続ける」又は「できれば住み続けたい」と答えた人の理由は、「まちへの愛着・自信・誇り・土地柄」、「自然や豊かさ」、「安全・安心(犯罪・災害)」が多くなっています。

○一方、「できれば転出したい」又は「転出する予定である」と答えた人の理由は、「都市の魅力・センス・イメージ」、「働く場所(仕事)」、「都市基盤(施設の充実)」が多くなっています。

「その他」の記述内容

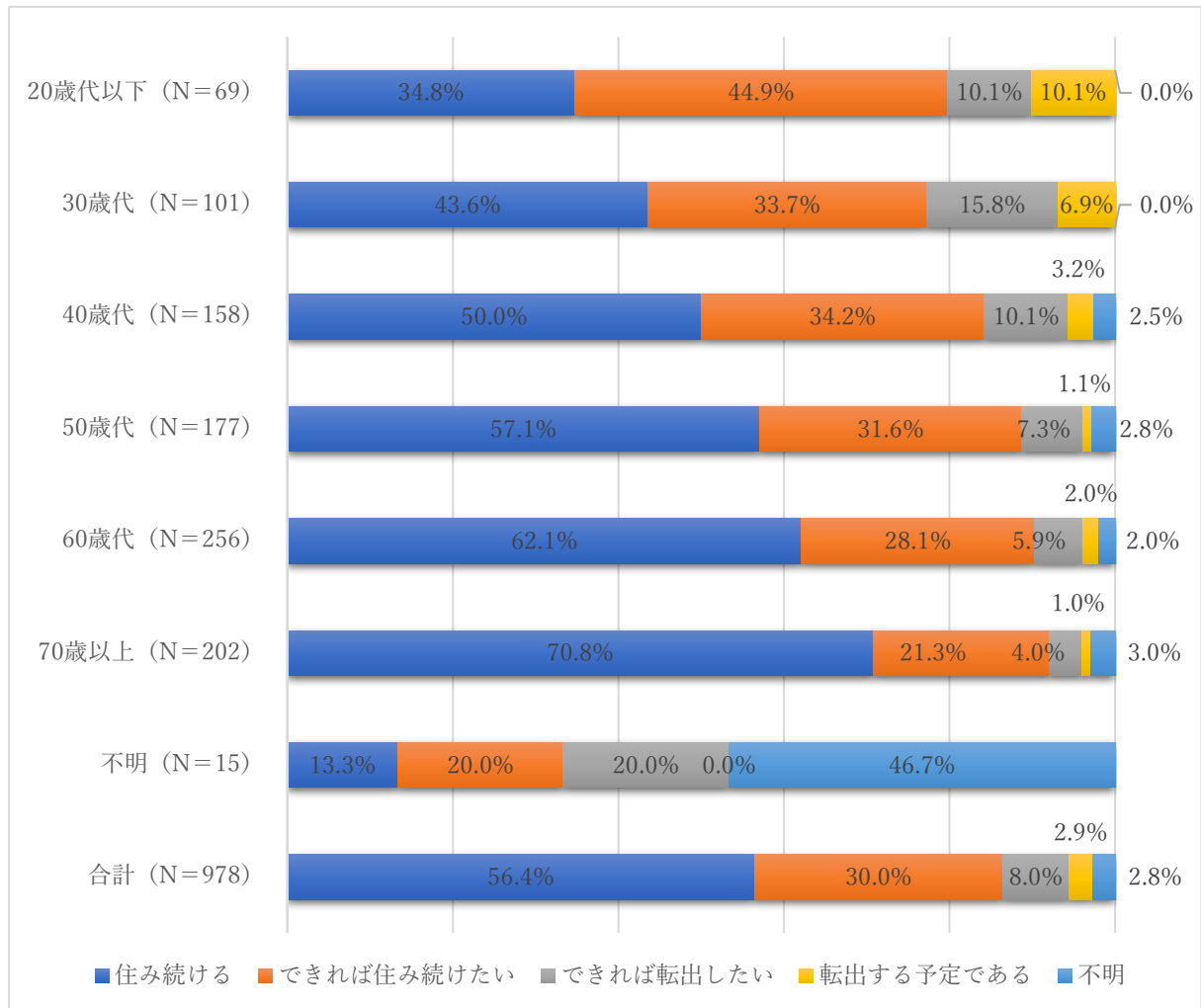
【住み続ける、できれば住み続けたい】

家庭の事情、親類縁者がいるため、地元だから、行くところがない、持ち家がある、友人知人が多い、人が優しい、慣れているから、転居のエネルギーがない、子どもの教育環境を変えたくない、気候の温暖なところ、外に出るのが面倒だから、高齢なので今後面倒を見てくれる子どもがいるから、街並みの美しさ

【できれば転出したい、転出する予定である】

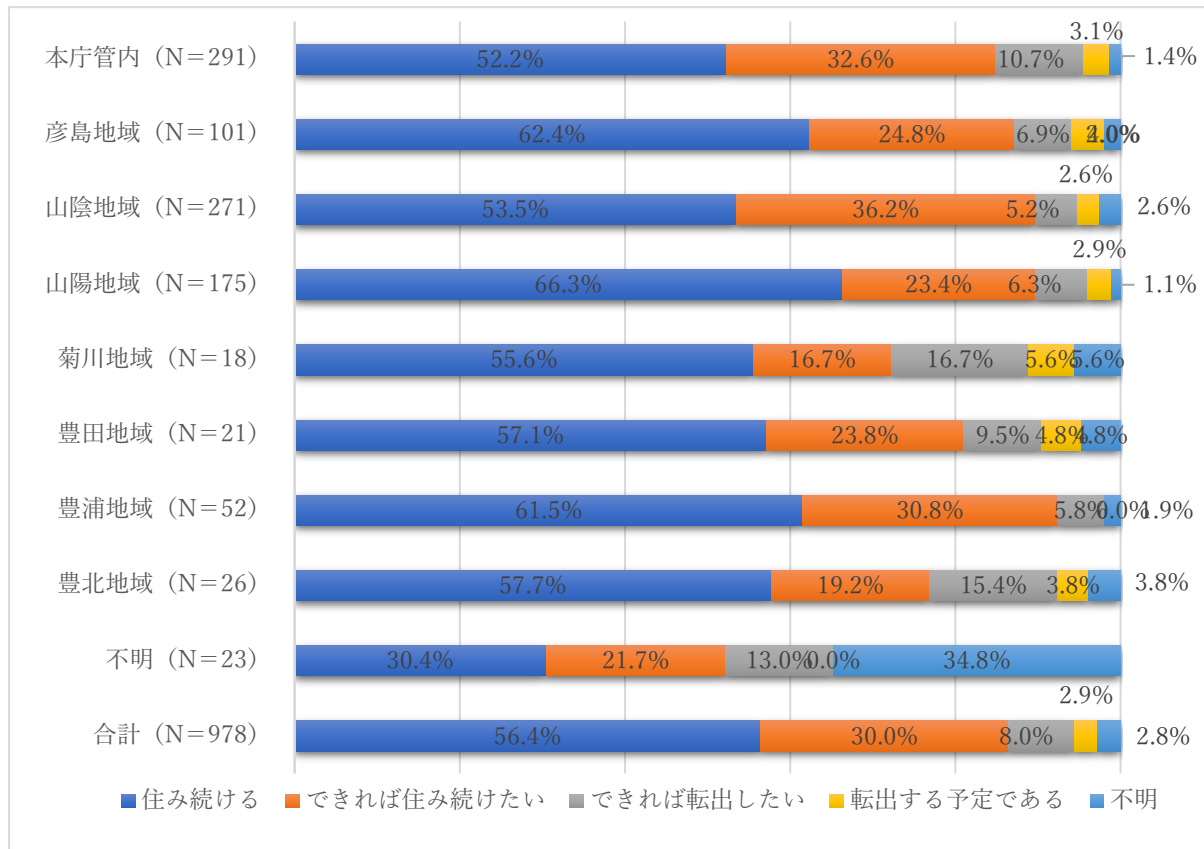
定期的に転勤があるため、家賃が高い、家族が住んでいる場所へ帰りたい、市役所は市の中心部のことしか考えていない

年齢別・居住継続の意思別

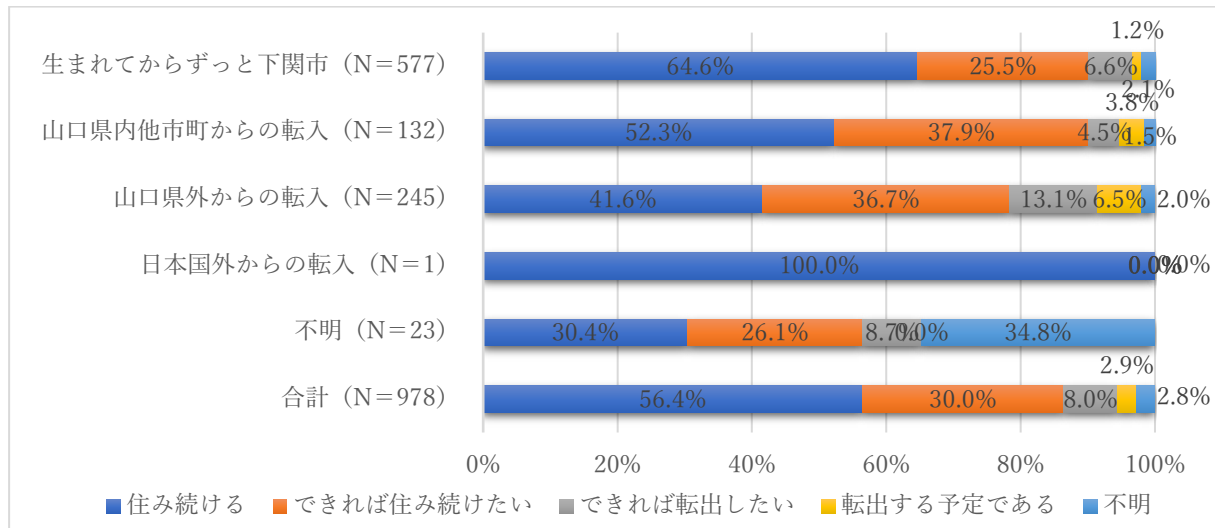


○「住み続ける」と回答した割合は、「20歳代以下」では34.8%であるのに対し、「70歳以上」では70.8%と年代が上がるほど高くなっています。「できれば転出したい」「転出する予定である」と回答した割合は「30歳代」「20歳代以下」「40歳代」で相対的に高くなっています。

居住地別・居住継続の意思別



○「住み続ける」「できれば住み続けたい」と回答した割合が「菊川地域」(72.3%)と「豊北地域」(76.9%)以外は80%を超えています。



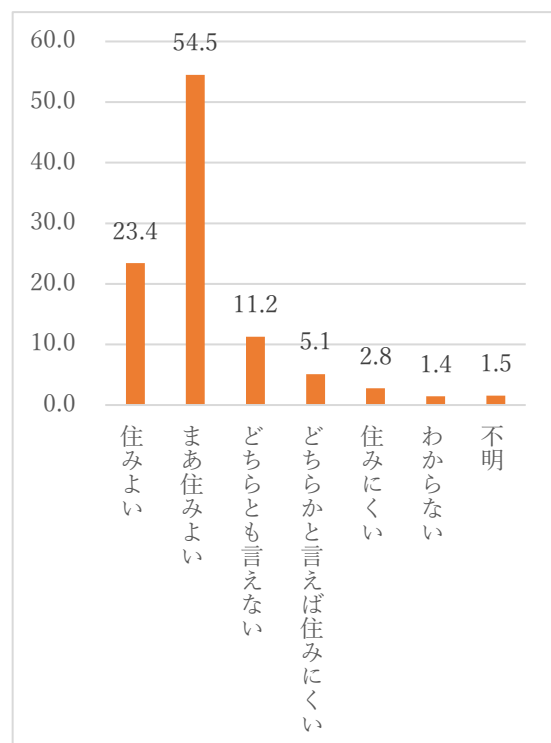
○「山口県外から下関市に引っ越してきた人では、「できれば転出したい」「転出する予定である」と回答した割合が19.6%と相対的に少し高くなっています。

○「生まれてからずっと下関市に住んでいる」「山口県内の他市町から下関市に引っ越してきた」人では、それぞれ90.1%、90.2%が「住み続ける」「できれば住み続けたい」と回答しており、定住意識が高いと言えます。

7. 住み心地

下関市の住み心地

	N	%
住みよい	229	23.4
まあ住みよい	533	54.5
どちらとも言えない	110	11.2
どちらかと言えば住みにくい	50	5.1
住みにくい	27	2.8
わからない	14	1.4
不明	15	1.5
合計	978	100.0



- 「住みよい」又は「まあ住みよい」との回答が多く、合計すると77.9%となっています。
- 一方、「どちらかと言えば住みにくい」又は「住みにくい」との回答は少なく、合計しても7.9%と1割に満たない結果となっています。

IV 調査結果

1. 住み心地のスコア化

ここで、「住みよい」との回答を+10、「まあ住みよい」との回答を+5、「どちらとも言えない」との回答を0、「どちらかと言えば住みにくい」との回答を-5、「住みにくい」との回答を-10として集計（「分からない」「不明」は集計から除外）し、その平均値でスコア化すると、下関市の住み心地スコアは+4.67となっています。

肯定回答（「住みよい」もしくは「まあ住みよい」）の割合（%）	77.9
スコア値（「住みよい」+10、「まあ住みよい」+5、「どちらとも言えない」0、「どちらかと言えば住みにくい」-5、「住みにくい」-10とした平均値。「分からない」「不明」は除外して集計）	4.67

回答者の属性ごとの「住み心地」スコア

属性		スコア	属性	スコア		
全体		4.67	年齢	20歳代以下	5.58	
				30歳代	3.99	
性別	男性	4.45	年齢	40歳代	4.18	
	女性	4.91		50歳代	4.70	
居住地	本庁管内	4.80	年齢	60歳代	4.72	
	彦島地域	4.65		70歳以上	5.15	
	山陰地域	5.24	居住経緯	生まれてからずっと	5.14	
	山陽地域	4.86		県内他市町村から	4.12	
	菊川地域	2.78		県外から	3.87	
	豊田地域	1.50		国外から	10.00	
	豊浦地域	3.80	居住年数	5年未満	4.13	
	豊北地域	2.71		5～9年前	3.71	
		10～19年前		3.11		
職業	農林水産業	3.89	居住年数	20年以上前	4.90	
	自営業	4.15		住み心地	住みよい、まあ住みよい	6.50
	会社員	4.83			どちらとも言えない	0.00
	公務員	5.11	住みにくい、どちらかと言えば住みにくい		▲ 6.75	
	団体職員	4.23	継続居住の意思		住み続ける	5.81
	パート・アルバイト・派遣社員	4.29		できれば住み続けたい	4.50	
	専業主婦・専業主夫	4.59		できれば転出したい	▲ 2.21	
	学生	6.11		転出する予定である	2.32	
無職	5.06					

2. 各設問の集計結果

このたびの調査の集計結果は、以下のとおりです。

問1

	サンプル	
	N	%
3密対策を実施したより快適な空間の創造	276	8.1%
発熱外来ネットワークを整えるためのハード・ソフト両面からの投資	264	7.7%
キャッシュレス決済の普及推進及びデータの利活用	120	3.5%
行政手続の徹底したオンライン化・電子処理化、ネット発信の強化	204	6.0%
新型コロナ感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築	315	9.2%
地域の再エネ/分散型電源の活用による脱炭素化と強靱化	93	2.7%
大胆な規制改革を伴う「コロナ対応型スーパーシティ」の前倒し実現	48	1.4%
RESASで地域経済を「見える化」、データに基づく施策立案を促進	37	1.1%
GIGAスクール構想の更なる加速・強化等による新たな時代に相応しい教育の実現	69	2.0%
オンライン診療・オンライン服薬指導を行うための支援	263	7.7%
MaaSなどを取り込んだ新たな地域交通体系の整備	72	2.1%
地域の文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス等の創造発信	131	3.8%
都市と両方の良さを生かして働く・楽しむスタイルの開拓	205	6.0%
ひとり親家庭、単身高齢者等への新しいつながりを創出	302	8.8%
強い農林水産業及び食料産業の実現に向けた新たな投資促進・労働力確保	211	6.2%
地域商社確保、観光地域づくり法人（DMO）、ローカルベンチャー等を通じ、ソーシャルデザインの力も生かした、地域経済力の強化	108	3.2%
新技術を活用した地域内物流の効率化など物流基盤の整備	125	3.7%
「新しい旅行スタイル」実現のため、宿泊、飲食、運送等のトータルな環境整備や新たなビジネス展開の促進	244	7.1%
3密対策や新たな商品と連動した誘導型の商品券・旅行券の発行	216	6.3%
地域牽引企業群の形成・事業再生等を通じた事業構造改革の徹底推進	111	3.3%
合計	978	100.0%

令和4年6月 下関市市民実感調査 結果報告書

問2	観光地の認知度は高まっていると感じますか	グラフ標記略称		感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計
		観光情報	N	274	382	296	26	978
			%	28.0	39.1	30.3	2.7	100.0
問3	文化・芸術活動に関して、市民がかかわる創作活動、行事への参加、鑑賞等の機会があると感じますか	グラフ標記略称		感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計
		文化活動機会	N	97	549	304	28	978
			%	9.9	56.1	31.1	2.9	100.0
問4	あるかばーとの開発やクルーズ客船受入など、みなとのにぎわいが創出されていると感じますか	グラフ標記略称		感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計
		観光情報	N	191	471	285	31	978
			%	19.5	48.2	29.1	3.2	100.0
問5	国際理解に対する市民意識が醸造され、外国人が訪れやすく、住みやすい環境づくりが進められていると感じますか	グラフ標記略称		感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計
		外国人環境	N	69	540	345	24	978
			%	7.1	55.2	35.3	2.5	100.0
問6	新たな農業・漁業の担い手の確保・育成や農林水産物のブランド化などの取組を推進していますが、農林水産業の振興に期待できると感じますか	グラフ標記略称		思う	思わない	どちらとも言えない	不明	合計
		農林水産	N	219	354	387	18	978
			%	22.4	36.2	39.6	1.8	100.0
問7	市内で雇用の機会が確保されていると感じますか	グラフ標記略称		感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計
		雇用機会	N	94	487	375	22	978
			%	9.6	49.8	38.3	2.2	100.0
問8	安心して、子供を産み、育てることができるまちであると感じますか	グラフ標記略称		感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計
		安心居住	N	226	303	431	18	978
			%	23.1	31.0	44.1	1.8	100.0
問9	保護者が自信と責任をもって子供を育て、地域の誰もが教育に参加でき、学校と家庭と地域住民が互いにかかわりあう社会になっていると感じますか	グラフ標記略称		感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計
		地域教育	N	123	362	471	22	978
			%	12.6	37.0	48.2	2.2	100.0
問10	図書館や公民館、博物館などが充実し、いつでも、どこでも、だれでも学習する機会があると感じますか	グラフ標記略称		感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計
		生涯生活	N	336	292	336	14	978
			%	34.4	29.9	34.4	1.4	100.0
問11	子どもたち一人ひとりに「生き抜く力」が養われていると感じますか。※「生き抜く力」とは、基礎的な知識・技能を習得し、自ら考え、判断し、表現することのできる力や思いやる心、たくましく生きるための健やかな体を、バランスよく身につけることです	グラフ標記略称		感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計
		生き抜く力	N	106	373	474	25	978
			%	10.8	38.1	48.5	2.6	100.0
問12	下関市立大学は地元の公立大学として、市民公開講座の開催や学生の地元企業への就職、産学官連携などを通じて、地域に貢献していると感じますか	グラフ標記略称		思う	思わない	どちらとも言えない	不明	合計
		下関市大	N	97	364	487	30	978
			%	9.9	37.2	49.8	3.1	100.0
問13	日常生活の中で「人権」を大切に、尊重しあう習慣が根付いていると感じますか	グラフ標記略称		思う	思わない	どちらとも言えない	不明	合計
		人権尊重	N	168	307	484	19	978
			%	17.2	31.4	49.5	1.9	100.0
問14	「男は仕事」「女は家庭」、「男性は主要な業務」「女性は補助的業務」など性別を理由として、役割を固定的に分けることにとらわれない考え方をもちますか	グラフ標記略称		もっている	もっていない	どちらとも言えない	不明	合計
		男女平等観念	N	561	167	221	29	978
			%	57.4	17.1	22.6	3.0	100.0
問15	限られた資源が大切にされていると感じますか。※下関市では、ごみの減量化の取組として4Rを推進しています。4Rとは、Reduce（リデュース/減らす）、Reuse（リユース/再利用する）、Recycle（リサイクル/再生利用する）の3Rに、下関市独自の取り組みRefusu（リフューズ/断る）を加えたものです。	グラフ標記略称		感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計
		ごみの減量化	N	308	258	380	32	978
			%	31.5	26.4	38.9	3.3	100.0
問16	あなたは、現住居に安心して住めると感じますか	グラフ標記略称		感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計
		安心居住	N	568	125	262	23	978
			%	58.1	12.8	26.8	2.4	100.0

令和4年6月 下関市市民実感調査 結果報告書

問17	下関らしい豊かで潤いのある景観づくりが推進されていると感じますか	グラフ標記略称	感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計	
		景観	N 225 % 23.0	300 30.7	428 43.8	25 2.6	978 100.0	
問18	地域に応じた都市機能が充実しまちの賑わいや魅力があると感じていますか。※都市機能：居住・商業・工業・公共公益機能など、都市的サービスを提供する機能。	グラフ標記略称	感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計	
		都市機能	N 104 % 10.6	493 50.4	349 35.7	32 3.3	978 100.0	
問19	バイパス工事や改良工事など道路の整備が進み、安全・便利で快適な道路機能が構築されていると感じますか	グラフ標記略称	感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計	
		道路整備	N 513 % 52.5	173 17.7	269 27.5	23 2.4	978 100.0	
問20	上下水道は、市民にとって安全で、いつでも安心な生活を営むために、寄与していると思いますか	グラフ標記略称	思う	思わない	どちらとも言えない	不明	合計	
		上下水道	N 678 % 69.3	81 8.3	195 19.9	24 2.5	978 100.0	
問21	飲食店での食事、食品・生活用品、理・美容院や公衆浴場など、生活に必要な物や場所は、衛生的で安心して利用することができると思いますか	グラフ標記略称	思う	思わない	どちらとも言えない	不明	合計	
		生活衛生基盤	N 592 % 60.5	66 6.7	297 30.4	23 2.4	978 100.0	
問22	高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって安心して生活を送っていると思いますか	グラフ標記略称	思う	思わない	どちらとも言えない	不明	合計	
		高齢者生活	N 249 % 25.5	225 23.0	484 49.5	20 2.0	978 100.0	
問23	障害のある人が、住み慣れた地域で生きがいをもって安心して生活を送っていると思いますか	グラフ標記略称	思う	思わない	どちらとも言えない	不明	合計	
		障害者生活	N 114 % 11.7	252 25.8	582 59.5	30 3.1	978 100.0	
問24	あなたは、健康であると実感していますか	グラフ標記略称	実感している	概ね実感	どちらとも言えない	あまり実感していない	不明	合計
		健康実感	N 196 % 20.0	418 42.7	150 15.3	150 15.3	46 4.7	18 1.8
問25	日常の暮らしの中で、相談できる人や場所がありますか	グラフ標記略称	ある	ない	どちらとも言えない	不明	合計	
		暮らし相談	N 622 % 63.6	145 14.8	190 19.4	21 2.1	978 100.0	
問26	地域福祉を担う組織や団体の取組みは充実し、安心して生活が送れると感じますか	グラフ標記略称	感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計	
		地域福祉	N 162 % 16.6	243 24.8	545 55.7	28 2.9	978 100.0	
問27	市報やホームページなどの広報媒体によって、行政の情報が分かりやすく市民に伝わっていると思いますか	グラフ標記略称	思う	思わない	どちらとも言えない	不明	合計	
		行政情報	N 321 % 32.8	268 27.4	370 37.8	19 1.9	978 100.0	
問28	行政の電子化が進み、ホームページから行政情報を収集したり、公共施設の予約ができたりするなど、行政サービスが快適で、便利になったと感じますか	グラフ標記略称	感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計	
		行政電子化	N 236 % 24.1	289 29.6	428 43.8	25 2.6	978 100.0	
問29	自治会活動や地域活動などを通じて、地域での支え合いを感じますか	グラフ標記略称	感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計	
		自治会活動	N 216 % 22.1	326 33.3	415 42.4	21 2.1	978 100.0	
問30	人のつながりを大切にし、地域の力が生きる「住民自治によるまちづくり」（まちづくり協議会）の取組みが進んできたと感じますか	グラフ標記略称	感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計	
		住民自治	N 147 % 15.0	376 38.4	426 43.6	29 3.0	978 100.0	
問31	まちづくり協議会への支援や地域づくりの人材育成などをはじめとする、地域のまちづくりを推進することは重要だと感じますか	グラフ標記略称	感じる	感じない	どちらとも言えない	不明	合計	
		町づくり重要性	N 656 % 67.1	80 8.2	218 22.3	24 2.5	978 100.0	

3. 調査結果のスコア化

ここで、調査結果のうち「感じる」、「思う」といった肯定的な回答を+10、「感じない」、「思わない」といった否定的な回答を-10、「どちらとも言えない」との回答を0として集計（「分からない」「不明」は集計から除外）し、その平均値でスコア化すると、以下の結果になっています。

※問24のみ、「概ね実感」との回答を+5、「あまり実感していない」との回答を-5として集計

令和4年6月 下関市市民実感調査 結果報告書

		問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10	問11	問12	問13	問14	問15
全体		▲ 1.13	▲ 4.76	▲ 2.96	▲ 4.94	▲ 1.41	▲ 4.11	▲ 0.80	▲ 2.50	0.46	▲ 2.80	▲ 2.82	▲ 1.45	4.15	0.53
性別	男性	▲ 1.11	▲ 5.13	▲ 3.18	▲ 5.14	▲ 2.24	▲ 3.89	▲ 1.95	▲ 2.88	0.28	▲ 2.86	▲ 3.22	▲ 1.70	3.83	0.31
	女性	▲ 1.10	▲ 4.40	▲ 2.69	▲ 4.74	▲ 0.71	▲ 4.27	0.28	▲ 2.12	0.69	▲ 2.71	▲ 2.43	▲ 1.20	4.56	0.79
居住地	本庁管内	▲ 0.73	▲ 4.45	▲ 2.82	▲ 4.59	▲ 1.37	▲ 4.61	▲ 0.74	▲ 2.31	1.01	▲ 2.98	▲ 2.91	▲ 1.20	4.43	0.71
	彦島地域	▲ 1.77	▲ 5.42	▲ 2.50	▲ 6.20	▲ 2.08	▲ 4.26	▲ 0.89	▲ 2.77	0.79	▲ 3.80	▲ 3.30	▲ 0.80	3.74	0.10
	山陰地域	▲ 1.34	▲ 4.87	▲ 2.97	▲ 5.26	▲ 0.93	▲ 3.38	▲ 0.19	▲ 1.94	0.67	▲ 2.47	▲ 2.36	▲ 1.16	4.05	0.71
	山陽地域	▲ 1.01	▲ 4.41	▲ 2.72	▲ 4.60	▲ 0.63	▲ 3.76	▲ 0.17	▲ 2.60	0.81	▲ 2.50	▲ 3.20	▲ 2.07	4.44	0.64
	菊川地域	▲ 2.78	▲ 6.67	▲ 5.56	▲ 4.12	▲ 5.88	▲ 4.12	▲ 2.94	▲ 2.35	▲ 1.76	▲ 4.71	▲ 4.12	▲ 4.71	2.50	▲ 3.13
	豊田地域	▲ 3.50	▲ 3.50	▲ 1.50	▲ 4.74	▲ 6.50	▲ 6.00	▲ 4.00	▲ 4.50	▲ 1.00	▲ 5.00	▲ 2.50	▲ 3.00	2.86	0.50
	豊浦地域	▲ 0.40	▲ 4.20	▲ 3.60	▲ 4.40	▲ 0.59	▲ 4.04	▲ 1.92	▲ 3.73	▲ 2.31	▲ 2.50	▲ 2.55	▲ 2.31	5.71	0.80
	豊北地域	▲ 0.40	▲ 7.20	▲ 5.60	▲ 4.80	▲ 2.00	▲ 7.50	▲ 4.80	▲ 4.00	▲ 3.60	▲ 0.83	▲ 2.08	▲ 0.40	3.20	2.08
職業	農林水産業	▲ 2.50	▲ 6.25	▲ 7.50	▲ 7.65	▲ 4.44	▲ 4.44	▲ 2.94	▲ 0.59	0.59	▲ 4.12	▲ 2.94	▲ 1.76	2.94	▲ 1.25
	自営業	▲ 2.14	▲ 5.44	▲ 4.11	▲ 6.18	▲ 1.48	▲ 5.89	▲ 1.58	▲ 4.21	▲ 0.70	▲ 3.68	▲ 3.93	▲ 1.79	4.36	▲ 0.36
	会社員	▲ 1.40	▲ 5.18	▲ 2.39	▲ 4.87	▲ 1.31	▲ 3.41	▲ 1.04	▲ 2.37	1.27	▲ 2.46	▲ 3.05	▲ 1.31	5.27	▲ 0.27
	公務員	1.70	▲ 3.40	▲ 3.70	▲ 5.11	0.21	▲ 2.77	▲ 0.85	▲ 2.55	▲ 0.43	▲ 4.04	▲ 2.55	▲ 2.13	4.89	1.28
	団体職員	▲ 1.54	▲ 6.92	▲ 1.54	▲ 5.38	▲ 6.15	▲ 6.15	▲ 3.08	▲ 4.62	▲ 3.08	▲ 3.08	▲ 1.54	▲ 0.77	5.38	0.77
	パート・アルバイト・派遣社員	▲ 1.01	▲ 4.83	▲ 2.02	▲ 4.22	▲ 1.24	▲ 4.54	▲ 0.70	▲ 2.05	0.54	▲ 2.03	▲ 2.25	▲ 2.54	3.31	0.44
	専業主婦・専業主夫	▲ 1.71	▲ 4.27	▲ 2.98	▲ 5.41	▲ 1.12	▲ 4.80	0.50	▲ 3.31	0.65	▲ 2.70	▲ 2.87	▲ 0.98	3.68	1.52
	学生	3.53	▲ 2.35	1.18	0.00	1.18	1.76	2.35	0.59	4.71	▲ 1.18	0.00	4.12	3.89	5.00
	無職	▲ 1.20	▲ 4.21	▲ 4.18	▲ 5.21	▲ 1.75	▲ 4.36	▲ 0.66	▲ 2.09	▲ 0.42	▲ 3.27	▲ 2.82	▲ 1.08	3.35	1.24
	年齢	20歳代以下	0.29	▲ 4.71	▲ 1.34	▲ 2.39	▲ 0.59	▲ 0.75	1.47	▲ 0.15	2.21	▲ 2.21	▲ 2.27	1.62	6.09
30歳代		▲ 2.30	▲ 4.85	▲ 1.20	▲ 3.20	▲ 1.10	▲ 2.73	▲ 1.40	▲ 2.70	1.19	▲ 2.83	▲ 2.42	▲ 1.20	4.34	1.01
40歳代		▲ 0.53	▲ 4.21	▲ 2.50	▲ 4.14	▲ 0.90	▲ 3.38	▲ 0.32	▲ 1.40	0.96	▲ 1.60	▲ 2.44	▲ 0.89	4.81	▲ 0.45
50歳代		0.63	▲ 4.60	▲ 3.26	▲ 5.20	▲ 1.26	▲ 4.54	▲ 0.28	▲ 2.50	1.14	▲ 2.36	▲ 2.20	▲ 2.08	4.24	0.70
60歳代		▲ 1.47	▲ 4.80	▲ 3.20	▲ 5.69	▲ 1.43	▲ 5.18	▲ 1.44	▲ 3.58	▲ 0.24	▲ 3.52	▲ 3.56	▲ 1.51	4.22	0.12
70歳以上		▲ 2.62	▲ 5.23	▲ 4.15	▲ 6.28	▲ 2.12	▲ 4.80	▲ 1.12	▲ 2.59	▲ 0.51	▲ 3.49	▲ 3.03	▲ 2.28	2.75	1.13
居住経緯	生まれてからずっと	▲ 0.68	▲ 4.86	▲ 2.59	▲ 4.81	▲ 1.29	▲ 4.15	▲ 0.85	▲ 2.44	0.74	▲ 2.79	▲ 3.01	▲ 1.44	4.17	0.38
	県内他市町村から	▲ 1.55	▲ 4.45	▲ 2.48	▲ 4.73	▲ 2.15	▲ 4.00	▲ 1.01	▲ 2.73	0.00	▲ 3.05	▲ 3.05	▲ 2.25	3.65	1.02
	県外から	▲ 2.13	▲ 4.75	▲ 4.03	▲ 5.38	▲ 1.32	▲ 4.12	▲ 0.54	▲ 2.41	0.08	▲ 2.92	▲ 2.34	▲ 1.16	4.46	0.66
	国外から	0.00	▲ 10.00	▲ 10.00	0.00	0.00	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	▲ 10.00	▲ 10.00
居住年数	5年未満	0.59	▲ 3.85	▲ 0.58	▲ 3.02	▲ 0.19	▲ 2.12	1.70	0.00	2.26	▲ 1.70	▲ 2.12	0.57	6.54	5.09
	5～9年前	0.32	▲ 2.90	▲ 2.26	▲ 3.45	0.33	▲ 3.00	1.67	0.33	2.67	▲ 2.41	0.67	0.33	5.48	1.29
	10～19年前	▲ 2.33	▲ 3.29	▲ 4.11	▲ 4.19	▲ 1.35	▲ 3.65	▲ 1.22	▲ 2.43	1.08	▲ 1.92	▲ 2.05	▲ 1.22	3.20	▲ 0.67
	20年以上前	▲ 1.19	▲ 5.08	▲ 2.99	▲ 5.17	▲ 1.52	▲ 4.36	▲ 0.94	▲ 2.76	0.20	▲ 2.98	▲ 3.06	▲ 1.63	4.00	0.29
住み心地	住みよい、まあ住みよい	▲ 0.53	▲ 4.55	▲ 2.45	▲ 4.70	▲ 0.71	▲ 3.61	0.41	▲ 1.81	1.29	▲ 2.51	▲ 2.51	▲ 1.00	4.75	1.10
	どちらとも言えない	▲ 3.24	▲ 5.24	▲ 4.29	▲ 5.23	▲ 4.00	▲ 5.36	▲ 4.91	▲ 4.86	▲ 3.12	▲ 4.13	▲ 3.67	▲ 2.39	1.79	▲ 1.73
	住みにくい、どちらかと言えば住み	▲ 4.38	▲ 6.03	▲ 5.48	▲ 6.71	▲ 4.19	▲ 6.49	▲ 5.95	▲ 5.00	▲ 2.57	▲ 4.46	▲ 4.72	▲ 3.78	2.40	▲ 1.33
継続居住の意思	住み続ける	▲ 0.85	▲ 4.53	▲ 2.60	▲ 4.80	▲ 1.03	▲ 3.85	0.04	▲ 2.02	1.19	▲ 2.62	▲ 2.40	▲ 0.98	4.11	1.00
	できれば住み続けたい	▲ 0.74	▲ 4.61	▲ 2.79	▲ 4.58	▲ 1.14	▲ 3.75	▲ 1.07	▲ 2.72	0.07	▲ 2.75	▲ 3.11	▲ 1.76	4.68	0.36
	できれば転出したい	▲ 4.61	▲ 6.97	▲ 5.73	▲ 6.97	▲ 5.26	▲ 7.50	▲ 4.80	▲ 5.00	▲ 2.89	▲ 4.47	▲ 4.53	▲ 3.68	4.13	▲ 1.84
	転出する予定である	0.36	▲ 3.57	▲ 2.14	▲ 4.07	▲ 0.37	▲ 2.86	▲ 1.07	▲ 1.79	▲ 0.36	▲ 1.43	▲ 1.79	0.00	3.21	0.71

令和4年6月 下関市市民実感調査 結果報告書

		問16	問17	問18	問19	問20	問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30	問31
全体		4.64	▲0.79	▲4.11	3.56	6.26	5.51	0.25	▲1.46	2.96	4.98	▲0.85	0.55	▲0.56	▲1.15	▲2.41	6.04
性別	男性	5.05	▲1.20	▲3.80	3.39	6.33	5.39	0.53	▲1.57	2.44	3.90	▲0.90	0.05	▲0.79	▲1.04	▲2.44	6.11
	女性	4.47	▲0.53	▲4.24	3.76	6.27	5.63	0.04	▲1.26	3.36	5.80	▲0.76	1.07	▲0.15	▲1.16	▲2.34	6.06
居住地域	本庁管内	4.28	▲1.21	▲4.18	3.92	6.43	5.67	0.14	▲1.63	3.49	4.73	▲0.60	0.25	▲0.60	▲3.04	▲3.55	6.14
	彦島地域	4.85	▲1.31	▲4.55	3.94	5.96	5.15	▲0.30	▲2.58	2.70	5.76	▲1.11	▲0.31	▲1.72	▲0.20	▲2.14	5.25
	山陰地域	5.41	0.00	▲3.11	4.68	6.27	5.74	0.89	▲0.79	3.21	5.94	▲0.23	1.55	0.04	▲0.48	▲1.98	6.58
	山陽地域	5.96	▲0.06	▲4.29	2.50	7.02	6.08	1.05	▲1.25	3.22	4.44	▲1.07	0.87	0.53	0.00	▲1.54	6.41
	菊川地域	1.25	▲3.75	▲5.63	2.50	6.25	5.63	▲1.25	▲2.35	0.29	5.29	▲2.35	0.00	▲1.18	▲2.35	▲2.35	3.53
	豊田地域	▲0.95	▲3.50	▲4.21	▲0.48	6.67	4.00	▲1.50	▲2.50	1.19	3.00	▲1.00	▲1.00	▲3.81	▲0.95	▲1.50	4.29
	豊浦地域	3.73	▲1.40	▲5.10	1.60	3.92	3.73	▲0.98	▲1.18	1.63	2.94	▲1.73	▲0.38	▲0.60	▲0.77	▲1.18	6.08
	豊北地域	1.15	▲3.85	▲7.20	1.54	6.00	4.23	▲1.92	▲3.08	0.77	2.69	▲4.00	▲1.54	▲5.00	2.31	▲4.23	5.77
職業	農林水産業	2.94	▲2.50	▲3.75	1.18	7.65	5.63	0.00	▲2.50	1.94	3.53	▲1.88	0.59	▲1.67	0.00	▲0.59	3.89
	自営業	4.74	▲0.36	▲5.09	3.64	5.18	4.56	0.00	▲2.11	2.89	4.29	▲0.54	0.18	0.36	▲1.07	▲1.27	6.25
	会社員	5.22	▲0.60	▲3.56	4.35	6.34	5.93	0.67	▲1.46	4.05	5.32	▲0.94	▲0.50	▲0.98	▲1.52	▲2.82	6.67
	公務員	6.17	0.43	▲2.61	2.13	7.87	5.32	0.85	▲1.30	4.36	5.74	1.09	1.06	0.85	▲0.85	▲1.49	5.11
	団体職員	6.92	▲3.85	▲6.15	2.31	10.00	6.15	1.54	0.77	4.62	3.08	0.00	2.31	0.77	▲3.85	▲5.38	1.54
	パート・アルバイト・派遣社員	3.17	▲0.33	▲4.58	3.35	5.38	5.17	▲0.82	▲1.15	2.60	4.04	▲0.94	0.71	0.16	▲1.52	▲2.50	5.43
	専業主婦・専業主夫	4.84	▲1.29	▲4.76	4.24	7.10	5.92	▲0.72	▲1.87	2.64	5.97	▲1.13	1.46	▲0.65	▲0.16	▲1.54	6.99
	学生	8.33	6.67	2.22	5.00	7.78	7.78	2.22	0.59	6.11	7.22	2.22	1.11	0.56	▲0.56	▲2.78	7.78
	無職	4.18	▲1.96	▲4.51	2.50	6.04	5.06	1.04	▲1.47	0.93	4.64	▲1.17	1.38	▲1.23	▲0.79	▲2.84	5.80
年齢	20歳代以下	7.10	3.33	0.00	6.23	7.83	7.83	2.61	0.15	6.38	7.83	1.18	0.43	0.88	▲1.16	▲2.09	6.62
	30歳代	4.40	▲0.20	▲3.33	3.64	6.00	6.16	1.90	▲1.21	4.75	6.20	0.61	0.41	0.10	▲2.42	▲3.03	6.10
	40歳代	4.71	▲0.25	▲3.16	4.23	6.09	5.58	1.15	▲0.76	3.20	5.38	▲0.45	0.06	0.00	▲0.63	▲2.09	5.32
	50歳代	4.46	▲0.06	▲3.93	4.40	6.09	6.21	▲0.17	▲1.40	1.72	4.22	▲0.99	0.63	0.29	▲0.92	▲2.03	5.57
	60歳代	4.22	▲1.68	▲5.74	3.19	6.20	4.70	▲1.11	▲2.31	2.72	4.44	▲1.49	0.32	▲0.96	▲1.76	▲3.12	6.35
	70歳以上	4.77	▲2.50	▲4.66	1.86	6.34	4.85	0.00	▲1.66	2.17	4.39	▲1.59	1.31	▲1.91	▲0.26	▲1.86	6.58
居住経緯	生まれてからずっと	5.05	▲0.43	▲3.80	4.30	6.50	5.64	0.74	▲1.13	3.15	5.22	▲0.50	0.71	▲0.35	▲0.64	▲1.91	6.27
	県内他市町村から	4.88	▲1.34	▲4.64	2.60	6.61	5.39	▲0.63	▲2.38	2.34	4.45	▲0.88	0.86	▲0.80	▲1.33	▲2.46	5.35
	県外から	3.68	▲1.33	▲4.46	2.31	5.56	5.31	▲0.50	▲1.81	2.98	4.94	▲1.67	▲0.04	▲0.82	▲2.30	▲3.49	6.03
	国外から	10.00	10.00	0.00	10.00	10.00	10.00	10.00	0.00	5.00	▲10.00	0.00	▲10.00	0.00	10.00	▲10.00	0.00
居住年数	5年未満	6.04	1.89	0.20	3.58	6.42	7.36	3.40	▲0.96	4.81	4.91	1.32	1.32	0.38	▲2.08	▲2.12	5.85
	5～9年前	3.87	0.65	▲2.90	2.58	7.74	7.10	1.94	▲1.61	4.00	5.16	0.67	0.33	3.67	0.32	▲2.58	5.48
	10～19年前	3.92	▲0.80	▲3.47	2.00	5.33	5.00	0.13	▲0.14	2.91	4.73	0.00	0.27	▲0.81	▲1.35	▲2.84	5.54
	20年以上前	4.69	▲1.05	▲4.52	3.78	6.34	5.34	0.03	▲1.61	2.87	4.99	▲1.13	0.50	▲0.70	▲1.10	▲2.41	6.16
住み心地	住みよい、まあ住みよい	6.07	0.17	▲3.50	4.60	7.02	6.36	1.05	▲0.98	3.71	5.74	▲0.19	1.32	▲0.07	▲0.49	▲1.97	6.67
	どちらとも言えない	0.86	▲3.94	▲5.87	▲0.28	3.58	1.73	▲2.67	▲3.40	0.74	3.11	▲3.30	▲2.34	▲2.69	▲3.61	▲4.30	3.70
	住みにくい、どちらかと言えば住み	▲3.16	▲5.39	▲7.24	▲2.16	2.76	2.37	▲3.16	▲3.65	▲0.34	0.54	▲3.78	▲2.70	▲1.89	▲3.60	▲4.44	3.65
継続居住の意思	住み続ける	5.92	▲0.46	▲4.08	4.36	7.00	6.28	0.81	▲1.14	3.59	5.74	▲0.20	1.23	▲0.53	▲0.62	▲2.23	6.75
	できれば住み続けたい	4.27	▲0.25	▲3.46	3.31	6.08	4.69	▲0.21	▲1.56	2.42	4.55	▲1.34	0.67	▲0.04	▲1.10	▲1.79	6.06
	できれば転出したい	▲1.84	▲5.00	▲6.97	▲0.39	2.76	3.16	▲1.84	▲3.03	▲0.07	1.33	▲3.82	▲4.47	▲3.55	▲4.21	▲5.60	3.16
	転出する予定である	2.86	▲1.07	▲2.50	2.86	5.36	5.00	▲0.36	▲1.79	5.37	6.07	0.36	0.00	2.14	▲1.79	▲3.93	2.86

令和4年6月 下関市 市民実感調査 報告書

令和4年8月

■編集／下関市 総合政策部 企画課

〒750-8521 下関市南部町1番1号

電 話：083-231-1480

ファクス：083-232-9569

ホームページアドレス：<https://www.city.shimonoseki.lg.jp>

電子メール：sskikaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

【資料6】 下関市内高校への進学に関するアンケート調査結果

●市内高校アンケート（市内14校のうち11校回答）

1 大学進学者数について（現役進学）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		3か年平均		
	卒業生	進学者	卒業生	進学者	卒業生	進学者	卒業生	進学者	進学率
合計	1,448	440	1,476	501	1,521	483	1,482	474	32.0

※ 3か年平均の合計は、切捨で算出

2 進学先について

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	下関市内	山口県内	山口県外	下関市内	山口県内	山口県外	下関市内	山口県内	山口県外
合計	78	57	305	92	69	340	77	70	336

3か年平均	下関市内	山口県内	山口県外	合計
	82	65	327	474
17.3	13.7	69.0	100.0	

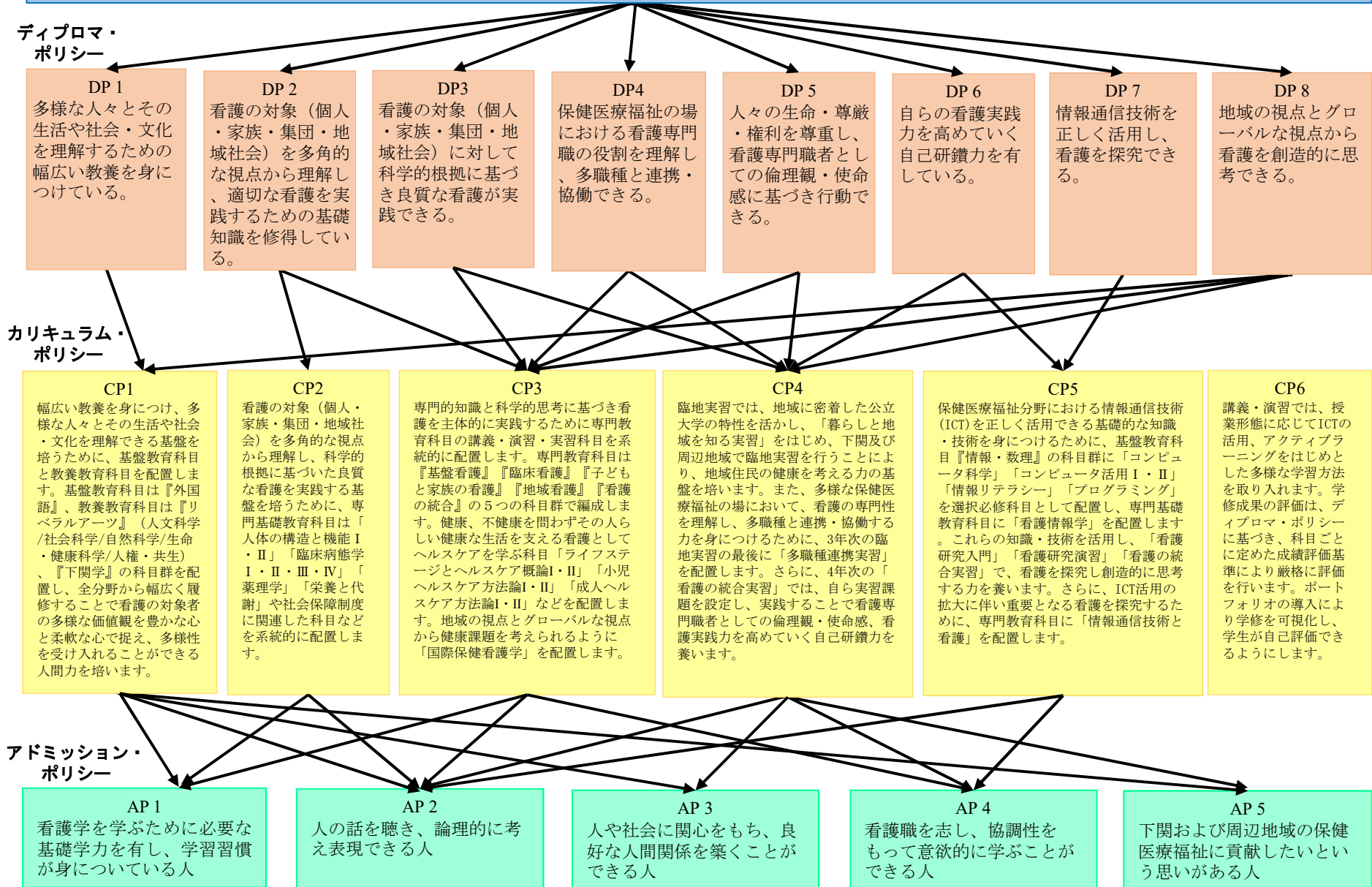
3 進学した学部（分野）について

	人文科学	社会科学	理学	工学	農水産学	医学歯学	保健（他）	家政	教育	芸術	その他
平成30年度 計	62	152	14	58	6	2	62	5	42	12	26
令和元年度 計	61	184	22	68	20	4	65	4	37	12	15
令和2年度 計	56	166	19	72	16	3	78	8	40	8	17
3か年平均	62	167	18	66	14	3	68	6	40	11	19
	13.1	35.2	3.8	13.9	3.0	0.6	14.3	1.3	8.4	2.3	4.0

養成する人材像及び3つのポリシーの相関

養成する人材像

1. 人々の生命・尊厳・権利を尊重し、多様な価値観を豊かな人間性と柔軟な心で捉え、人々に寄り添うことができる看護専門職者
2. 専門的基礎知識と科学的思考に基づく洞察力と創造力をもって、看護を主体的に実践できる看護専門職者
3. 地域で暮らす人々の健康と生活を支えるために多職種と連携・協働できる看護専門職者



カリキュラムマップ

- DP 1 多様な人々とその生活や社会・文化を理解するための幅広い教養を身につけている。
- DP 2 看護の対象（個人・家族・集団・地域社会）を多角的な視点から理解し、適切な看護を実践するための基礎的知識を修得している。
- DP 3 看護の対象（個人・家族・集団・地域社会）に対して科学的根拠に基づき良質な看護が実践できる。
- DP 4 保健医療福祉の場における看護専門職の役割を理解し、多職種と連携・協働できる。
- DP 5 人々の生命・尊厳・権利を尊重し、看護専門職者としての倫理観・使命感に基づき行動できる。
- DP 6 自らの看護実践力を高めていく自己研鑽力を有している。
- DP 7 情報通信技術を正しく活用し、看護を探究できる。
- DP 8 地域の視点とグローバルな視点から看護を創造的に思考できる。

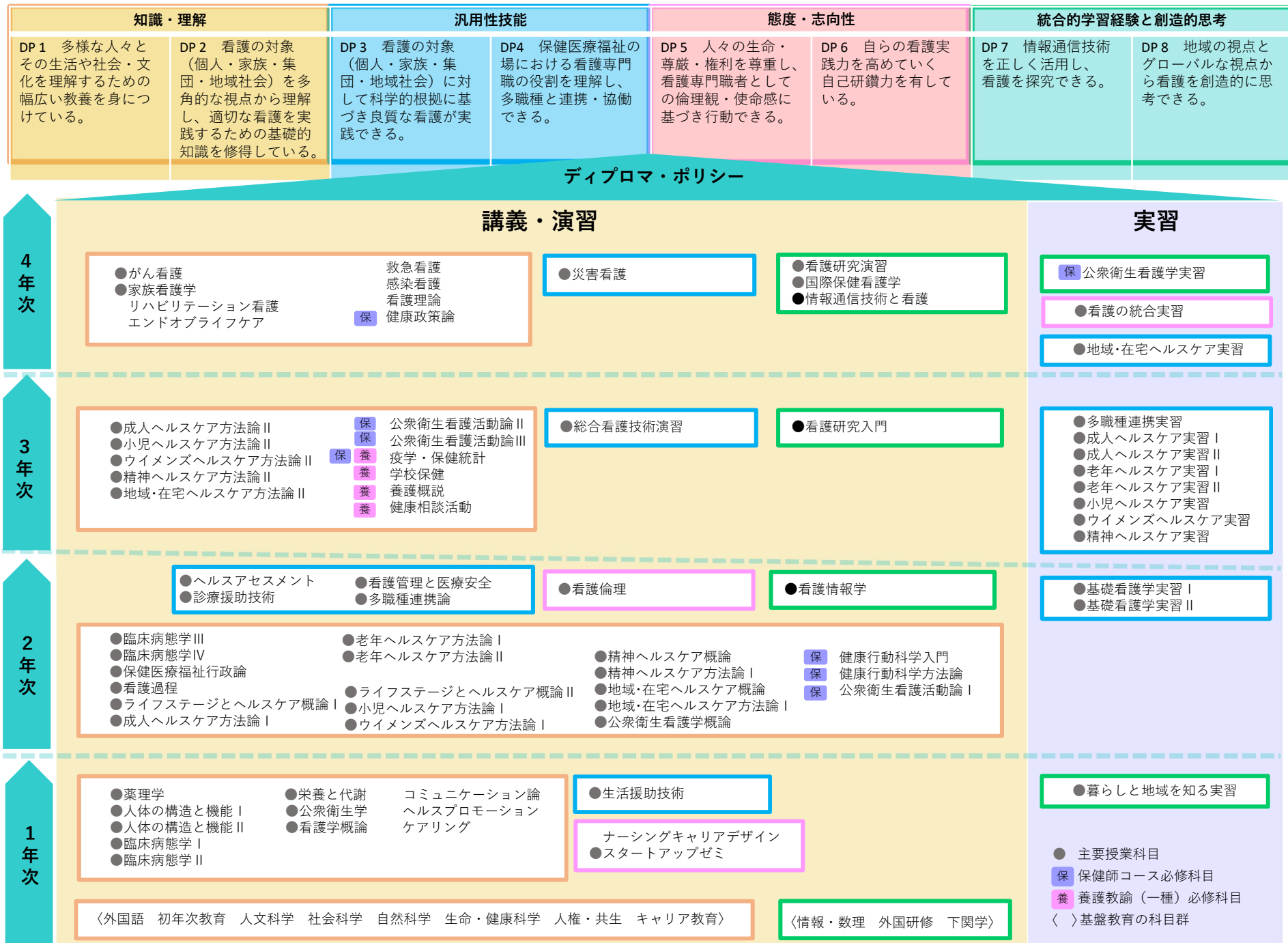
							ディプロマ・ポリシー							
区分	主要授業科目	授業科目	配当年次	単位数		1単位当たりの時間数	知識・理解		汎用性技能		態度・志向性		統合的学習経験と創造的思考	
				必修	選択		DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8
基盤教育	外国語	英語 I a	1前	2		15	◎							○
		英語 I b	1前	2		15	◎							○
		中国語L	1前		2	15	◎							○
		韓国語L	1前		2	15	◎							○
		ドイツ語L	1前		2	15	◎							○
		フランス語L	1前		2	15	◎							○
		英語 I c	1後	2		15	◎							○
		英語 I d	1後	2		15	◎							○
		中国語M	1後		2	15	◎							○
		韓国語M	1後		2	15	◎							○
		ドイツ語M	1後		2	15	◎							○
		フランス語M	1後		2	15	◎							○
		英語 II a	2前		2	15	◎							○
		英語 II b	2前		2	15	◎							○
	英語 II c	2後		2	15	◎							○	
	英語 II d	2後		2	15	◎							○	
	情報・数理	コンピュータ科学	1前		2	15	○						◎	
		数学入門	1前		2	15	◎							
		統計入門	1前		2	15	◎						○	
		コンピュータ活用 I	1後		2	15	○						◎	
		情報リテラシー	1後		2	15	○						◎	
		コンピュータ活用 II	2前		2	15	○						◎	
		プログラミング	2前		2	15	○						◎	
		メディア論	2前		2	15	◎							
	初年次教育	アカデミックリテラシー	1前		1	15	◎						○	
		基礎演習	1後		2	15	◎						○	
人文科学	倫理	1前		2	15	◎								
	文学	1前		2	15	◎								
	芸術	1前		2	15	◎								
	心理学概論	1前		2	15	◎								
	日本史概論	1前		2	15	◎								
	西洋史概論	1前		2	15	◎								
	人文地理学概論	1前		2	15	◎								
	哲学概論	1後		2	15	◎								
	東洋史概論	1後		2	15	◎								
	社会	1前		2	15	◎								

							ディプロマ・ポリシー							
区分	主要 授業 科目	授業科目	配当 年次	単位数		1単位 当たり の時間 数	知識・理 解		汎用性技 能		態度・志 向性		統合的学 習経験と 創造的思 考	
				必修	選択		DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8
教養教育	リベラルアーツ	社会科学	生命保険概論	1前		2	15	◎						
			経営学	1前		2	15	◎						
			経済学	1前		2	15	◎						
			政治	1後		2	15	◎						
			アントレプレナーシップ	1後		2	15	◎						
			教育学	1後		2	15	◎						
		自然科学	自然の法則	1前		2	15	◎						
			生命と生態	1前		2	15	◎						
			教養統計	1前		2	15	◎						
			人間と物質	1後		2	15	◎						
			宇宙と地球	1後		2	15	◎						
			科学技術史	1後		2	15	◎						
			自然地理学概論	1後		2	15	◎						
		生命・健康科学	教養数学	1後		2	15	◎						
	健康と運動		1前		2	15	◎							
	健康と生活習慣		1前		2	15	◎							
	スポーツ実践A		1前		1	30	◎							
	健康と栄養		1後		2	15	◎							
	脳と認知		1後		2	15	◎							
	人権・共生	スポーツ実践B	1後		1	30	◎							
		福祉	1前		2	15	◎							
		日本国憲法	1前		2	15	◎							
		ダイバーシティ	1前		2	15	◎							
		異文化交流	1前		2	15	◎							
		人権	1後		2	15	◎							
		法学総論	1後		2	15	◎							
		多様性と障害理解	1後		2	15	◎							
	下関学	多文化共生	1後		2	15	◎							
		下関の産業とみらい	1前		2	15	○						◎	
		下関の観光	1後		2	15	○						◎	
	キャリア教育	PBL	1後		2	30	○						◎	
		キャリアデザインA	1前		1	15	◎							
		キャリアデザインB	1後		2	15	◎							
外国研修	キャリアデザインC	2後		2	15	◎								
	外国研修（英語）	1後・2前		2	45	○						◎		
	外国研修（中国語）	1後・2前		2	45	○						◎		
	外国研修（韓国語）	1後・2前		2	45	○						◎		

区分	主要 授業 科目	授業科目	配当 年次	単位数		1単位 当たり の時間 数	ディプロマ・ポリシー							
				必修	選択		知識・理 解		汎用性技 能		態度・志 向性		統合的学 習経験と 創造的思 考	
							DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8
専門基礎教育	○	スタートアップゼミ	1前	1		30					○	◎		
	○	人体の構造と機能 I	1前	2		15		◎						
	○	公衆衛生学	1前	2		15		◎				○	○	
	○	人体の構造と機能 II	1後	2		15		◎						
	○	薬理学	1後	2		15		◎						
	○	栄養と代謝	1後	2		15		◎						
	○	臨床病態学 I	1後	2		15		◎						
	○	臨床病態学 II	1後	2		15		◎						
	○	看護情報学	2前	1		30		○					◎	
	○	臨床病態学 III	2前	2		15		◎						
	○	臨床病態学 IV	2前	2		15		◎						
	○	保健医療福祉行政論	2後	2		15		◎						○
	○	多職種連携論	2後	1		30		○		◎			○	
		疫学・保健統計	3前		2	15		◎					○	○
基盤看護	○	看護学概論	1前	2		15		◎		○	○		○	○
		コミュニケーション論※	1前		1	15		◎			○			
		ケアリング※	1前		1	15		◎			○			
	○	生活援助技術	1後	2		30		○	◎		○			
		ヘルスプロモーション※	1後		1	15		◎						○
		ナーシングキャリアデザイン※	1後		1	15		○			○	◎		
	○	ヘルスアセスメント	2前	2		30		○	◎		○			
	○	看護過程	2前	1		30		◎	○		○			
	○	看護倫理	2前	1		15		○			◎			
	○	基礎看護学実習 I	2前	1		45		○	◎	○	○	○		
	○	診療援助技術	2後	2		30		○	◎		○			
	○	基礎看護学実習 II	2後	2		45		○	◎	○	○	○		
	○	総合看護技術演習	3前	1		30		○	◎		○	○		
		看護理論※	4後		1	15		◎				○		
臨床看護	○	ライフステージとヘルスケア概論 I	2前	2		15		◎		○	○		○	○
	○	老年ヘルスケア方法論 I	2前	1		30		◎	○		○		○	
	○	成人ヘルスケア方法論 I	2後	2		30		◎	○		○			
	○	老年ヘルスケア方法論 II	2後	2		30		◎	○		○			
	○	成人ヘルスケア方法論 II	3前	2		30		◎	○		○			
	○	成人ヘルスケア実習 I	3後	2		45		○	◎	○	○	○		
	○	成人ヘルスケア実習 II	3後	2		45		○	◎	○	○	○		
	○	老年ヘルスケア実習 I	3後	2		45		○	◎	○	○	○		
	○	老年ヘルスケア実習 II	3後	2		45		○	◎	○	○	○		
	○	がん看護	4後	1		15		◎		○	○			
		リハビリテーション看護※	4後		1	15		◎		○	○			
		エンドオブライフケア※	4後		1	15		◎		○	○			
		救急看護※	4後		1	15		◎		○	○			
		感染看護※	4後		1	15		◎		○	○			

区分	主要 授業 科目	授業科目	配当 年次	単位数		1単位 当たり の時間 数	ディプロマ・ポリシー							
				必修	選択		知識・理 解		汎用性技 能		態度・志 向性		統合的学 習経験と 創造的思 考	
							DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6	DP7	DP8
専門教育	子どもと家族の看護	○ ライフステージとヘルスケア概論Ⅱ	2前	2		15		◎		○	○		○	○
		○ 小児ヘルスケア方法論Ⅰ	2後	1		30		◎	○		○		○	
		○ ウイメンズヘルスケア方法論Ⅰ	2後	1		30		◎	○		○		○	
		○ 小児ヘルスケア方法論Ⅱ	3前	2		30		◎	○		○			
		○ ウイメンズヘルスケア方法論Ⅱ	3前	2		30		◎	○		○			
		学校保健	3前		2	15		◎		○	○			
		養護概説	3前		2	15		◎			○			
		健康相談活動	3前		2	15		◎		○	○			
		○ 小児ヘルスケア実習	3後	2		45		○	◎	○	○	○		
		○ ウイメンズヘルスケア実習	3後	2		45		○	◎	○	○	○		
		○ 家族看護学	4後	1		15		◎			○			
		地域看護	○ 暮らしと地域を知る実習	1後	1		45		○			○		○
	○ 精神ヘルスケア概論		2前	1		15		◎		○	○		○	○
	○ 地域・在宅ヘルスケア概論		2前	1		15		◎		○	○		○	○
	○ 公衆衛生看護学概論		2前	2		15		◎		○	○		○	○
	○ 精神ヘルスケア方法論Ⅰ		2後	1		30		◎	○		○		○	○
	○ 地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅰ		2後	1		30		◎	○		○		○	○
	健康行動科学入門		2後		1	30		◎			○			
	健康行動科学方法論		2後		1	30		◎					○	○
	公衆衛生看護活動論Ⅰ		2後		2	15		◎					○	○
	○ 精神ヘルスケア方法論Ⅱ		3前	2		30		◎	○		○		○	
	○ 地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅱ		3前	2		30		◎	○		○			○
	公衆衛生看護活動論Ⅱ		3前		1	30		◎	○	○				○
	公衆衛生看護活動論Ⅲ		3前		1	30		◎			○		○	○
	○ 精神ヘルスケア実習		3後	2		45		○	◎	○	○	○		○
	○ 地域・在宅ヘルスケア実習		4前	2		45		○	◎	○	○	○	○	○
	公衆衛生看護学実習	4前		5	45		○	○	○	○	○	○	◎	
	健康政策論	4後		1	15		◎						○	
	看護の統合	○ 看護管理と医療安全	2後	2		15		○		◎	○			
		○ 看護研究入門	3前	1		15		○				○	◎	
		○ 多職種連携実習	3後	1		45		○	○	◎	○	○	○	○
		○ 看護の統合実習	4前	2		45			○	○	○	◎	○	○
		○ 看護研究演習	4前・ 後	2		30		○			○	○	◎	○
○ 情報通信技術と看護		4後	1		15				○			◎		
○ 災害看護		4後	1		30		○	○	◎				○	
○ 国際保健看護学		4後	1		30		○						◎	

【資料9】看護学部 カリキュラム概要図



【資料10】看護学部 看護師及び保健師の履修モデル

看護学部 看護師 履修モデル

(履修単位 125)

●主要科目

1年前期 (23単位)

科目名	単位
英語 I a	2
英語 I b	2
コンピュータ科学	2
アカデミックリテラシー	1
倫理	2
健康と運動	2
日本国憲法	2
下関の産業とみらい	2
●公衆衛生学	2
●スタートアップゼミ	1
●人体の構造と機能 I	2
●看護学概論	2
ケアリング	1
合計単位数	23

1年後期 (22単位)

科目名	単位
英語 I c	2
英語 I d	2
コンピュータ活用 I	2
教育学	2
●人体の構造と機能 II	2
●薬理学	2
●栄養と代謝	2
●臨床病態学 I (病理学、微生物学)	2
●臨床病態学 II (脳神経、呼吸器、循環器)	2
●生活援助技術	2
ナーシングキャリアデザイン	1
●暮らしと地域を知る実習 (集中)	1
合計単位数	22

2年前期 (21単位)

科目名	単位
英語 II a	2
●看護情報学	1
●臨床病態学 III (消化器、代謝・内分泌、血液・造血器、免疫・アレルギー)	2
●臨床病態学 IV (運動器、腎・泌尿器、皮膚・感覚器)	2
●ヘルスアセスメント	2
●看護過程	1
●看護倫理	1
●ライフステージとヘルスケア概論 I	2
●老年ヘルスケア方法論 I	1
●ライフステージとヘルスケア概論 II	2
●精神ヘルスケア概論	1
●地域・在宅ヘルスケア概論	1
●公衆衛生看護学概論	2
●基礎看護学実習 I (集中)	1
合計単位数	21

2年後期 (19単位)

科目名	単位
英語 II c	2
●保健医療福祉行政論	2
●多職種連携論	1
●診療援助技術	2
●成人ヘルスケア方法論 I	2
●老年ヘルスケア方法論 II	2
●小児ヘルスケア方法論 I	1
●ウイメンズヘルスケア方法論 I	1
●精神ヘルスケア方法論 I	1
●地域・在宅ヘルスケア方法論 I	1
●看護管理と医療安全	2
●基礎看護学実習 II (集中)	2
合計単位数	19

3年前期 (12単位)

科目名	単位
●総合看護技術演習	1
●成人ヘルスケア方法論 II	2
●小児ヘルスケア方法論 II	2
●ウイメンズヘルスケア方法論 II	2
●精神ヘルスケア方法論 II	2
●地域・在宅ヘルスケア方法論 II	2
●看護研究入門	1
合計単位数	12

3年後期 (15単位)

科目名	単位
●成人ヘルスケア実習 I	2
●成人ヘルスケア実習 II	2
●老年ヘルスケア実習 I	2
●老年ヘルスケア実習 II	2
●小児ヘルスケア実習	2
●ウイメンズヘルスケア実習	2
●精神ヘルスケア実習	2
●多職種連携実習	1
合計単位数	15

4年前期 (5単位)

科目名	単位
●看護研究演習	1
●地域・在宅ヘルスケア実習	2
●看護の統合実習	2
合計単位数	5

4年後期 (8単位)

科目名	単位
●がん看護	1
救急看護	1
感染看護	1
●家族看護学	1
●情報通信技術と看護	1
●災害看護	1
●国際保健看護学	1
●看護研究演習	1
合計単位数	8

(履修単位:保健師のみの履修科目14単位)

●主要科目

1年前期 (22単位)

科目名	単位
英語 I a	2
英語 I b	2
コンピュータ科学	2
アカデミックリテラシー	1
スポーツ実践A	1
健康と運動	2
日本国憲法	2
下関の産業とみらい	2
●公衆衛生学	2
●スタートアップゼミ	1
●人体の構造と機能 I	2
●看護学概論	2
ケアリング	1
合計単位数	22

1年後期 (23単位)

(保) 保健師必修科目

科目名	単位
英語 I c	2
英語 I d	2
コンピュータ活用 I	2
スポーツ実践B	1
教育学	2
●人体の構造と機能 II	2
●薬理学	2
●栄養と代謝	2
●臨床病態学 I (病理学、微生物学)	2
●臨床病態学 II (脳神経、呼吸器、循環器)	2
●生活援助技術	2
ナースングキャリアデザイン	1
●暮らしと地域を知る実習 (集中)	1
合計単位数	23

2年前期 (21単位)

科目名	単位
英語 II a	2
●看護情報学	1
●臨床病態学 III (消化器、代謝・内分泌、血液・造血器、免疫・アレルギー)	2
●臨床病態学 IV (運動器、腎・泌尿器、皮膚・感覚器)	2
●ヘルスアセスメント	2
●看護過程	1
●看護倫理	1
●ライフステージとヘルスケア概論 I	2
●老年ヘルスケア方法論 I	1
●ライフステージとヘルスケア概論 II	2
●精神ヘルスケア概論	1
●地域・在宅ヘルスケア概論	1
●公衆衛生看護学概論	2
●基礎看護学実習 I (集中)	1
合計単位数	21

2年後期 (23単位)

科目名	単位
英語 II c	2
●保健医療福祉行政論	2
●多職種連携論	1
●診療援助技術	2
●成人ヘルスケア方法論 I	2
●老年ヘルスケア方法論 II	2
●小児ヘルスケア方法論 I	1
●ウイメンズヘルスケア方法論 I	1
●精神ヘルスケア方法論 I	1
●地域・在宅ヘルスケア方法論 I	1
●看護管理と医療安全	2
●基礎看護学実習 II (集中)	2
(保) 健康行動科学入門	1
(保) 健康行動科学方法論	1
(保) 公衆衛生看護活動論 I	2
合計単位数	23

3年前期 (16単位)

科目名	単位
●総合看護技術演習	1
●成人ヘルスケア方法論 II	2
●小児ヘルスケア方法論 II	2
●ウイメンズヘルスケア方法論 II	2
●精神ヘルスケア方法論 II	2
●地域・在宅ヘルスケア方法論 II	2
●看護研究入門	1
(保) 疫学・保健統計	2
(保) 公衆衛生看護活動論 II	1
(保) 公衆衛生看護活動論 III	1
合計単位数	16

3年後期 (15単位)

科目名	単位
●成人ヘルスケア実習 I	2
●成人ヘルスケア実習 II	2
●老年ヘルスケア実習 I	2
●老年ヘルスケア実習 II	2
●小児ヘルスケア実習	2
●ウイメンズヘルスケア実習	2
●精神ヘルスケア実習	2
●多職種連携実習	1
合計単位数	15

4年前期 (10単位)

科目名	単位
●看護研究演習	1
●地域・在宅ヘルスケア実習	2
●看護の統合実習	2
(保) 公衆衛生看護学実習	5
合計単位数	10

4年後期 (9単位)

科目名	単位
●がん看護	1
救急看護	1
感染看護	1
●家族看護学	1
●情報通信技術と看護	1
●災害看護	1
●国際保健看護学	1
●看護研究演習	1
(保) 健康政策論	1
合計単位数	9

実習施設一覧

No	実習施設名	所在地	授業科目名	受入可能人数 (人)	距離 (km)	交通手段	所要時間
1	下関市立市民病院	山口県下関市向洋町一丁目13番1号	基礎看護学実習Ⅰ	25	3	路線バス	10分
			基礎看護学実習Ⅱ	25			
			成人ヘルスケア実習Ⅰ	25			
			成人ヘルスケア実習Ⅱ	30			
			多職種連携実習	15			
			看護の統合実習	15			
2	関門医療センター	山口県下関市長府外浦町1番1号	基礎看護学実習Ⅰ	25	8	路線バス	35分
			基礎看護学実習Ⅱ	25			
			成人ヘルスケア実習Ⅰ	30			
			成人ヘルスケア実習Ⅱ	15			
			多職種連携実習	15			
			看護の統合実習	15			
3	関門医療センタービーンズ訪問 看護ステーション	山口県下関市長府外浦町1番1号	地域・在宅ヘルスケア実習	20	8	路線バス	35分
			看護の統合実習	3			
4	下関医療センター	山口県下関市上新地町三丁目3番8号	基礎看護学実習Ⅰ	25	5	路線バス	15分
			基礎看護学実習Ⅱ	25			
			成人ヘルスケア実習Ⅰ	15			
			成人ヘルスケア実習Ⅱ	30			
			老年ヘルスケア実習Ⅱ	25			
			多職種連携実習	10			
			看護の統合実習	10			
5	下関医療センター附属訪問看護 ステーション	山口県下関市新地西町4番1号	地域・在宅ヘルスケア実習	15	5	路線バス	15分
6	下関病院	山口県下関市富任町六丁目18番18号	精神ヘルスケア実習	80	4	路線バス	15分
			多職種連携実習	10			
			看護の統合実習	10			

No	実習施設名	所在地	授業科目名	受入可能人数 (人)	距離 (km)	交通手段	所要時間
7	長門一ノ宮病院	山口県下関市形山みどり町17番35号	精神ヘルスケア実習	50	5	路線バス	25分
			多職種連携実習	10			
			看護の統合実習	10			
8	脳神経筋センターよしみず病院	山口県下関市後田町一丁目1番1号	成人ヘルスケア実習Ⅱ	15	3	路線バス	10分
			老年ヘルスケア実習Ⅱ	25			
			多職種連携実習	10			
			看護の統合実習	10			
9	安岡病院	山口県下関市横野町三丁目16番35号	老年ヘルスケア実習Ⅱ	25	7	路線バス	20分
			多職種連携実習	10			
			看護の統合実習	10			
10	安岡病院 介護医療院	山口県下関市横野町三丁目16番35号	老年ヘルスケア実習Ⅰ	20	7	路線バス	20分
			多職種連携実習	5			
			看護の統合実習	5			
11	老人保健施設コスモス	山口県下関市横野町三丁目16番35号	老年ヘルスケア実習Ⅰ	20	7	路線バス	20分
			多職種連携実習	5			
			看護の統合実習	5			
12	看護小規模多機能ケアタウンやすおか	山口県下関市横野町三丁目1番2号	老年ヘルスケア実習Ⅰ	30	7	路線バス	20分
			多職種連携実習	5			
			看護の統合実習	5			
13	グループホームわたぼうし	山口県下関市横野町三丁目16番35号	老年ヘルスケア実習Ⅰ	50	7	路線バス	20分
			多職種連携実習	5			
			看護の統合実習	5			
14	グループホーム山の田	山口県下関市武久町一丁目19番30号	老年ヘルスケア実習Ⅰ	50	1	徒歩	15分
			多職種連携実習	10			
			看護の統合実習	5			
15	安岡病院介護予防通所リハビリテーション	山口県下関市横野町三丁目16番35号	老年ヘルスケア実習Ⅰ	35	7	路線バス	20分
			多職種連携実習	5			
			看護の統合実習	5			

No	実習施設名	所在地	授業科目名	受入可能人数 (人)	距離 (km)	交通手段	所要時間
16	老人保健施設コスモス通所リハビリテーション	山口県下関市横野町三丁目16番35号	老年ヘルスケア実習Ⅰ	30	7	路線バス	20分
			多職種連携実習	5			
			看護の統合実習	5			
17	山の田内科通所リハビリテーション	山口県下関市武久町一丁目19番30号	老年ヘルスケア実習Ⅰ	45	1	徒歩	15分
			多職種連携実習	10			
			看護の統合実習	5			
18	小規模多機能型居宅介護くるみの家	山口県下関市横野町四丁目9番24号	老年ヘルスケア実習Ⅰ	20	7	路線バス	20分
			多職種連携実習	5			
			看護の統合実習	5			
19	小規模多機能型居宅介護ケアタウン山の田	山口県下関市武久町一丁目19番30号	老年ヘルスケア実習Ⅰ	45	1	徒歩	15分
			多職種連携実習	10			
			看護の統合実習	5			
20	小規模多機能型居宅介護やすらが丘	山口県下関市横野町四丁目2番18号	老年ヘルスケア実習Ⅰ	35	7	路線バス	20分
			多職種連携実習	5			
			看護の統合実習	5			
21	デイサービスわたぼうし	山口県下関市横野町三丁目16番35号	地域・在宅ヘルスケア実習	35	7	路線バス	20分
			看護の統合実習	5			
22	彦島居宅介護支援事業所	山口県下関市彦島江の浦町九丁目4番5号	地域・在宅ヘルスケア実習	20	9	路線バス	45分
23	安岡居宅介護支援事業所	山口県下関市横野町三丁目1番2号	地域・在宅ヘルスケア実習	20	7	路線バス	20分
24	松涛会訪問看護ステーション	山口県下関市彦島江の浦町九丁目4番5号	地域・在宅ヘルスケア実習	20	9	路線バス	45分
			看護の統合実習	3			
25	山口県済生会下関総合病院	山口県下関市安岡町八丁目5番1号	基礎看護学実習Ⅰ	25	7	路線バス	30分
			基礎看護学実習Ⅱ	25			
			成人ヘルスケア実習Ⅰ	30			
			成人ヘルスケア実習Ⅱ	15			
			小児ヘルスケア実習(後半)	80			
			ウイメンズヘルスケア実習	80			
			地域・在宅ヘルスケア実習	20			
			多職種連携実習	20			
看護の統合実習	30						

No	実習施設名	所在地	授業科目名	受入可能人数 (人)	距離 (km)	交通手段	所要時間
26	山口県済生会豊浦病院	山口県下関市豊浦町大字小串10007番3	成人ヘルスケア実習Ⅱ	15	23	JR	60分
			老年ヘルスケア実習Ⅱ	25			
			小児ヘルスケア実習(後半)	30			
			ウイメンズヘルスケア実習	40			
			多職種連携実習	10			
			看護の統合実習	10			
27	下関市立北部公民館	山口県下関市山の田東町4番13号	暮らしと地域を知る実習	10	1	徒歩	15分
28	下関市立西部公民館	山口県下関市伊崎町一丁目4番30号	暮らしと地域を知る実習	10	5	路線バス	20分
29	下関市立玄洋公民館	山口県下関市彦島西山町四丁目1番28号	暮らしと地域を知る実習	10	9	路線バス	40分
30	下関市立長府東公民館	山口県下関市長府松尾田本町4番15号	暮らしと地域を知る実習	10	11	JR	30分
31	下関市立吉母公民館	山口県下関市大字吉母401番地24	暮らしと地域を知る実習	10	15	路線バス	30分
32	下関市立川中公民館	山口県下関市伊倉町二丁目1番1号	暮らしと地域を知る実習	10	3	路線バス	15分
33	下関市立川中公民館分館	山口県下関市綾羅木本町三丁目1番20号	暮らしと地域を知る実習	10	2	路線バス	10分
34	下関市立彦島公民館	山口県下関市彦島江の浦町一丁目3番1号	暮らしと地域を知る実習	10	9	路線バス	30分
35	下関市立長府公民館	山口県下関市長府土居の内町1番6号	暮らしと地域を知る実習	10	12	路線バス	40分
36	下関市立王司公民館	山口県下関市王司神田一丁目9番1号	暮らしと地域を知る実習	10	14	JR、路線バス	40分
37	下関市立清末公民館	山口県下関市清末陣屋5番20号	暮らしと地域を知る実習	10	20	JR、路線バス	50分
38	下関市立小月公民館	山口県下関市小月本町一丁目7番7号	暮らしと地域を知る実習	10	17	JR	35分
39	下関市立王喜公民館	下関市王喜本町二丁目15番10号	暮らしと地域を知る実習	10	20	JR、路線バス	40分
40	下関市立吉田公民館	山口県下関市大字吉田地方2499番地	暮らしと地域を知る実習	10	22	JR、路線バス	50分
41	下関市立内日公民館	山口県下関市大字内日下1146番地5	暮らしと地域を知る実習	10	22	JR、路線バス	50分
42	下関市立勝山公民館	山口県下関市秋根南町二丁目4番33号	暮らしと地域を知る実習	10	5	路線バス	15分
43	下関市立吉見公民館	山口県下関市大字吉見下1533番地	暮らしと地域を知る実習	10	10	路線バス	25分
44	下関市立中央こども園	山口県下関市幡生新町1番10号	小児ヘルスケア実習(前半)	25	3	路線バス	15分
			看護の統合実習	3			
45	下関市立豊浦こども園	山口県下関市長府亀の甲二丁目2番82号	小児ヘルスケア実習(前半)	15	11	路線バス	50分
			看護の統合実習	3			
46	下関市立垢田こども園	山口県下関市新垢田東町一丁目2番7号	小児ヘルスケア実習(前半)	15	2	路線バス	10分
			看護の統合実習	3			

No	実習施設名	所在地	授業科目名	受入可能人数 (人)	距離 (km)	交通手段	所要時間
47	下関市立幸町保育園	山口県下関市幸町18番6号	小児ヘルスケア実習 (前半)	15	5	路線バス	20分
			看護の統合実習	3			
48	下関市立名池保育園	山口県下関市名池町10番2号	小児ヘルスケア実習 (前半)	15	6	路線バス	20分
			看護の統合実習	3			
49	下関市立幡生保育園	山口県下関市幡生宮の下町25番13号	小児ヘルスケア実習 (前半)	15	0.5	徒歩	10分
			看護の統合実習	3			
50	下関市立彦島第一保育園	山口県下関市彦島福浦町二丁目17番1号	小児ヘルスケア実習 (前半)	15	10	路線バス	45分
			看護の統合実習	5			
51	下関市立下関保健所	山口県下関市南部町1番1号	公衆衛生看護学実習	15	5	路線バス	15分
			看護の統合実習	3			
52	下関市立唐戸保健センター	山口県下関市南部町1番1号	公衆衛生看護学実習	3	5	路線バス	15分
			看護の統合実習	3			
53	下関市立新下関保健センター	山口県下関市秋根南町二丁目4番33号	公衆衛生看護学実習	3	5	路線バス	15分
			看護の統合実習	3			
54	下関市立山陽保健センター	山口県下関市長府松小田本町4番15号	公衆衛生看護学実習	3	11	JR	30分
			看護の統合実習	3			
55	下関市立彦島保健センター	山口県下関市彦島江の浦町一丁目3番9号	公衆衛生看護学実習	3	9	路線バス	30分
			看護の統合実習	3			
56	下関市立菊川保健センター	山口県下関市菊川町大字下岡枝1480番地1	公衆衛生看護学実習	3	24	JR, 路線バス	60分
			看護の統合実習	3			
57	下関市立豊田保健センター	山口県下関市豊田町大字殿敷1918番地1	公衆衛生看護学実習	3	35	JR, 路線バス	75分
			看護の統合実習	3			
58	下関市立豊浦保健センター	山口県下関市豊浦町大字川棚6166番地2	公衆衛生看護学実習	3	22	JR	55分
			看護の統合実習	3			
59	下関市立豊北保健センター	山口県下関市豊北町大字滝部3140番地1	公衆衛生看護学実習	3	40	JR	80分
			看護の統合実習	3			
60	下関市本庁東部地域包括支援センター	山口県下関市あるかぼーと1-33	地域・在宅ヘルスケア実習	20	5	路線バス	15分
			看護の統合実習	3			

No	実習施設名	所在地	授業科目名	受入可能人数 (人)	距離 (km)	交通手段	所要時間
61	特別養護老人ホームはまゆう苑	山口県下関市横野町三丁目15番10号	老年ヘルスケア実習 I	20	7	路線バス	20分
			多職種連携実習	10			
			看護の統合実習	5			
62	特別養護老人ホームはまゆう苑 なぎさ	山口県下関市横野町三丁目15番10号	老年ヘルスケア実習 I	30	7	路線バス	20分
			多職種連携実習	5			
			看護の統合実習	5			
63	はまゆう苑デイサービスセンター	山口県下関市綾羅木新町三丁目11番40号	地域・在宅ヘルスケア実習	25	3	路線バス	10分
			看護の統合実習	5			
64	脳いきいき・デイサービスねぎ	山口県下関市横野町三丁目16番5号	地域・在宅ヘルスケア実習	25	7	路線バス	20分
			看護の統合実習	5			
65	はまゆう苑あやらぎ居宅介護支援事業所	山口県下関市綾羅木新町三丁目11番40号	地域・在宅ヘルスケア実習	20	3	路線バス	10分
66	下関市安岡・吉見地域包括支援センター	山口県下関市富任町一丁目4番1-3号	地域・在宅ヘルスケア実習	20	4	路線バス	15分
			看護の統合実習	5			
67	下関市豊浦地域ケアセンター 介護老人保健施設ひびき苑	山口県下関市豊浦町大字小串10007番3	老年ヘルスケア実習 I	35	23	JR	60分
			多職種連携実習	10			
			看護の統合実習	5			
68	下関市豊浦地域ケアセンター 訪問看護ステーション	山口県下関市豊浦町大字小串10007番3	地域・在宅ヘルスケア実習	25	23	JR	60分
			看護の統合実習	3			
69	下関市豊浦地域ケアセンター 居宅介護支援事業所	山口県下関市豊浦町大字小串10007番3	地域・在宅ヘルスケア実習	20	23	JR	60分
70	あおぞらの里 下関訪問看護ステーション	山口県下関市伊崎町一丁目1番9号サンヒルズビル2階	地域・在宅ヘルスケア実習	15	5	路線バス	20分
			看護の統合実習	3			
71	あおぞらの里 下関ケアプランセンター	山口県下関市伊崎町一丁目1番9号サンヒルズビル2階	地域・在宅ヘルスケア実習	15	5	路線バス	20分
72	あおぞらの里 下関幡生デイサービスセンター	山口県下関市幡生本町12番5号	地域・在宅ヘルスケア実習	25	1.5	徒歩	25分
73	あおぞらの里 下関デイサービスセンター	山口県下関市今浦町10番11号	地域・在宅ヘルスケア実習	20	5	路線バス	20分
74	あかね老人訪問看護ステーション	山口県下関市上新地町一丁目5番8号	地域・在宅ヘルスケア実習	15	5	路線バス	15分
			看護の統合実習	3			

No	実習施設名	所在地	授業科目名	受入可能人数 (人)	距離 (km)	交通手段	所要時間
75	勝山訪問看護ステーション	山口県下関市大字田倉221番11	地域・在宅ヘルスケア実習	15	10	路線バス	40分
			看護の統合実習	3			
76	下関市本庁西部地域包括支援センター	山口県下関市上新地町三丁目5番5号	地域・在宅ヘルスケア実習	20	5	路線バス	15分
			看護の統合実習	5			
77	桜山ケアプランセンター	山口県下関市上新地町二丁目6番26号	地域・在宅ヘルスケア実習	15	5	路線バス	15分
			看護の統合実習	3			
78	はびれすと訪問看護ステーション	山口県下関市前田二丁目1番21号	地域・在宅ヘルスケア実習	15	8	路線バス	35分
			看護の統合実習	3			
79	ハートケア訪問看護ステーション	山口県下関市川中豊町三丁目3番5号	地域・在宅ヘルスケア実習	15	2	徒歩	30分
			看護の統合実習	3			
80	ハートケアきらら居宅介護支援事業所	山口県下関市大字福江1425番1	地域・在宅ヘルスケア実習	15	7	路線バス	20分
			看護の統合実習	3			
81	ハートケアきららデイサービス	山口県下関市大字福江1425番1	地域・在宅ヘルスケア実習	25	7	路線バス	20分
			看護の統合実習	5			
82	豊前田訪問看護ステーション	山口県下関市豊前田町二丁目4番10号	地域・在宅ヘルスケア実習	15	7	路線バス	30分
			看護の統合実習	3			
83	豊前田ケアプランセンター	山口県下関市豊前田町二丁目4番10号	地域・在宅ヘルスケア実習	15	7	路線バス	30分
84	下関市本庁北部地域包括支援センター	山口県下関市武久町二丁目2番13号	地域・在宅ヘルスケア実習	20	2	徒歩	30分
			看護の統合実習	5			

※JRの場合は、本学から幡生駅までの徒歩20分程度を含む

承諾書の一覧表

資料 11（実習施設一覧）が承諾書の内容を含む一覧表のため省略

看護学実習に関する協定書

●●（以下「甲」という。）と公立大学法人下関市立大学(以下「乙」という。)とは、甲が管理する●●施設及びそれに関連する施設(以下「病院等」という。)における下関市立大学看護学部学生(以下「学生」という。)の看護学実習に関し、次のとおり協定する。

- 1 甲は、病院等において学生を受け入れ、当該学生に対し、看護学実習をさせるものとする。
- 2 前項の規定に基づき看護学実習をさせる学生(以下「看護実習生」という。)の人数、実習期間その他の条件は、その都度甲乙協議の上定める。
- 3 乙は、看護実習生1名につき1日あたり1,000円に実習日数を乗じた金額を、実習委託料として実習期間終了後、甲に支払うものとする。この場合において、支払いについては口座振込によるものとし、振込手数料は乙が負担することとする。
- 4 甲及び乙は、この協定に基づく看護実習生の看護学実習に関し、それぞれ指導者を定め、相手方に通知するものとする。
- 5 乙は、看護学実習の現場に乙側の指導者を配置することを原則とする。
- 6 看護実習生は、病院等の諸規則を遵守し、かつ、甲側の指導者の指示に従わなければならない。
- 7 看護実習生は、実習期間中に知り得た病院等、患者等の情報を他に漏らしてはならない。実習期間終了後も、また、同様とする。
- 8 乙は、実習期間前に、看護実習生に対し必要な抗体検査を受けさせなければならない。
- 9 甲は、看護実習生が感染症患者に対して看護する必要が生じたときは、乙側の指導者と事前に協議するものとする。
- 10 乙は、実習期間中に看護実習生の責により生じた事故等により甲及び第三者が受けた損害並びに当該看護実習生が受けた災害について、すべての責任を負うものとし、甲は

当該事故等について何らの責任を負わないものとする。また、甲の公用車に同乗中に生じた看護実習生の負傷等についても同様とする。

1 1 乙は、前項の事故等に備えるため、乙の責任において必要な保険等に加入しなければならない。

1 2 看護実習生が、やむを得ない事由により実習出席日数が不足した場合、補習実習等を行うことがある。実施にあたっては、甲乙が協議し日程を決めることとする。

1 3 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

1 4 この協定は、甲又は乙の申出により解除できるものとするが、終結日は、その当該年度の末日とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 公立大学法人下関市立大学
理事長

【資料14】 科目ごとの実習計画

実習科目の内容等

1. 基礎看護学実習Ⅰ

1) 目的

看護の対象者の療養環境と療養生活について理解するために、対象の療養環境を整えるための看護技術を安全・安楽に提供する。看護の対象者と援助的な人間関係を結ぶための良好なコミュニケーションについて考え、看護を実践する者としての適切な態度、姿勢を学び、対象に応じた援助を実施するための基礎的能力を養う。

2) 目標と方法

(1) 目標

- ①受け持ち患者について身体的、精神的、社会的側面から総合的に説明できる。
- ②受け持ち患者が療養生活を送る上で必要な看護援助について説明できる。
- ③受け持ち患者とのコミュニケーションを通して良好な人間関係を築くことができる。
- ④看護を実践する者としての適切な態度・姿勢に基づいた行動ができる。

(2) 方法

- ①場所：下関市立市民病院、山口県済生会下関総合病院、国立病院機構関門医療センター、JCHO 下関医療センター
 - ②形態：各学生が受け持ち患者を1人担当し、日常生活行動の援助を行う。
 - ③学生数：1グループ5人、16グループを4施設で実施する。
 - ④担当教員：講師 道面千恵子、教授 中嶋恵美子、准教授 古庄夏香、講師 鹿嶋聡子
講師 服部智子、助教 永末晶、教授 塚原ひとみ、准教授 末永陽子、
助教 河本乃里、助教 小野淳二、助教 安川夏江、助教 今澤美由紀、
助教 西村康子、助教 原田美和子、助教 林薫、助教 田中陽子、
助教 相島美彌、助教 田淵靖子、助教 森口晴美、助手 島田信、
助手 井手稚菜
 - ⑤期間：1週間
 - ⑥評価：1単位
- 3) 時期：2年次前期集中（8月下旬）

2. 基礎看護学実習Ⅱ

1) 目的

健康上の問題で入院している人々を、発達段階・発達課題をふまえ身体的・精神的・社会的側面から総合的に理解し、科学的根拠に基づいた看護を実践、評価し、看護を計画的・意図的に展開する力を養う。

2) 目標と方法

(1) 目標

- ①受け持ち患者について発達段階・発達課題をふまえ身体的・精神的・社会的側面から総合的に説明できる。
- ②受け持ち患者を尊重し、良好な人間関係を形成することができる。
- ③受け持ち患者の健康障害および治療が日常生活に及ぼす影響を説明できる。
- ④受け持ち患者の看護を過程的に展開できる。
- ⑤実習を通して看護職を目指すものとしての倫理的態度を身につけることができる。

(2) 方法

- ①場所：下関市立市民病院、山口県済生会下関総合病院、国立病院機構関門医療センター、JCHO 下関医療センター
- ②形態：各学生が疾病の治療のため病院で療養生活をする1名の患者を受け持ち、看護過程の展開を行う。
- ③学生数：1グループ5人、16グループを4施設で実施する。
- ④担当教員：准教授 古庄夏香、教授 中嶋恵美子、講師 鹿嶋聡子、講師 道面千恵子、講師 服部智子、助教 永末晶、教授 塚原ひとみ、准教授 末永陽子、助教 河本乃里、助教 小野淳二、助教 安川夏江、助教 今澤美由紀、助教 西村康子、助教 原田美和子、助教 林薫、助教 田中陽子、助教 相島美彌、助教 田淵靖子、助教 森口晴美、助手 島田信、助手 井手稚菜
- ⑤期間：2週間
- ⑥評価：2単位

3) 時期：2年次後期集中（2月下旬～3月上旬）

3. 成人ヘルスケア実習 I

1) 目的

生命の危機状態や周手術期など急性の状態にある成人期の対象者及び家族を総合的に理解し、回復に向けた看護を実践し、対象者の自立性・主体性を尊重した援助を行う基礎的能力を習得する。看護専門職を目指す者としての自覚をもち、患者や家族や医療スタッフとのかかわりを通して倫理的な行動や責任ある行動を身につける。

2) 目標と方法

(1) 目標

- ①急性の状態にある対象を多面的・総合的に理解し、個別性のある看護を展開できる。
- ②急性の状態にある対象に必要な基礎的な看護が実践できる。
- ③対象と家族のニーズ、療養生活上の課題を明らかにし、必要な継続看護について説明できる。
- ④急性の状態にある対象に対し倫理的行動がとれる。
- ⑤看護専門職を目指す者として自覚をもち責任のある行動がとれる。

(2) 方法

- ①場所：下関市立市民病院、山口県済生会下関総合病院、国立病院機構関門医療センター、JCHO 下関医療センター
- ②形態：受け持ち患者を1～2人担当し、看護過程を展開する。
- ③学生数：1グループ5人を2～3グループずつ7クール実施。
1クールの実施は、学生5人ずつ各病棟に配置。
- ④担当教員：准教授 佐藤亜紀、教授 金岡麻希、助教 小野淳二、助教 安川夏江、助手 島田信
- ⑤期間：2週間
- ⑥評価：2単位

3) 時期：3年次後期

4 成人ヘルスケア実習 II

1) 目的

さまざまな生活状況やライフスタイルをもつ慢性期にある成人期の対象者及び家族を総合的に理解し、対象者が主体的に生活の再構築ができるよう援助する基礎的能力を習得する。慢性疾患とともに生きる対象の行動変容やライフスタイルの変化について分析する視点について学び、家族を含めた支援、継続看護について考える。看護専門職を目指す者としての自覚をもち、患者や家族や医療スタッフとのかかわりを通して倫理的な行動や責任ある行動を身につける。

2) 目標と方法

(1) 目標

- ①対象と家族を尊重し援助的人間関係を構築できる。
- ②対象の健康課題を把握し、その課題解決に向けた個別性のある看護過程を展開できる。
- ③慢性的な経過をたどる対象に根拠に基づいた看護援助を安全・安楽・倫理的配慮のもと実践できる。
- ④慢性的な健康課題を有する対象に応じたヘルスケアシステムについて理解できる。

(2) 方法

- ①場所：下関市立市民病院、山口県済生会下関総合病院、国立病院機構関門医療センター、JCHO 下関医療センター、脳神経筋センターよしみず病院、山口県済生会豊浦病院
- ②形態：受け持ち患者を1～2人担当し、看護過程を展開する。
- ③学生数：1グループ5人を2～3グループずつ7クール実施。
1クールの実施は、学生5人ずつ各病棟に配置。
- ④担当教員：講師 政時和美、教授 金岡麻希、助教 小野淳二、助教 安川夏江、
助手 島田信

⑤期間：2週間

⑥評価：2単位

3) 時期：3年次後期

5. 老年ヘルスケア実習 I

1) 目的

地域包括ケアシステムの実際について、施設や社会サービスを利用しながら地域で生活する高齢者の健康状態や生活機能を総合的に理解し、残存機能や潜在的能力を最大限に発揮でき、安全安楽で個別性のある看護の展開を行う基礎的能力を養う。介護予防にかかる生活支援のあり方やさまざまな職種との連携・協働における看護の役割を理解する。

2) 目標と方法

(1) 目標

- ①高齢者および家族とコミュニケーションをとることができる。
- ②地域包括ケアシステムにおける高齢者を支えるケアの実際について知り、実践することができる。
- ③地域包括ケアシステムにおける各施設の役割を説明することができる。

(2) 方法

- ①場所：介護老人保健施設及び介護医療院、特別養護老人ホーム、デイケア、小規模多機能、グループホーム等
- ②形態：各施設の看護・介護専門職のシャドーイングなどを通して、施設入所している高齢者や施設を利用している高齢者へのケアの見学・実践を行う。

③学生数：1 グループ 5 人を 2～3 グループずつ 7 クール実施。

1 クールの実施は、学生 10～15 人を 3 グループに分けて各実習施設の中でローテーション配置。

④担当教員：教授 梶原弘平、講師 衛藤泰秀、助教 今澤美由紀、助教 西村康子、
助教 中田由紀子、助教 松村友紀子、助手 井手稚菜

⑤期間：2 週間

⑥評価：2 単位

3) 時 期：3 年次後期

6. 老年ヘルスケア実習Ⅱ

1) 目的

入院治療を必要とする高齢者とその家族を全人的に理解し、その人の個別性に応じた看護を実践する基礎的能力を養う。医療施設での老年看護に関わる看護師としての姿勢を学び、老年期にある対象者の人生観・価値観を尊重し、入院に伴う倫理的課題に対応する姿勢を身につける。

2) 目標と方法

(1) 目標

①高齢者および家族と良好な援助関係を築くことができる。

②高齢者の身体的・心理的・社会的側面を踏まえて、個別性を尊重した看護を展開することができる。

③高齢者を支えるチーム医療の役割と看護師の役割機能を説明することができる。

(2) 方法

①場所：JCOH 下関医療センター、山口県済生会豊浦病院、社会医療法人松涛会安岡病院、
脳神経筋センターよしみず病院

②形態：受け持ち患者を 1 人担当し、看護過程を展開する。

③学生数：1 グループ 5 人を 2～3 グループずつ 7 クール実施。

1 クールの実施は、学生 5 人ずつ各病棟に配置。

④担当教員：講師 衛藤泰秀、教授 梶原弘平、助教 今澤美由紀、助教 西村康子、
助教 相島美彌、助教 田淵靖子、助手 井手稚菜

⑤期間：2 週間

⑥評価：2 単位

3) 時 期：3 年次後期

7. 小児ヘルスケア実習

1) 目的

あらゆる健康レベルの子どもと家族を理解し、子どもと家族が尊重され安寧に生活できるように成長発達に応じた援助を実践する基礎的能力を養う。

2) 目標と方法

(1) 目標

①子どもの成長発達の個別性を理解できる。

②発達に応じたコミュニケーションとセルフケア援助について説明できる。

③健康障害や医療行為が子どもと家族に及ぼす影響を具体的に述べるることができる。

④子どもの権利を尊重した看護を考えることができる。

⑤入院・治療する子どもの成長発達や病態、家族の状況を考慮した安心・安全な看護を実践することができる。

(2) 方法

①場所：下関市立保育園・こども園、山口県済生会下関総合病院、山口県済生会豊浦病院

②形態：ア) 保育所実習 1 週間：子どもの成長発達を理解するために参加観察実習とする。

イ) 病院実習 1 週間：受け持ち患者を担当し、発達段階をふまえたアセスメントを重点的に行い看護実践する。

③学生数：ア) 保育所実習：1 グループ 5 人を 8 グループずつ 2 クール実施。学生 5～6 人を保育園・こども園 7 か所に配置。

イ) 病院実習：1 グループ 5 人を 1～2 グループずつ 15 クール実施。学生 5 人を各病院に配置。

④担当教員：講師 吉川未桜、教授 濱田裕子、助教 原田美和子、助教 森口晴美

⑤期間：2 週間

⑥評価：2 単位

3) 時期：3 年次後期

8. ウイメンズヘルスケア実習

1) 目的

母性機能がダイナミックに変化するマタニティサイクルにある母子とその家族の特徴を理解し、ウェルネスの視点から看護を実践する基礎的能力を養う。女性のライフステージ各期の性と生殖の健康を支える看護について実習を通して学び、いのちの誕生に対する畏敬の念をもち、人々の生命を尊重する態度を身につける。

2) 目標と方法

(1) 目標

①周産期（妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期）にある女性と新生児を実際に受け持ち、ウェルネスの視点から看護過程を展開することができる。

②生命誕生に対する畏敬の念をもち、自己の母性観・父性観および看護観を表現することができる。

③看護専門職を目指す者として自覚を持ち責任ある行動がとれる。

④自己の学習課題に沿って実習し、得られた経験を論理的に追究することの意義がわかる。

(2) 方法

①場所：山口県済生会下関総合病院、山口県済生会豊浦病院

②形態：入院中の母子を受け持ち、看護過程を展開する。

外来では、受診する女性患者とその家族の情報を収集し、外来診療支援の見学をとおして必要な援助を考察する。

③学生数：1 グループ 5 人を 2 グループずつ 8 クール実施。

1 クールの実施は、学生 10 人を 5 人ずつ各部署に配置し、ローテーションする。

④担当教員：講師 佐藤繭子、准教授 石村美由紀、准教授 大谷良子、助教 林薫

⑤期間：2 週間

⑥評価：2単位

3) 時 期：3年次後期

9. 精神ヘルスケア実習

1) 目的

精神科病棟で生活する精神障害をもつ人たちの生活上の困難（生きづらさ）を含め、全体像を理解し、治療的コミュニケーションと看護援助を通して、精神看護の実践に必要な基礎的能力を養う。さらに、精神保健医療福祉にかかわる支援に参加し、チーム医療の在り方を学び、地域との連携と今後の課題について考察する。

2) 目標と方法

(1) 目標

- ①精神疾患を持つ対象者を全人的に理解できる。
- ②精神疾患を持つ対象者の症状や生活への影響をアセスメントし、ストレングスの視点を用いて、セルフマネジメントを高める看護介入を考え実施できる。
- ③集団力動を理解し、チームの一員としての自己の在り方を考え、自己内省できる。
- ④精神疾患を持つ対象者が地域で生活するための支援方法と課題について理解できる。
- ⑤看護学生としての認識をもち学習できる。

(2) 方法

- ①場所：医療法人水の木会下関病院、医療法人山陽会長門一ノ宮病院
- ②形態：精神障害をもつ人を受け持ち、看護過程を展開する。
- ③学生数：1グループ5人を2グループずつ8クール実施。
原則、一施設に学生5人を配置し、病棟とデイケア・訪問看護をローテーションする。
- ④担当教員：講師 中本亮、教授 中島充代、助教 田中陽子
- ⑤期間：2週間
- ⑥評価：2単位

3) 時 期：3年次後期

10. 地域・在宅ヘルスケア実習

1) 目的

疾病や障がいをもちながら地域・在宅で療養する人々とその家族の健康状態及び生活環境を総合的に捉え、その人らしい暮らしを続けられることを支える看護を展開する基礎的能力を養う。地域包括ケアシステムにおける関係機関や多職種との連携・協働を理解し、地域・在宅ヘルスケアの在り方を学ぶ。

2) 目標と方法

(1) 目標

- ①地域で療養する対象者の特徴を理解し、健康維持・増進、生活の質の向上を目指した看護実践について説明できる。
- ②在宅療養における、多機関・多職種との連携や協働の実際と看護職の役割を説明できる。
- ③地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センター等の役割・機能を理解し、その理想的な在り方について考察できる。

(2) 方法

- ①場所：下関市内の訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、デイサービスなど
 - ②形態：在宅療養者・介護者（家族を含む）を受け持ち、療養・介護をしながら生活を維持するためのニーズを捉え、社会資源の活用等を検討しながらケア援助を行う。
 - ③学生数：1 グループ 5 人を 3～4 グループずつ 5 クール実施。
1 クールの実施は、学生 2～3 人ずつ各施設に配置。
 - ④担当教員：准教授 吉田恭子、教授 大倉美鶴、助教 相島美彌、助教 田淵靖子
 - ⑤期間：2 週間
 - ⑥評価：2 単位
- 3) 時 期：4 年次前期

11. 暮らしと地域を知る実習

1) 目的

下関・関門エリアの地域の特徴や地域社会活動への参加や学習を通して、さまざまな人々の生活と健康行動の実際を知り、将来、看護職を目指すものとして、人々が健康的な生活を送るために必要な看護について考える。

2) 目標と方法

(1) 目標

- ①多様な地域社会活動への参加や学習を通して、下関の人々の暮らしを知る。
- ②地域社会活動への参加や学習を通して、ヘルスプロモーションの概念を理解できる。
- ③地域の人々の健康意識と健康行動を観察し、健康を高めるための看護を考えることができる。

(2) 方法

- ①場所：下関市内の公民館、地域で開催される健康教室など、下関市内の地区踏査
- ②形態：実習オリエンテーションとして、公民館活動について講義を聞き、地域で行われている健康づくり活動を理解する。下関市内の公民館で行われている健康教室などの活動に参加し、様々な健康状態の人々にインタビューし、地域住民の健康を守っているシステムと活動に参加している当事者、ボランティアなどの健康保持増進ということについて考える。

地域を健康と安全・安心という観点から地区踏査し、健康について配慮している箇所や改善したほうがよいと思われる箇所を発見し、それについて考える。

- ③学生数：下関市内の公民館に 1 グループ 5 人ずつ配置。
- ④担当教員：教授 大倉美鶴、准教授 吉田恭子、助教 永末晶、助教 小野淳二、助教 安川夏江、助教 今澤美由紀、助教 西村康子、助教 原田美和子、助教 森口晴美、助教 林薫、助教 田中陽子、助教 相島美彌、助教 中田由紀子、助教 松村友紀子、助教 田淵靖子、助手 島田信、助手 井手稚菜

⑤期間：1 週間

⑥評価：1 単位

3) 時 期：1 年次後期

12. 多職種連携実習

1) 目的

これまでの各領域の臨地実習で経験した看護実践から、患者・利用者中心の保健医療福祉サービスの提供、地域包括ケアシステムの中で地域と病院をつなぐ関連職種連携の実践を学ぶ。地域連携部門の役割としくみの実際、入退院支援の役割を担う看護師や他職種がどのように他職種と連携・協働しているのか、多職種連携における看護師の役割とその実際を学ぶ。

2) 目標と方法

(1) 目標

- ①多職種連携の目的、内容、意義を説明できる。
- ②各職種の役割、責任を理解し、互いの立場を尊重できる。
- ③多職種連携の実践を通して連携における看護職の役割を説明できる。

(2) 方法

- ①場所：3年次後期開講の全ヘルスケア実習の場所（3年次実習の終了週に引き続き同じ実習場所）
- ②形態：多職種連携の実際場面に参加し、看護師の役割や患者や利用者の生活の質を高める連携の在り方を知る。
- ③学生数：1グループ5人 16グループで1クール
- ④担当教員：准教授 末永陽子、准教授 佐藤亜紀、准教授 石村美由紀、准教授 大谷良子、講師 政時和美、講師 衛藤泰秀、講師 吉川未桜、講師 佐藤繭子、講師 中本亮、助教 小野淳二、助教 安川夏江、助教 今澤美由紀、助教 西村康子、助教 原田美和子、助教 森口晴美、助教 林薫、助教 田中陽子、助教 相島美彌、助教 田淵靖子、助教 中田由紀子、助教 松村友紀子、助手 島田信、助手 井手稚菜

⑤期間：1週間

⑥評価：1単位

3) 時期：3年次後期

13. 看護の統合実習

1) 目的

各領域の臨地実習で獲得してきた看護実践能力をさらに高める。学生自身が設定した課題に関する情報及び情報手段を主体的に選択・収集活用し、意欲的に課題解決に向けた実習計画を立案し、看護管理・安全管理、情報管理の視点を加えて看護実践を行う。今後、ICTの活用が促進される保健医療福祉の領域で看護が担う役割を理解して、看護を主体的に実践できるよう自己の看護観を深める力を養う。

2) 目標と方法

(1) 目標

- ①課題に関する情報及び情報手段を主体的に選択・収集活用し、意欲的に課題の探究に向けた実習を計画できる。
- ②看護管理・安全管理の視点にもとづき、看護実践ができる。
- ③看護実践の現場におけるICT活用の視点で看護師の役割を考察できる。
- ④自己の看護実践力を振り返り、看護観を表現できる。

(2) 方法

- ①場所：各看護学の領域ごとに、総合実習の目的を達成するのにふさわしい実習を開講す

る。

領域は次の領域とする。

基礎看護学、看護の統合、成人ヘルスケア、老年ヘルスケア、ウイメンズヘルスケア、小児ヘルスケア、精神ヘルスケア、地域・在宅ヘルスケア、公衆衛生看護学

②形態：開講された実習の中から個々の学生が1つの領域を選んで履修する。

学生は指導担当教員の指導のもと、主体的に自己の課題と実習計画を設定し、実習場の設定を行い実習に臨む。

③学生数：各指導教員1人に学生3～4人を配置。

④担当教員：准教授 末永陽子、教授 塚原ひとみ、教授 中嶋恵美子、教授 大倉美鶴、教授 梶原弘平、教授 金岡麻希、教授 濱田裕子、教授 原賀美紀、教授 中島充代、准教授 石村美由紀、准教授 大谷良子、准教授 佐藤亜紀、准教授 古庄夏香、准教授 吉田恭子、講師 衛藤泰秀、講師 鹿嶋聡子、講師 佐藤繭子、講師 道面千恵子、講師 服部智子、講師 政時和美、講師 吉川未桜、講師 中本亮、助教 河本乃里

⑤期間：2週間

⑥評価：2単位

3) 時期：4年次前期

14. 公衆衛生看護学実習

1) 目的

あらゆる発達・健康レベルにある個人・集団・組織、それらを含む地域を対象として健康の保持増進、疾病の予防と回復を目指す公衆衛生看護活動と地域を担う保健師の役割を学ぶ。

2) 目標と方法

(1) 目標

①保健所および市町村における保健活動の成り立ちを説明できる。

②保健所および市町村における保健師活動の実際を説明できる。

③地区活動の展開方法を習得する。

④地区活動の手段として行う活動技術を習得する。

⑤ヘルスケアサービスの中で機能、発展する保健師の役割と特徴、責務を説明できる。

⑥今後の自己学習課題を考察できる。

(2) 方法

①場所：下関市の保健所、保健センター

②形態：行政機関における公衆衛生看護活動に参加する。

公衆衛生看護活動（健康教育・家庭訪問）を実施する。

③学生数：15人の学生を2～3人ずつ各施設に配置。

④担当教員：教授 原賀美紀、助教 中田由紀子、助教 松村友紀子

⑤期間：5週間

⑥評価：5単位

3) 時期：4年次前期

【資料15】 科目ごとの週間計画

【週間計画】 1 基礎看護学実習 I

科目名	週	日	実習場所	実習内容
基礎看護学実習 I	1週目	1日目	病棟	病院・病棟オリエンテーション、受け持ち患者の紹介を行う。受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		2日目	病棟	受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		3日目	病棟	受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		4日目	病棟	受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		5日目	学内	実践振り返り報告会を行い、ディスカッションを行う。個別に評価面接を実施する。

【週間計画】 2 基礎看護学実習 II

科目名	週	日	実習場所	実習内容
基礎看護学実習 II	1週目	1日目	病棟	病院・病棟オリエンテーション、受け持ち患者の紹介を行う。受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践と看護過程展開を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		2日目	病棟	受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践と看護過程展開を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		3日目	病棟	受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践と看護過程展開を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		4日目	学内	記録の整理、看護計画立案 受け持ち患者に合わせた看護技術演習
		5日目	病棟	受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践と看護過程展開を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
	2週目	6日目	病棟	受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践と看護過程展開を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		7日目	病棟	受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践と看護過程展開を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		8日目	病棟	受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践と看護過程展開を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		9日目	病棟	受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践と看護過程展開を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		10日目	学内	実践報告会を行い、ディスカッションを行う。個別に評価面接を実施する。

【週間計画】 3 成人ヘルスケア実習Ⅰ

科目名	週	日	実習場所	実習内容
成人ヘルスケア実習Ⅰ	1週目	1日目	病棟	病院・病棟オリエンテーション、受持ち患者挨拶と患者情報の収集、受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		2日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		3日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		4日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		5日目	学内	記録の整理、看護計画立案・修正 受け持ち患者に合わせた看護技術演習
	2週目	6日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。看護計画のカンファレンスを行う。
		7日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		8日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		9日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		10日目	学内	実践振り返り合同学習会を行い、ディスカッションを行う。

【週間計画】 4 成人ヘルスケア実習Ⅱ

科目名	週	日	実習場所	実習内容
成人ヘルスケア実習Ⅱ	1週目	1日目	病棟	病院・病棟オリエンテーション、受持ち患者紹介と患者情報の収集、受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		2日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		3日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		4日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		5日目	学内	記録の整理、看護計画立案・修正 受け持ち患者に合わせた看護技術演習
	2週目	6日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。看護計画のカンファレンスを行う。
		7日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		8日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		9日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		10日目	学内	実践振り返り合同学習会を行い、ディスカッションを行う。

【週間計画】 5 老年ヘルスケア実習Ⅰ

科目名	週	日	実習場所	実習内容
老年ヘルスケア実習Ⅰ	1週目	1日目	施設実習	施設オリエンテーション、入所している高齢者の情報収集と観察を行う。見学や情報収集した内容についてのカンファレンスを行う。
		2日目	施設実習	施設の看護職などのシャドーイングなどを通して、施設入所している高齢者へのケアの見学やケアの実践を行う。看護実践に関するカンファレンスを行う。
		3日目	施設実習	施設の看護職などのシャドーイングなどを通して、施設入所している高齢者へのケアの見学やケアの実践を行う。看護実践に関するカンファレンスを行う。
		4日目	施設実習	施設の看護職などのシャドーイングなどを通して、施設入所している高齢者へのケアの見学やケアの実践を行う。看護実践に関するカンファレンスを行う。
		5日目	学内	記録の整理 老健施設や介護医療院で実践した看護の報告会を行う。
	2週目	6日目	施設実習	デイケア、小規模多機能、グループホームのうち2か所を2日間でローテーション施設オリエンテーションと対象者の情報収集と活動の見学・参加観察
		7日目	施設実習	デイケア、小規模多機能、グループホームのうち2か所を2日間でローテーション施設オリエンテーションと対象者の情報収集と活動の見学・参加観察
		8日目	施設実習	デイケア、小規模多機能、グループホームのうち2か所を2日間でローテーション施設オリエンテーションと対象者の情報収集と活動の見学・参加観察
		9日目	施設実習	デイケア、小規模多機能、グループホームのうち2か所を2日間でローテーション、施設オリエンテーションと対象者の情報収集と活動の見学・参加観察
		10日目	学内	記録の整理 施設ごとのまとめと報告会・グループディスカッションを行う。

【週間計画】 6 老年ヘルスケア実習Ⅱ

科目名	週	日	実習場所	実習内容
老年ヘルスケア実習Ⅱ	1週目	1日目	病棟	病院・病棟オリエンテーション、受け持ち患者紹介と患者情報の取捨、受け持ち患者を中心に実習行動計画に沿った実践を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		2日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		3日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		4日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		5日目	学内	記録の整理、看護計画立案・修正、中間評価 受け持ち患者に合わせた看護技術演習
	2週目	6日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。看護計画のカンファレンスを行う。
		7日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		8日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		9日目	病棟	受け持ち患者の看護過程展開し、生活の援助や治療に伴う援助を指導者とともに実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		10日目	学内	実践振り返り合同学習会を行い、ディスカッションを行う。

【週間計画】 7 小児ヘルスケア実習

科目名	週	日	実習場所	実習内容
小児ヘルスケア実習	1週目	1日目	保育所	保育所オリエンテーションと園児の観察
		2日目	保育所	保育所 乳児クラスに入り、身体的・心理的・社会的成長・発達の特徴を捉えるため、子どもを観察する。
		3日目	保育所	保育所 3歳未満児クラスに入り、身体的・心理的・社会的成長・発達の特徴を捉えるため、子どもを観察する。
		4日目	保育所	保育所 3歳以上児のクラスに入り、身体的・心理的・社会的成長・発達の特徴を捉えるため、子どもを観察する。
		5日目	学内	実習の振り返り、学びの共有・統合、病棟実習に向けての準備・技術練習
	2週目	6日目	病棟	病院・病棟オリエンテーション、受け持ち患児挨拶、情報収集
		7日目	病棟	受け持ち患児を中心に看護展開を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		8日目	病棟	受け持ち患児を中心に看護展開を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		9日目	病棟	受け持ち患児を中心に看護展開を行う。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		10日目	病棟/学内	実践した看護についてまとめ、実習の振り返り、学びの共有・統合など

【週間計画】 8 ウイメンズヘルスケア実習

科目名	週	日	実習場所	実習内容
ウイメンズヘルスケア実習	1週目	1日目	病棟	施設・病棟オリエンテーション、受け持ち患者挨拶と患者情報の収集
		2日目	病棟	受け持ち患者の看護過程を展開し、生活の援助や治療に伴う援助を実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		3日目	病棟	受け持ち患者の看護過程を展開し、生活の援助や治療に伴う援助を実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		4日目	病棟	受け持ち患者の看護過程を展開し、生活の援助や治療に伴う援助を実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		5日目	学内	実践した看護のまとめ、学びの統合、次週の準備
	2週目	6日目	外来・病棟	外来、母親学級などのオリエンテーション、外来受診妊産婦の妊婦診察見学、介助
		7日目	外来・病棟	妊婦診察・1か月健診の見学・介助、妊婦の情報収集、助産師外来や各種指導の見学
		8日目	外来・病棟	妊婦診察・1か月健診の見学・介助、妊婦の情報収集、助産師外来や各種指導の見学
		9日目	外来・病棟	妊婦診察・1か月健診の見学・介助、妊婦の情報収集、助産師外来や各種指導の見学
		10日目	学内	実践した看護の振り返りと学びの統合

【週間計画】 9 精神ヘルスケア実習

科目名	週	日	実習場所	実習内容
精神ヘルスケア実習	1週目	1日目	学内	実習オリエンテーション、精神疾患患者の看護事例に関する事前学習
		2日目	病棟	施設・病棟オリエンテーション、受け持ち患者挨拶と情報収集
		3日目	病棟	受け持ち患者の看護過程を展開し、援助を実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		4日目	病棟	受け持ち患者の看護過程を展開し、援助を実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		5日目	病棟	受け持ち患者の看護過程を展開し、援助を実施する。保護室の見学、実践した看護についてカンファレンスを行う。
	2週目	6日目	病棟	受け持ち患者の看護過程を展開し、援助を実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		7日目	病棟	受け持ち患者の看護過程を展開し、援助を実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		8日目	デイケア 訪問看護	午前：デイケアの活動、午後：訪問看護を学生ローテーションを組み見学する。
		9日目	病棟	受け持ち患者の看護過程を展開し、援助を実施する。実践した看護についてカンファレンスを行う。
		10日目	学内	実践した看護についてまとめの報告会、ディスカッション

【週間計画】 10 地域・在宅ヘルスケア実習

科目名	週	日	実習場所	実習内容
地域・在宅ヘルスケア実習	1週目	1日目	訪問看護	施設・訪問時オリエンテーション・訪問スケジュールや療養者の情報収集
		2日目	訪問看護	療養者の情報収集、同行訪問、カンファレンス
		3日目	訪問看護	療養者の情報収集、同行訪問、カンファレンス
		4日目	訪問看護	療養者の情報収集、同行訪問、カンファレンス
		5日目	学内	訪問看護ステーション実習の振り返り、学びの統合
	2週目	6日目	実習施設	デイサービス・居宅介護支援事業所・地域包括支援センターのうち2か所を2日間でローテーション。施設の活動内容実際のオリエンテーション。見学、療養者とのコミュニケーション、一部援助の実施、カンファレンス
		7日目	実習施設	施設の活動内容実際の見学、療養者とのコミュニケーション、一部援助の実施、カンファレンス
		8日目	実習施設	デイサービス・居宅介護支援事業所・地域包括支援センターのうち2か所を2日間でローテーション。施設の活動内容実際のオリエンテーション。見学、療養者とのコミュニケーション、一部援助の実施、カンファレンス
		9日目	実習施設	施設の活動内容実際の見学、療養者とのコミュニケーション、一部援助の実施、カンファレンス
		10日目	学内	多機関における実習の振り返り、学びの統合

【週間計画】 1 1 暮らしと地域を知る実習

科目名	週	日	実習場所	実習内容
暮らしと地域を知る実習	1週目	1日目	学内	午前：実習オリエンテーション、実習計画の確認
			地域踏査 公民館等	午後：下関地区踏査、公民館などの活動として健康教室などに参加し、地域住民の健康に関する情報を収集する。カンファレンス。
		2日目	地域踏査 公民館等	下関地区踏査、公民館などの活動として健康教室などに参加し、地域住民の健康に関する情報を収集する。カンファレンス。
		3日目	地域踏査 公民館等	下関地区踏査、公民館などの活動として健康教室などに参加し、地域住民の健康に関する情報を収集する。カンファレンス。
		4日目	地域踏査 公民館等	下関地区踏査、公民館などの活動として健康教室などに参加し、地域住民の健康に関する情報を収集する。カンファレンス。
		5日目	地域踏査 公民館等	地区踏査結果の最終確認と地域住民の健康に関するカンファレンス
			学内	個人面談による学びの確認 学びの振り返りと実習記録整理

【週間計画】 1 2 多職種連携実習

科目名	週	日	実習場所	実習内容
多職種連携実習	1週目	1日目	施設 病棟	実習オリエンテーション、実習調整、多職種連携スケジュールの確認、患者情報収集
		2日目	施設 病棟	多職種連携カンファレンス、チーム医療活動参加、入退院支援場面等への参加と患者反応の観察
		3日目	施設 病棟	多職種連携カンファレンス、チーム医療活動参加、入退院支援場面等への参加と患者反応の観察
		4日目	施設 病棟	模擬カンファレンスの実施、「多職種連携における看護師の役割」カンファレンス
		5日目	学内	実習の振り返り、学内のまとめ報告会

【週間計画】 1 3 看護の統合実習

科目名	週	日	実習場所	実習内容
看護の統合実習	1週目	1日目	臨地	個人のテーマに沿った実習展開
		2日目	臨地	個人のテーマに沿った実習展開
		3日目	臨地	個人のテーマに沿った実習展開
		4日目	臨地	個人のテーマに沿った実習展開
		5日目	学内	実習の中間評価と計画の見直し
	2週目	6日目	臨地	個人のテーマに沿った実習展開
		7日目	臨地	個人のテーマに沿った実習展開
		8日目	臨地	個人のテーマに沿った実習展開
		9日目	臨地	個人のテーマに沿った実習展開、看護実践結果のカンファレンス
		10日目	学内	実習のまとめ、記録の整理

【週間計画】 14 公衆衛生看護学実習

科目名	週	日	実習場所	実習内容
公衆衛生看護学実習	1週目	1日目	保健所	事業オリエンテーション、家庭訪問事例の紹介、情報収集
		2日目		家庭訪問、家庭訪問事例の検討、保健事業への参加、カンファレンス
		3日目		家庭訪問、家庭訪問事例の検討、保健事業への参加、カンファレンス
		4日目		家庭訪問、家庭訪問事例の検討、保健事業への参加、カンファレンス
		5日目	学内	実習の振り返り、記録整理
	2週目	6日目	保健センター	実習オリエンテーション、受け持ち地区の紹介と情報収集
		7日目		家庭訪問、保健事業やケア会議への参加、カンファレンス
		8日目		家庭訪問、保健事業やケア会議への参加、カンファレンス
		9日目		家庭訪問、保健事業やケア会議への参加、カンファレンス
		10日目	学内	実習の振り返りと共有、学びの統合
	3週目	11日目	保健センター	家庭訪問、保健事業やケア会議への参加、受け持ち地区の診断、中間カンファレンス
		12日目		家庭訪問、保健事業やケア会議への参加、受け持ち地区の診断、中間カンファレンス
		13日目		家庭訪問、保健事業やケア会議への参加、受け持ち地区の診断、中間カンファレンス
		14日目		家庭訪問、保健事業やケア会議への参加、受け持ち地区の診断、中間カンファレンス
		15日目	学内	実習の振り返りと共有、学びの統合
	4週目	16日目	学内	実習の振り返りと共有、学びの統合
		17日目	保健センター	家庭訪問、健康教育、保健事業やケア会議への参加、受け持ち地区の診断
		18日目		家庭訪問、健康教育、保健事業やケア会議への参加、受け持ち地区の診断
		19日目		家庭訪問、健康教育、保健事業やケア会議への参加、受け持ち地区の診断
		20日目		家庭訪問、健康教育、保健事業やケア会議への参加、受け持ち地区の診断
	5週目	21日目	保健センター	家庭訪問、健康教育、保健事業やケア会議への参加、受け持ち地区の診断
		22日目		家庭訪問、健康教育、保健事業やケア会議への参加、受け持ち地区の診断
		23日目		家庭訪問、健康教育、保健事業やケア会議への参加、受け持ち地区の診断
		24日目		家庭訪問、健康教育、保健事業やケア会議への参加、受け持ち地区の診断、最終カンファレンス
		25日目	学内	実習の振り返りと共有、学びの統合、実習最終カンファレンス・情報共有、全期間実習評価、レポート作成

下関市立大学 看護学部 臨地実習要項

目 次

I. 看護学部の教育研究上の目的および臨地実習の意義

1. 教育研究上の目的
2. 臨地実習の意義

II. 臨地実習の目的・目標

1. 実習の目的（ねらい）
2. 実習の目標

III. 臨地実習の履修に関する事項

1. 臨地実習の履修計画
2. 履修要件
3. 成績実習評価および単位認定

IV. 臨地実習における個人情報の取り扱い

1. 個人情報保護
2. 臨地実習における倫理的配慮
3. 実習記録の取り扱い

V. 臨地実習の心得および留意事項

1. 実習態度
2. 患者・利用者のケア
3. 服装・身だしなみ・携帯品
4. 健康管理
5. 実習中の移動手段
6. その他

VI. 臨地実習にかかわる事故とその対応

1. インシデントおよび医療事故発生時の対応
2. 感染予防
3. 災害時の対応

資料1. インシデントおよび事故発生時の連絡体制

資料2. インシデント報告書（記載要領）

資料3. 医療事故報告書（記載要領）

資料4. 災害時の対応

参考 看護職の倫理綱領

I. 看護学部の教育研究上の目的および臨地実習の意義

1. 教育研究上の目的

人々の生命・尊厳・権利を尊重し、多様な価値観を豊かな人間性と柔軟な心で捉え、科学的思考に基づく洞察力と創造力をもって看護を主体的に実践し、地域住民の健康に寄与できる看護専門職者を育成する。

2. 臨地実習の意義

臨地実習は、看護職者が行う実践の中に身を置き、看護職者の立場でケアを行うことである。看護の場面は個別的で複雑で、ダイナミックであり、学内で学んだ知識・技術をそのまま使えることは少なく、患者・利用者の条件や状況を深く洞察して、現実に合わせて適応できる柔軟な応用力・判断力が必要である。従って、臨地実習は看護の方法について「知る」「わかる」段階から、「使う」「実践できる」段階に到達させるために看護教育においては不可欠な学習過程である。また、臨地におけるさまざまな人たちと対人関係を築くことも重要な課題であり、特に看護の対象者との援助的人間関係の形成は看護実践に重要な能力である。そして、実際に患者・利用者に関わることは、その人の人権や価値観について理解を含め、人間の尊厳性を重視する態度を学ぶ貴重な機会である。さらに体験したことを論理的に表現し意味づけを行うことで自己の看護観を形成する能力や自己の課題を見出すという能力を養うことができる。このように臨地実習は看護専門職者として成長する基盤となる。

II. 臨地実習の目的・目標

1. 実習の目的（ねらい）

講義および演習で修得した看護の知識・技術・態度を統合して、地域住民の健康に寄与できる看護の基礎的実践力を育むことをねらいとする。地域・在宅・病院・施設等、多様な場において多様な人への看護実践を通して、批判的・創造的思考力・問題解決能力を養う。看護の対象との関係形成や対象を中心とした多職種と連携・協働する力を身につけることを目指す。さらに、看護専門職者としての自己を省察し、倫理観・使命感、看護実践力を高めていく自己研鑽力を養う。

2. 実習の目標

- 1) 看護専門職者としての倫理観を高め、看護の対象の尊厳・権利を尊重し、擁護できる。
- 2) 多様な場で展開される、人々の多様な生活の実際を理解し、対象の健康を総合的に捉えることができる。
- 3) 学修した看護学の知識・技術・態度を統合し、科学的根拠に基づき個別性のある看護を適切に実践できる。
- 4) 保健医療福祉の場における多職種との連携・協働の実際を通して、連携・協働する力を身につける。

- 5) 看護実践の振り返りを通して、看護専門職者としての自己を省察し、看護実践力を高めていく自己研鑽ができる。

Ⅲ. 臨地実習の履修に関する事項

1. 臨地実習の履修計画（表1）

表1. 臨地実習の履修計画

科目名	単位	1年次		2年次		3年次		4年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
暮らしと地域を知る実習	1								
基礎看護学実習Ⅰ	1								
基礎看護学実習Ⅱ	2								
成人ヘルスケア実習Ⅰ	2								
成人ヘルスケア実習Ⅱ	2								
老年ヘルスケア実習Ⅰ	2								
老年ヘルスケア実習Ⅱ	2								
小児ヘルスケア実習	2								
ウイメンズヘルスケア実習	2								
精神ヘルスケア実習	2								
多職種連携実習	1								
地域・在宅ヘルスケア実習	2								
看護の統合実習	2								
(選択)公衆衛生看護学実習	5								

2. 履修要件

- 1) 各学年の進級条件を満たしていること。
- 2) 基礎看護学実習Ⅱを履修しようとする場合は、ヘルスアセスメント、看護過程及び基礎看護学実習Ⅰの単位を修得済みであること。
- 3) 3年次配当の臨地実習科目を履修しようとする場合は、3年次前期に開講する専門教育科目における必修科目のすべての単位を修得済みであること。
- 4) 公衆衛生看護学実習を履修しようとする場合は、健康行動科学入門、健康行動科学方法論、公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、疫学・保健統計の単位をすべて修得済みであること。

3. 成績実習評価および単位認定

- 1) 臨地実習の成績評価と単位認定は各実習科目の科目責任者が行う。
- 2) 出席時間が所定の実習時間の4分の3に満たない学生は単位認定を受けることはできない。
- 3) 病気やその他やむをえない事由によって単位認定を受けることができない場合、4単位

の範囲内で所定の手続きと審議を経て補習実習を実施する場合がある。

- 4) 届出は所定の様式により、欠席理由を客観的に証明できる書類を添え、速やかに学部事務室に提出しなければならない。

IV. 臨地実習における個人情報の取り扱い

1. 個人情報保護

個人情報保護法第3条に「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いが図られなければならない」とある。学生は臨地実習において、守秘義務があることを自覚した行動が求められる。

- 1) 電子カルテの場合、閲覧するだけとし、印刷しない。
- 2) 受け持ち患者・利用者以外の情報を閲覧しない。
- 3) 実習で知り得た情報は、実習目的以外に使用しない。
- 4) 実習に関することは、SNS上に記載および発信しない。

2. 臨地実習における倫理的配慮

- 1) 患者・利用者の生命を尊重し、また人間としての尊厳および権利を尊重する。
権利とは、患者・利用者が自分の病気について知る権利、十分な説明を受け治療を自己決定する権利、最良の医療を受ける権利、プライバシーを守られる権利などをいう。
- 2) 看護者は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的志向、社会的地位、経済的状态、ライフスタイル、健康問題の性質に関わらず、対象となる人々に平等に看護を提供する。
- 3) 患者・利用者のプライバシーを保護するために、個人情報の秘密を守る。
- 4) 医療チームの一員をめざす看護学生として多職種との連携のあり方を理解し、常に可能な限り高度な看護を提供する。
- 5) 看護学を学ぶ学生として行動に責任を持つ。
- 6) 常に質の高い看護が提供できるように主体的、継続的に学習する。

*日本看護協会「看護職の倫理綱領」を参照。

https://www.nurse.or.jp/nursing/assets/statistics_publication/publication/rinri/code_of_et_hics.pdf

3. 実習記録の取り扱い

実習記録の取り扱いに関する主な留意点は以下のとおりである。

- 1) 記録用紙は、個人を特定する情報（住所、氏名、イニシャル、生年月日、ID番号、施設名、病棟名、家族歴や遺伝情報等）は原則記載しない。
- 2) 不必要・不確実な情報は記述しない。
- 3) 診療記録および実習記録はコピーしない。
- 4) 記録は所定の記録用紙に記入する。
- 5) 個人の自己学習の範囲は、電子記録媒体を使用してもよい。但し、パソコンのハードディスクに行わず、パスワード管理ができる実習指導教員指定の電子媒体(USBメモリ等)

を使用する。

6) 実習終了後、不必要となった記録物やメモ類はシュレッダーにかける、電子記録媒体は内容を消去する。

7) 実習終了後、実習記録は指示された日時までに実習指導担当教員に提出する。

* 日本看護協会「看護記録及び診療情報の取り扱いに関する指針」を参照

https://www.nurse.or.jp/nursing/home/publication/pdf/guideline/nursing_record.pdf

V. 臨地実習の心得および留意事項

看護学における臨地実習とは、看護の対象の生命に直接関わる学習過程である。従って、臨地実習中は、看護専門職者を目指す者としての自覚を持ち主体的な責任ある行動をとる。

1. 実習態度

1) 常に質の高い看護が提供できるように主体的・継続的に学習する。

2) 時間を厳守する。

3) 実習指導担当教員や実習指導者と十分かつ適切なコミュニケーション（報告・連絡・相談）をとる。

4) 疑問をそのままにせず、探求し解決するための自己学習を行う。

5) 秘密事項は厳守する。

6) 患者・利用者についての情報は関係者以外、他の誰にも口外しない。

7) 看護学生であることを自覚し、節度ある態度・接遇に気をつける。

8) 患者・利用者や周囲の環境状況に異常を発見したときは、迅速かつ正確に状況を実習指導者か実習指導担当教員に報告する。

9) 患者・利用者について討議をする場合は、場所を考慮する。

10) 患者・利用者および家族より金品を受け取らない。

11) 安易に自分自身やグループメンバーの連絡先などを話さない。

12) 実習で関わる人々に対して状況に応じた言葉遣いを心がける。

13) 実習の開始、終了時は実習部署責任者へ挨拶をする。

14) 私語や私的な行動を慎み、学生間では姓で呼ぶ。

15) 足音、話し声、笑い声に注意する。

16) 病院内の移動時は原則としてエレベーターは使用しない。

17) 実習記録を持って売店や食堂に行かない。

18) 所定の場所以外で飲食しない。

19) 他職種への受け持ち患者・利用者に関する質問などは、質問項目や理由を明確にし、その妥当性を実習指導者と相談のうえ行う。

2. 患者・利用者のケア

1) 患者・利用者に対して真摯な態度で接する。

2) 患者・利用者の安全を第一に考えて行動する。

3) ケアの実践に当たっては、実習指導担当教員または実習指導者へ事前に報告する。

- 4) 看護用具や医療器具は丁寧に扱う。
- 5) 使用物品は必ず後始末を行い、所定の位置または所有者に返納する。

3. 服装・身だしなみ・携帯品

- 1) 指定のユニフォーム・靴・靴下を着用し、清潔感のある身だしなみ（化粧、髪型、香水・装飾品はつけない）に心がける。また実習中は名札を着用する。
- 2) 冬期に防寒具を着用する場合は、大学が指定した物を着用する。
- 3) 携帯品は、記録類・メモ帳（ノート式）・筆記用具・ナースウォッチ・ハンカチ等とし、置き忘れや紛失のないようにする。また携帯品は、病棟・施設の指定する場所に置く。
- 4) 実習中は携帯電話・貴重品は持たず、指定された場所に置く。

4. 健康管理

- 1) 規則正しい食生活(朝食は必ず摂る)をして睡眠は十分にとり、個人衛生に注意する。
- 2) 実習前後には手洗い、うがいを励行する。
- 3) 実習中は、感染症などに留意し、体調不良がある時は早めに実習指導者および実習指導担当教員に申し出る。

5. 実習中の移動手段

- 1) 実習中の移動手段に関しては、公共交通機関を使用する。
- 2) 自家用車の使用は原則禁止する。
- 3) 自転車（バイクを含む）の使用は、実習施設の指示に従い使用する。

6. その他

- 1) ハラスメントや暴力行為を受けた時は、実習指導者または実習指導担当教員に報告する。

VI. 臨地実習にかかわる事故とその対応

臨地実習中に起こり得る「医療事故」とは、看護行為の過程で予測しなかった事態が発生し、患者・利用者には何らかの苦痛、侵襲を与えることをいう。一方「インシデント」とは適切な処置が行われないと医療事故となる可能性のある事象をいう（表2）。

表2. 学生がインシデント・医療事故を起こしやすい場面

<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす移送時の障害物への衝突 ・ 車いす⇄ベッド移動時のふらつきや転倒 ・ 認知症患者のベッドからの転落 ・ 履物の選択誤認による転倒 ・ 運動機能低下や筋力低下のある患者の歩行時の転倒 ・ 知覚障害のある患者の不良肢位による循環障害 ・ 体位変換時の輸液ラインやドレーンの抜去 ・ 点滴ラインの閉塞・漏れ・接続はずれ ・ 酸素ボンベ残量の誤認 ・ 清潔ケア時の湯温の誤認 ・ ドライヤー熱風による熱傷 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔ケアでの口腔内損傷や誤飲 ・ 履物の選択誤認による転倒 ・ 高齢者の誤飲 ・ 誤配膳 ・ 罨法による熱傷 ・ 手洗いの不徹底 ・ 創傷ケアの不潔操作 ・ 環境整備不備による危険物 ・ 患者の私物損壊 ・ 患者とのトラブル ・ 用語・略語等の誤認 等
---	--

1. インシデントおよび医療事故発生時の対応

1) 臨地実習中のインシデントおよび医療事故発生時の対応

(1) 学生自身の対応

- ① 実習指導担当教員と実習指導者に速やかに報告する。
- ② 「インシデントおよび事故発生時の連絡体制」(資料1)に従い対応が進められる。
- ③ インシデントおよび医療事故の対応は、インシデント影響度分類(表3)に基づきレベル1以上とする。レベル1~3aはインシデント報告書(資料2)、レベル3b以上は医療事故報告書(資料3)を作成する。
- ④ 記載した報告書を実習指導担当教員へ提出する。

(2) 実習指導担当教員・実習指導者の対応

- ① 報告を受けたらすぐに患者・利用者の安全を図るなど、緊急時の対応を行う。
- ② 実習部署責任者へ報告する。
- ③ 「インシデントおよび事故発生時の連絡体制」(資料1)に従って対応する。

表3. インシデントの影響度分類

影響レベル	内容	障害の程度 及び[継続性]
レベル0	誤った行為が発生したが、患者には実施されなかった場合 (仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予想された)	なし
レベル1	誤った行為を患者に実施したが、結果として患者に影響を及ぼす に至らなかった場合	なし
レベル2	行った医療又は管理により、患者に影響を与えた、又は何らかの 影響を与えた可能性がある場合	なし
レベル3a	行った医療又は管理により、本来必要でなかった簡単な治療や 処置(消毒、湿布、鎮痛剤投与等の軽微なもの)が必要となった 場合	軽度 [一過性]
レベル3b	行った医療又は管理により、本来必要でなかった治療や処置が必 要となった場合	中・高度 [一過性]
レベル4	行った医療又は管理により、生活に影響する重大な永続的障害が 発生した可能性がある場合	高度 [永続的]
レベル5	行った医療又は管理が死因となった場合	死亡

一般社団法人 国立大学病院長会議 インシデントの影響度分類より

*影響レベル1~3aまでが「インシデント事例」、レベル3b以上が「医療事故事例」

2) 針刺し事故とその対応

(1) 学生自身の対応

- ① 刺傷部位の洗浄をする。
 - ・直ちに血液を絞り出しながら、流水で穿刺部位をよく洗浄する。
 - ・粘膜、結膜等を曝露した場合は流水でよく洗浄する。
- ② 実習指導担当教員および実習指導者へ報告する。
 - ・HBS抗原・抗体値について報告する。
 - ・実習指導担当教員より、その後のワクチン接種等の指示を受ける。
- ③ 医療事故報告書を作成する。

(2) 実習指導担当教員・実習指導者の対応

- ① 報告を受けた実習指導担当教員と実習指導者は、汚染源血液の HBV、HCV、HIV などの血液検査結果を確認する。
- ② 実習指導担当教員は当該学生の HBS 抗原・抗体の有無を確認する。
- ③ 実習指導担当教員は学校医と連絡を取り、事後処置について相談する。

2. 感染予防

臨地実習中に、病原微生物あるいはその汚染物を無意識のうちに媒介して他の人に感染させることや、病原微生物の汚染を受けて感染症を発症するようなことは絶対に避けなければならない。感染予防に関する知識を持ち、各施設の感染予防対策に従って行動し、学生自身あるいは他人への感染を防ぐため細心の注意が必要である。また、血液、検体（痰、尿、便、分泌物等）の取り扱いには十分注意を払い、スタンダードプリコーションを原則として行動する。

1) 臨地実習に向けての感染予防対策

(1) 健康診断

実習前には、大学が行う健康診断を必ず受けておく。

(2) 抗体検査およびワクチン接種

- ① HBS 抗原・抗体陰性者は B 型ワクチン接種を推奨する。
- ② 風疹、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体陰性者は実習中に感染する可能性がある。また、感染した場合、患者・利用者に感染させる危険性があるので臨地実習はできない。従って、風疹、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体を検査し、陰性の学生にはワクチン接種を推奨する。
- ③ インフルエンザは毎年 10～11 月にワクチン接種を推奨する。

2) 臨地実習中における感染の危険性（特に注意を要するもの）

- (1) 感染症のある患者・利用者の血液、体液、分泌物や皮膚およびそれらの付着物。
- (2) 各種排泄物および検体など。
- (3) 病原微生物に汚染された器材。

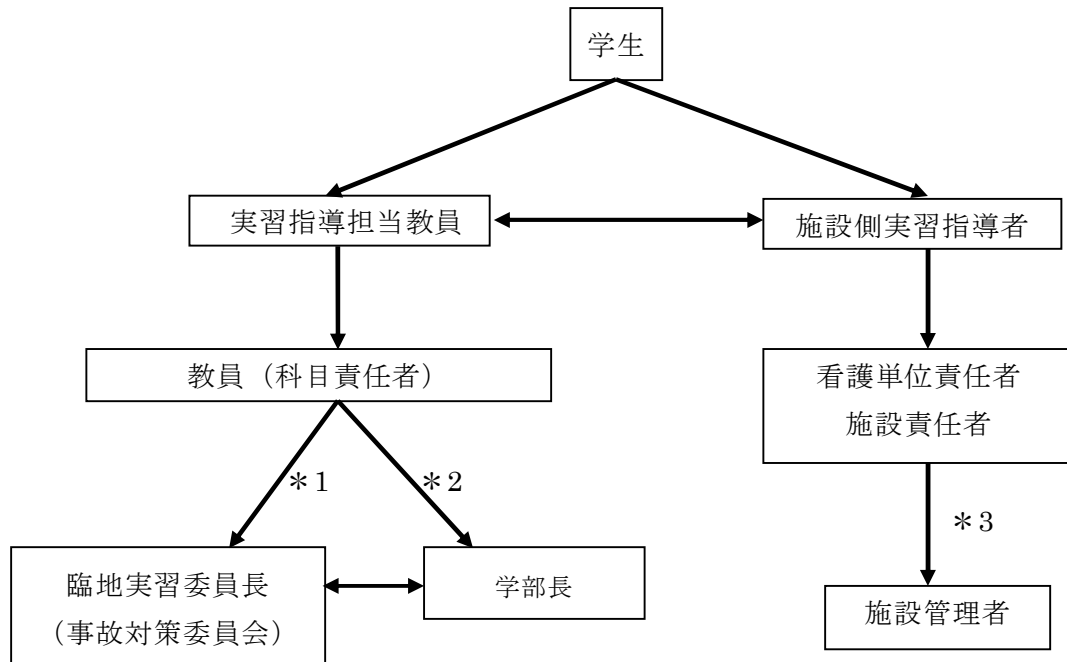
※身体に異常を感じたり、実習中に感染を受けたと思ったら早めに実習指導担当教員に報告し、医療機関を受診する。

3. 災害時の対応（資料 4）

- 1) 実習中に災害等が発生した場合、まずは自分の安全を確保し、実習指導教員または臨地実習指導者の指示に従い避難する
- 2) 災害時に近くに患者や傷病者がいた場合は、周囲に助けを求める

資料1. インシデントおよび事故発生時の連絡体制

① インシデントおよび事故発生時の連絡体制

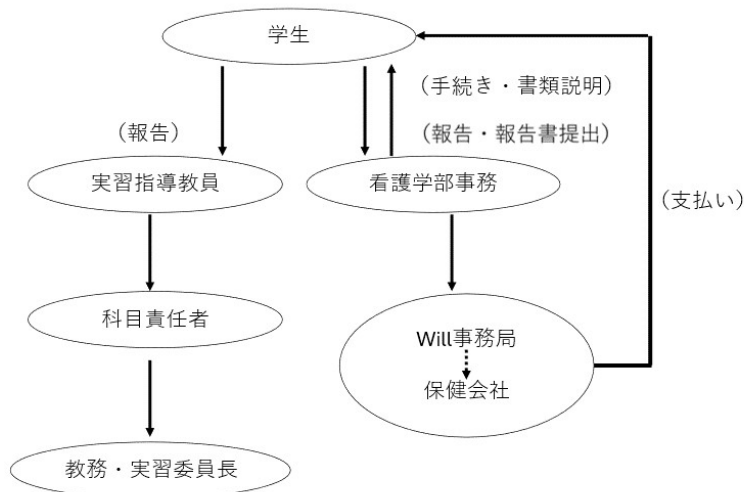


*1・*2：インシデントの場合は教員（科目責任者）の判断による

*3：各実習施設の報告経路に従う

② 報告・保険手続き方法

報告書の提出方法



資料2. インシデント報告書（記載要領）

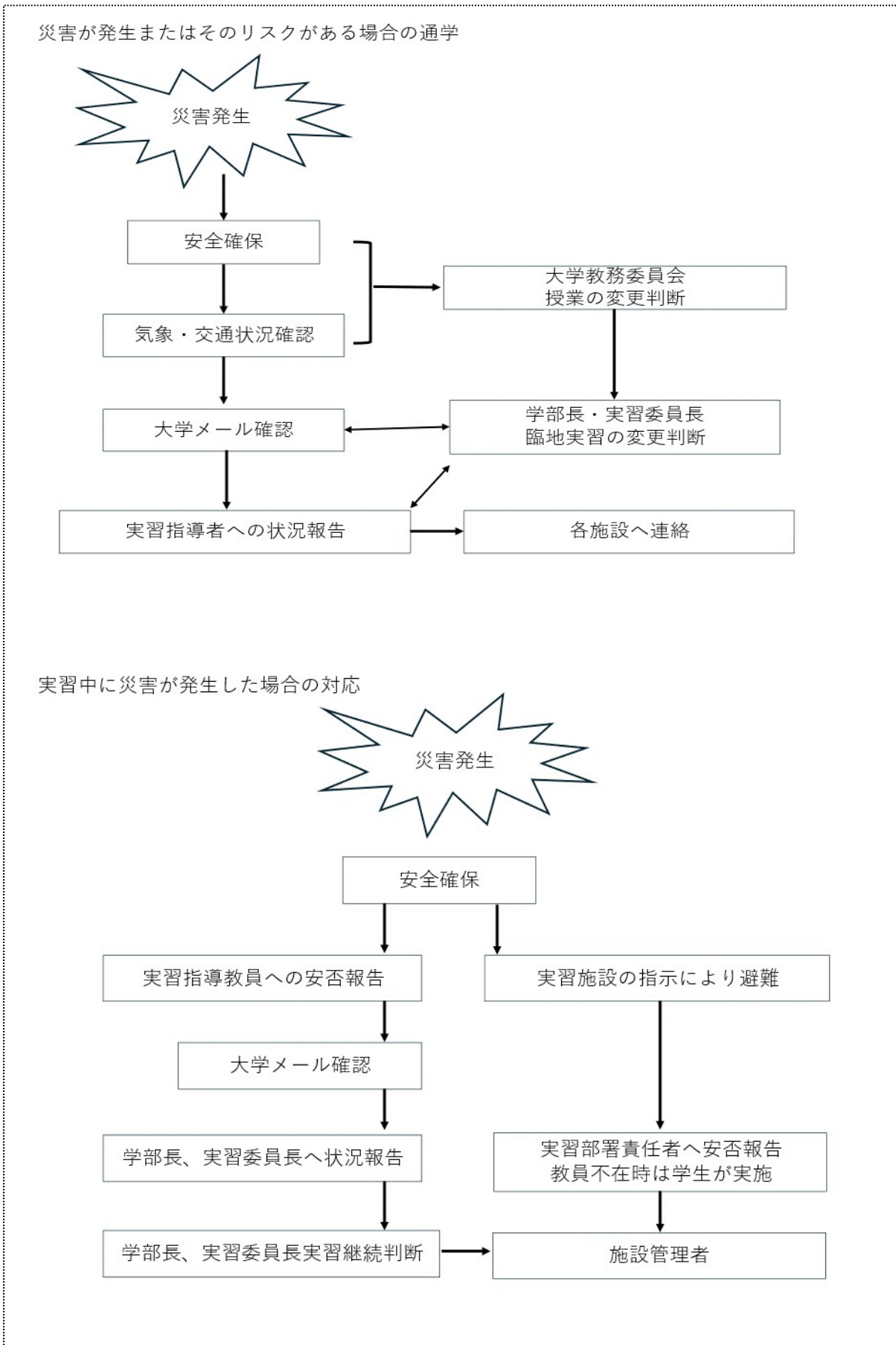
インシデント報告書

この報告書は、事故を未然に防ぎ、看護を安全に行うための基礎資料を作成するためのものです。記入内容はこの目的以外には使用されず、個人に不利益が生じたり、評価に影響することはありません。できるだけ正確に記入し、実習指導教員へ提出してください。

患者影響レベル							
実習施設							
場所	1 病室・居室内 2 廊下 3 ナースステーション 4 風呂場 5 処置室 6 食堂 7 トイレ 8 階段 9 その他 ()						
発生日・時間	年 月 日 () 時 分頃						
インシデントが発生した場面	療養上の世話	1 吸引	2 体位交換	診療の補助	13 診察	14 手術	15 分娩
		3 清拭	4 更衣		16 与薬	17 輸液の管理	
		5 食事	6 入浴		18 輸血	19 医療機器	
		7 排泄	8 移動		20 ドレーン・チューブ類管理		
		9 搬送・移送	10 環境整備		21 検査	22 その他の処置	
		11 観察			23 患者家族の対応		
		12 その他 ()			24 施設・設備・物品取り扱い		
					25 その他		
対象の概要（対象がいる場合のみ）	個人を特定されない範囲で、対象の状況を記載する						
インシデントの具体的な内容	どのような状況の時、どのような出来事が起こったのか、具体的な事実と経過を記載する。						
インシデントが起こった原因							
今後に向けて	今回の出来事とおして考えたこと 自分を振り返って今後学ぶべきこと 今後インシデントを起こさないための対策						

受理日 年 月 日 実習指導担当教員氏名 _____ (印)

資料4. 災害時の対応



看護職の倫理綱領

2021年 日本看護協会 前文

人々は、人間としての尊厳を保持し、健康で幸福であることを願っている。看護は、このような人間の普遍的なニーズに応え、人々の生涯にわたり健康な生活の実現に貢献することを使命としている。

看護は、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象としている。さらに、健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、生涯を通して最期まで、その人らしく人生を全うできるようにその人のもつ力に働きかけながら支援することを目的としている。

看護職は、免許によって看護を実践する権限を与えられた者である。看護の実践にあたっては、人々の生きる権利、尊厳を保持される権利、敬意のこもった看護を受ける権利、平等な看護を受ける権利などの人権を尊重することが求められる。同時に、専門職としての誇りと自覚をもって看護を実践する。

日本看護協会の『看護職の倫理綱領』は、あらゆる場で実践を行う看護職を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の実践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会に対して明示するものである。

条 文

1. 看護職は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
2. 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観にそった選択ができるよう支援する。
5. 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報とは適正に取り扱う。
6. 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
8. 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に務める。
9. 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。
10. 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。
11. 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイングの向上に努める。
13. 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。
14. 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会の正義の考え方をもち社会と責任を共有する。
15. 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。
16. 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。

【資料18】担当基幹教員配置表

実習配置表(教員配置):1年次

年度週		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21										22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52																			
月		4月					5月				6月				7月					8月										9月					10月					11月					12月					1月				2月				3月																							
月毎週数		1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3										4	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4																			
配当年次	グループ	人数																																																																															
1年次	1G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 永末																																																											
	2G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 小野																																																											
	3G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 安川																																																											
	4G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 今澤																																																											
	5G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 西村																																																											
	6G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 原田																																																											
	7G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 森口																																																											
	8G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 林																																																											
	9G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 田中																																																											
	10G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 相島																																																											
	11G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 中田																																																											
	12G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 松村																																																											
	13G	5名																				暮らしと地域を知る実習 助教 田淵																																																											
	14G	5名																				暮らしと地域を知る実習 准教授 吉田																																																											
	15G	5名																				暮らしと地域を知る実習 教授 大倉																																																											
	16G	5名																				暮らしと地域を知る実習 (3名):教授 大倉(助手 島田)、(2名):教授 大倉(助手 井手)																																																											

実習配置表(教員配置):4年次 春学期

年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
月毎選数		1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	5
4 年 次	1G	5名	地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 准教授 吉田			保健師選択 公衆衛生看護学実習 教授 原賀 助教 中田 助教 松村										看護の統合実習 准教授 末永 教授 中嶋 教授 塚原 教授 大倉 教授 福原 教授 金岡 教授 瀧田 教授 原賀 教授 中島 准教授 石村 准教授 大谷 准教授 佐藤亜紀 准教授 吉田 講師 衛藤 講師 鹿嶋 講師 佐藤真子 講師 道面 講師 服部 講師 政時 講師 吉川 講師 中本 助教 河本							
			地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 准教授 吉田																				
	2G	5名	地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 助教 相島																				
			地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 助教 相島																				
	3G	5名	地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 助教 田淵																				
			地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 助教 田淵																				
	4G	5名	地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 准教授 吉田																				
			地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 准教授 吉田																				
	5G	5名	地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 助教 相島																				
			地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 助教 相島																				
	6G	5名	地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 助教 田淵																				
			地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 助教 田淵																				
	7G	5名	地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 教授 大倉																				
			地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 教授 大倉																				
	8G	5名	地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 助教 相島																				
			地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 助教 相島																				
9G	5名	地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 助教 田淵																					
		地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 助教 田淵																					
10G	5名	地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 准教授 吉田																					
		地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 准教授 吉田																					
11G	5名	地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 助教 相島																					
		地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 助教 相島																					
12G	5名	地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 助教 田淵																					
		地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 助教 田淵																					
13G	5名	養護教諭選択 養護実習 講師 柴崎			地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 教授 大倉																		
					地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 教授 大倉																		
14G	5名				地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 准教授 吉田																		
					地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 准教授 吉田																		
15G	5名				地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 助教 相島																		
					地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 助教 相島																		
16G	5名				地域・在宅ヘルスケア実習(2名) 助教 田淵																		
					地域・在宅ヘルスケア実習(3名) 助教 田淵																		

実習配置表(施設配置)3年次 秋学期

年度	月	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52				
月毎週数	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	5					
配出年次	グループ	人数																																		
1G	5名			小児ヘルスケア実習(前年) 下関市立中央こども園	成人ヘルスケア実習Ⅱ 下関医療センター		成人ヘルスケア実習Ⅰ 下関市立市民病院			老年ヘルスケア実習Ⅱ 下関医療センター			ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会下関総合病院	老年ヘルスケア実習 老人保健施設コスモス	老年ヘルスケア実習Ⅰ 老人保健施設コスモス 通所リハビリテーション/看護小規模多機能ケアアタラシやすおかグループホーム山の田		小児ヘルスケア実習(後年) 山口県済生会下関総合病院					精神ヘルスケア実習 下関病院				精神ヘルスケア実習 下関病院										
2G	5名			小児ヘルスケア実習(前年) 下関市立中央こども園	成人ヘルスケア実習Ⅰ 下関市立市民病院			老年ヘルスケア実習Ⅰ 特別養護老人ホームはまゆり苑	老年ヘルスケア実習Ⅰ 小規模多機能型居宅介護施設コスモス通所リハビリテーショングループホーム山の田	老年ヘルスケア実習Ⅱ 安岡病院	成人ヘルスケア実習Ⅱ 脳神経センターよしみず病院			ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会下関総合病院			小児ヘルスケア実習(後年) 山口県済生会下関総合病院								小児ヘルスケア実習(後年) 山口県済生会下関総合病院	精神ヘルスケア実習 長門ノ宮病院										
3G	5名			小児ヘルスケア実習(前年) 下関市立中央こども園	成人ヘルスケア実習Ⅱ 下関医療センター	小児ヘルスケア実習(後年) 山口県済生会下関総合病院				老年ヘルスケア実習Ⅰ 特別養護老人ホームはまゆり苑	老年ヘルスケア実習Ⅰ 特別養護老人ホームはまゆり苑	老年ヘルスケア実習Ⅱ 脳神経センターよしみず病院					精神ヘルスケア実習 下関病院								ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会下関総合病院											
4G	5名			小児ヘルスケア実習(前年) 下関市立中央こども園			精神ヘルスケア実習 下関病院		成人ヘルスケア実習Ⅰ 下関市立市民病院		成人ヘルスケア実習Ⅱ 下関市立市民病院		老年ヘルスケア実習Ⅱ 安岡病院				老年ヘルスケア実習Ⅰ 老人保健施設コスモス 通所リハビリテーション/看護小規模多機能ケアアタラシやすおかグループホーム山の田	老年ヘルスケア実習Ⅱ 老人保健施設コスモス							ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会豊浦病院									小児ヘルスケア実習(後年) 山口県済生会豊浦病院	多職種連携実習 山口県済生会豊浦病院	
5G	5名			小児ヘルスケア実習(前年) 下関市立豊浦こども園	精神ヘルスケア実習 下関病院				成人ヘルスケア実習Ⅱ 下関医療センター		小児ヘルスケア実習(後年) 山口県済生会下関総合病院	老年ヘルスケア実習Ⅰ 安岡病院介護医療院	老年ヘルスケア実習Ⅱ 安岡病院介護医療院					成人ヘルスケア実習Ⅰ 山口県済生会下関総合病院							老年ヘルスケア実習Ⅱ 安岡病院	ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会下関総合病院									小児ヘルスケア実習(後年) 山口県済生会下関総合病院	多職種連携実習 山口県済生会下関総合病院
6G	5名			小児ヘルスケア実習(前年) 下関市立豊浦こども園	小児ヘルスケア実習(後年) 山口県済生会下関総合病院	精神ヘルスケア実習 長門ノ宮病院				成人ヘルスケア実習Ⅰ 長門医療センター		老年ヘルスケア実習Ⅰ 安岡病院介護医療院	老年ヘルスケア実習Ⅱ 安岡病院介護医療院					成人ヘルスケア実習Ⅱ 山口県済生会下関総合病院							老年ヘルスケア実習Ⅱ 安岡病院	ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会豊浦病院									小児ヘルスケア実習(後年) 山口県済生会下関総合病院	多職種連携実習 山口県済生会下関総合病院
7G	5名			小児ヘルスケア実習(前年) 下関市立堀田こども園	ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会下関総合病院	小児ヘルスケア実習(後年) 山口県済生会下関総合病院			精神ヘルスケア実習 下関病院		成人ヘルスケア実習Ⅱ 山口県済生会下関総合病院							成人ヘルスケア実習Ⅰ 山口県済生会下関総合病院							老年ヘルスケア実習Ⅰ 下関市豊浦地域ケアセンター介護老人保健施設ひびき苑	老年ヘルスケア実習Ⅱ 山の田内科通所リハビリテーション/小規模多機能型居宅介護アタラシやすおかグループホームわたばし	老年ヘルスケア実習Ⅱ 安岡病院							多職種連携実習 安岡病院		
8G	5名			小児ヘルスケア実習(前年) 下関市立幸町保育園	ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会豊浦病院				精神ヘルスケア実習 長門ノ宮病院		小児ヘルスケア実習(後年) 山口県済生会下関総合病院							成人ヘルスケア実習Ⅰ 山口県済生会下関総合病院							老年ヘルスケア実習Ⅰ 山の田内科通所リハビリテーション/小規模多機能型居宅介護アタラシやすおかグループホームわたばし	老年ヘルスケア実習Ⅱ 下関市豊浦地域ケアセンター介護老人保健施設ひびき苑	老年ヘルスケア実習Ⅱ 脳神経センターよしみず病院							多職種連携実習 脳神経センターよしみず病院		
9G	5名			小児ヘルスケア実習 下関市立堀田こども園		ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会下関総合病院	小児ヘルスケア実習 山口県済生会豊浦病院				精神ヘルスケア実習 下関病院			成人ヘルスケア実習Ⅱ 脳神経センターよしみず病院				老年ヘルスケア実習Ⅱ 下関医療センター							成人ヘルスケア実習Ⅰ 山口県済生会下関総合病院	老年ヘルスケア実習Ⅰ 特別養護老人ホームはまゆり苑	老年ヘルスケア実習Ⅱ 山の田内科通所リハビリテーション/小規模多機能型居宅介護アタラシやすおかグループホーム山の田	老年ヘルスケア実習Ⅱ 安岡病院							多職種連携実習 山口県済生会下関総合病院	
10G	5名			小児ヘルスケア実習 下関市立幸町保育園		ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会豊浦病院	小児ヘルスケア実習 山口県済生会下関総合病院				成人ヘルスケア実習Ⅱ 山口県済生会下関総合病院							精神ヘルスケア実習 下関病院							老年ヘルスケア実習Ⅱ 山口県済生会下関総合病院	成人ヘルスケア実習Ⅰ 山口県済生会下関総合病院	老年ヘルスケア実習Ⅰ 山の田内科通所リハビリテーション/小規模多機能型居宅介護アタラシやすおかグループホーム山の田	老年ヘルスケア実習Ⅱ 特別養護老人ホームはまゆり苑							多職種連携実習 特別養護老人ホームはまゆり苑	
11G	5名			小児ヘルスケア実習 下関市立名池保育園		精神ヘルスケア実習 長門ノ宮病院			ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会下関総合病院		老年ヘルスケア実習Ⅱ 脳神経センターよしみず病院			小児ヘルスケア実習 山口県済生会下関総合病院	老年ヘルスケア実習Ⅰ 下関市豊浦地域ケアセンター介護老人保健施設ひびき苑	老年ヘルスケア実習Ⅱ 山の田内科通所リハビリテーション/小規模多機能型居宅介護アタラシやすおかグループホームわたばし		成人ヘルスケア実習Ⅱ 山口県済生会下関総合病院							成人ヘルスケア実習Ⅰ 山口県済生会下関総合病院	成人ヘルスケア実習Ⅱ 長門ノ宮病院	成人ヘルスケア実習Ⅰ 長門ノ宮病院								多職種連携実習 長門ノ宮病院	
12G	5名			小児ヘルスケア実習 下関市立種生保育園	成人ヘルスケア実習Ⅱ 下関医療センター				ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会豊浦病院		老年ヘルスケア実習Ⅰ 山の田内科通所リハビリテーション/小規模多機能型居宅介護アタラシやすおかグループホーム山の田	老年ヘルスケア実習Ⅱ 特別養護老人ホームはまゆり苑						精神ヘルスケア実習 長門ノ宮病院						小児ヘルスケア実習 山口県済生会下関総合病院	老年ヘルスケア実習Ⅱ 下関医療センター	成人ヘルスケア実習Ⅰ 長門ノ宮病院									多職種連携実習 長門ノ宮病院	
13G	5名			小児ヘルスケア実習 下関市立名池保育園	老年ヘルスケア実習Ⅰ 下関市豊浦地域ケアセンター介護老人保健施設ひびき苑	老年ヘルスケア実習Ⅰ 看護小規模多機能ケアアタラシやすおか/安岡病院介護予防通所リハビリテーショングループホームわたばし			老年ヘルスケア実習Ⅱ 山口県済生会豊浦病院		ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会下関総合病院			成人ヘルスケア実習Ⅰ 長門医療センター				成人ヘルスケア実習Ⅰ 山口県済生会下関総合病院							小児ヘルスケア実習 山口県済生会豊浦病院	精神ヘルスケア実習 下関病院	成人ヘルスケア実習Ⅱ 下関市立市民病院								多職種連携実習 下関市立市民病院	
14G	5名			小児ヘルスケア実習 下関市立幸町保育園	老年ヘルスケア実習Ⅰ 看護小規模多機能ケアアタラシやすおか/安岡病院介護予防通所リハビリテーショングループホームわたばし				老年ヘルスケア実習Ⅱ 下関医療センター		ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会豊浦病院	小児ヘルスケア実習 山口県済生会豊浦病院						成人ヘルスケア実習Ⅰ 下関医療センター							精神ヘルスケア実習 長門ノ宮病院	成人ヘルスケア実習Ⅱ 下関市立市民病院									多職種連携実習 下関市立市民病院	
15G	5名			小児ヘルスケア実習 下関市立種生保育園	老年ヘルスケア実習Ⅱ 山口県済生会豊浦病院			老年ヘルスケア実習Ⅰ 小規模多機能型居宅介護くみの家/老人保健施設コスモス通所リハビリテーショングループホーム山の田	老年ヘルスケア実習Ⅰ 特別養護老人ホームはまゆり苑		成人ヘルスケア実習Ⅰ 長門医療センター			ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会豊浦病院				精神ヘルスケア実習 長門ノ宮病院							成人ヘルスケア実習Ⅱ 長門ノ宮病院	成人ヘルスケア実習Ⅰ 長門ノ宮病院										多職種連携実習 山口県済生会下関総合病院
16G	5名			小児ヘルスケア実習 下関市立豊島第一保育園	成人ヘルスケア実習Ⅰ 下関市立市民病院				成人ヘルスケア実習Ⅱ 下関医療センター		精神ヘルスケア実習 長門ノ宮病院							小児ヘルスケア実習 山口県済生会下関総合病院							ウイメンズヘルスケア実習 山口県済生会豊浦病院	老年ヘルスケア実習Ⅱ 山口県済生会豊浦病院	老年ヘルスケア実習Ⅰ 小規模多機能型居宅介護くみの家/安岡病院介護予防通所リハビリテーショングループホームわたばし	老年ヘルスケア実習Ⅱ 下関市豊浦地域ケアセンター介護老人保健施設ひびき苑								多職種連携実習 下関市豊浦地域ケアセンター介護老人保健施設ひびき苑

3年次

実習配置表(施設配置):4年次 春学期

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
月曜	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
4 年 次	1G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)	保健師選抜 公衆衛生看護学実習 下関市立下関保健所/下関市立宇保健康センター/ 下関市立新下関保健センター/下関市立山陽保健センター/ 下関市立彦島保健センター/下関市立若川保健センター/ 下関市立豊田保健センター/下関市立豊田保健センター/ 下関市立豊田保健センター																			
			地域・在宅ヘルスケア実習(3名)	地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																				
		2G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(2名)
				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)
		3G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(2名)
				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)
	4G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																				
			地域・在宅ヘルスケア実習(3名)	地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																				
		5G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(2名)
				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)
		6G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(2名)
				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)
	7G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																				
			地域・在宅ヘルスケア実習(3名)	地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																				
		8G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(2名)
				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)
		9G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(2名)
				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)
	10G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																				
			地域・在宅ヘルスケア実習(3名)	地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																				
		11G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(2名)
				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)
		12G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(2名)
				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																				地域・在宅ヘルスケア実習(3名)
13G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																					
		地域・在宅ヘルスケア実習(3名)	地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																					
14G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																					
		地域・在宅ヘルスケア実習(3名)	地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																					
15G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																					
		地域・在宅ヘルスケア実習(3名)	地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																					
16G	5:6	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)	地域・在宅ヘルスケア実習(2名)																					
		地域・在宅ヘルスケア実習(3名)	地域・在宅ヘルスケア実習(3名)																					

看護の統合実習
公民館一部のサービス施設・
居宅介護支援事業所等
依いた
全看護学実習で依頼した58施設

下関市立大学入学者選抜に関する規程

令和3年3月23日

規程第32号

下関市立大学入学選抜に関する規程（平成19年規程第63号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、下関市立大学（以下「本学」という。）において実施する入学者選抜の種類その他の入学者選抜に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入学者選抜の種別）

第2条 本学において実施する入学者選抜は、一般選抜試験、学校推薦型選抜試験、特別選抜試験、外国人留学生選抜試験及び第3年次編入学試験とする。

（募集人員）

第3条 前条に定める各入学者選抜の募集人員は、別に定める。

2 外国人留学生選抜試験の募集人員は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号。以下「学則」という。）第3条第3項に規定する定員に含めないこととする。

（募集要項）

第4条 第2条に規定する入学者選抜の募集要項は、次条から第7条までに規定する事項について決定した後に公表するものとする。

（受験資格及び出願要件）

第5条 第2条に規定する入学者選抜を受験できる者は、各入学者選抜に定められた受験資格及び出願要件を満たす者とする。

2 各入学者選抜の受験資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 一般選抜試験、学校推薦型選抜試験及び特別選抜試験 学則第18条の規定を満たす者であること又は当該年度（受験しようとする試験が実施される日を含む年度をいう。以下同じ。）の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であること。

(2) 外国人留学生選抜試験 日本国籍を有しない者（日本国の永住許可を得ていない者に限る。）で、学則第18条の規定を満たす者であること又は当該年度の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であること。

(3) 第3年次編入学試験 学則第23条の規定を満たす者であること又は当該年度の3月31日までに同条の規定を満たす見込みの者であること。

2 各入学者選抜の出願要件は、別に定める。

（試験の実施）

第6条 各入学者選抜の実施期日等は、文部科学省局長通知に基づき別に定める。

2 第2条に規定する入学者選抜を受験しようとする者は、本学が定める志願票及び

出願書類に加え、前条に規定する受験資格を満たすことが判断できる書類を添付しなければならない。

- 3 第2条に規定する入学者選抜を受験しようとする者は、各入学者選抜に定められた出願受付期間内に公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程（平成19年規程第53号）に定める入学検定料を納めなければならない。

（選抜方法及び合否判定）

第7条 各入学者選抜の内容及び配点については、別に定める。

- 2 入学者選抜の評価方法は、当該年度に実施される各入学者選抜の結果による総合評価とする。

- 3 各入学者選抜の合否判定については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか入学者選抜に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

下関市立大学の求める教員像

令和3年3月18日
学 長 裁 定

下関市立大学（以下「本学」という。）は、3つの理念「教育と研究の一体性に基づく新たな知の創造」、「東アジアを中心に広く世界に目を向けた教育と研究」、「地域社会の知的センターとして地域に根ざした教育と研究」を掲げている。この3つの理念にもとづいて行われる本学の教育と研究は、「バランスのとれた教養豊かな高度職業人を養成すること」、「地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」を目的としている。

本学は、高等教育機関として、これら3つの理念のもとに2つの目的を達成することによって、地域住民のみならず、日本国民及び世界中の人々から支持される高等教育を推進する。そのために本学は、以下のような教員像を求める。

（高い倫理観）

1. 大学人として高い倫理観を有し、常に学術文化の振興に邁進するとともに、大学の運営において自らの使命を自覚し、多様性を認め合い協働しながら意欲的にその発展に貢献する教員

（優れた教育力）

2. 社会の発展に貢献し得る人材を育成するために優れた教育力を発揮し、常に教育方法、内容等の不断の点検と向上や適正な授業運営と公正な成績評価に傾注し、教育者としての資質の向上を志向する教員

（高い研究実績）

3. 優れた教育力を獲得するために、高い研究実績を有するか、その獲得へ向けて常に高度で独創的な研究の推進を希求する教員

（高い発信能力）

4. 国内外に向けて教育成果、研究成果に関する高い発信能力を有し、高等教育機関としての存在意義を高めることができる教員

（外部環境変化への柔軟な対応力と貢献力）

5. 社会経済情勢、技術進歩、グローバル化等、高等教育を取り巻く外部環境の変化に柔軟に対応しながら、教育研究を実践するとともに、その成果を社会に還元すべく専心努力する教員

下関市立大学における教員組織の編成に関する基本方針

令和3年3月18日

学 長 裁 定

教員組織の編成に関する基本方針

1. 下関市立大学（以下「本学」という。）は、その求める教員像に示す教員を積極的に登用する。
2. 本学は、その理念と目的を達成するために、教育組織において学問領域、職位構成、年齢構成、実務経験等における適切なバランスを維持しながら教員組織を編成する。
3. 本学は、年齢、性別、国籍等のダイバーシティの確保に配慮しながら教員組織を編成する。

公立大学法人下関市立大学職員就業規則（抜粋）

平成 19 年 4 月 1 日

規 則 第 3 号

最終改正

令和 5 年 6 月 28 日規則第 9 号

（目的）

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）

第 89 条の規定により、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の種類及び定義）

第 2 条 法人の職員の種類は、次の各号に定めるところによる。

(1) 専任職員 法人に常時勤務する職員で、有期雇用職員、臨時職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び再雇用職員以外のもの

(2) 有期雇用職員 法人に常時勤務する職員で、期間を定めて雇用するもの

(3) 臨時職員 業務上の臨時の必要により雇用される職員で、法人に常時勤務することを要しないもの

(3)の 2 定年前再雇用短時間勤務職員 法人に常時勤務する職員で、第 59 条の規定により雇用されるもの

(4) 再雇用職員 法人に常時勤務する職員で、第 60 条の規定により雇用されるもの

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教員 法人職員のうち、主として教育及び研究に従事する専任職員をいう。

(2) 事務職員 法人職員のうち、主として事務に従事する専任職員をいう。

(3) 職員 前 2 号にそれぞれ定める教員及び事務職員をいう。

（適用範囲）

第 3 条 この規則は、専任職員に適用する。

2 有期雇用職員の就業に関する事項については、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成 19 年規則第 4 号）又は公立大学法人下関市立大学臨時有期雇用職員就業規則（平成 21 年規則第 8 号）に、臨時職員の就業に関する事項につ

いては、公立大学法人下関市立大学臨時職員就業規則（平成19年規則第5号）に、定年前再雇用短時間勤務職員の就業に関する事項については、公立大学法人下関市立大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則（令和5年規則第8号）に、再雇用職員の就業に関する事項については、公立大学法人下関市立大学再雇用職員就業規則（令和元年規則第7号）にそれぞれ定めるところによる。

（中略）

（定年）

第51条 職員の定年は、次に掲げるとおりとする。ただし、教員が満60歳を超えて退職する場合は、当該年齢を定年とみなす。

- (1) 教員 満65歳
- (2) 事務職員 満65歳

以下略

下関市立大学特命教員に関する規則

令和2年6月26日

規則第9号

改正 令和4年10月26日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市立大学（以下「本学」という。）が教育、研究、地域貢献等を推進する上で特に必要と認める者で、給与、勤務等の労働条件について特例の扱いをすることを条件として採用する教員（以下「特命教員」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 特命教員制度は、特命教員が教育、研究、地域貢献等に従事することにより、本学の教育、研究、地域貢献活動等の一層の充実及び活性化に資することを目的とする。

(職名)

第3条 特命教員の職名は、特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教及び特命助手とする。

2 特命教員については、学長の定めるところにより、特別招聘、招聘等の名称、プロジェクトの名称等を職名に付することができる。

(資格)

第4条 特命教員となることのできる者は、下関市立大学教員採用選考規程（令和2年規程第45号）第4条から第6条の3までの規定に準ずるものとする。

(就業規則の一部適用)

第5条 この規則に定めるもののほか、特命教員の就業に関し必要な事項は、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成19年規則第4号）の適用を受ける職員とみなし、同規則の規定（同規則第2条、第6条、第6条の2、第47条から第68条の3まで及び第92条の規定を除く。）及びこれに基づく諸規程等を適用するものとする。

(選考及び採用方法)

第6条 学長は、特命教員を採用する必要があると認め、その採用候補者を決定した場合は、理事会に当該採用候補者の採用について承認を求める。

2 学長は、理事会に承認されたときは、理事長に当該採用を申し出る。

3 理事長は、前項の規定による学長からの申出がなされたときは、当該採用を行うものとする。

4 学長は、第1項の規定による採用の決定をする際に、教員人事評価委員会に資格及び業績の審査を付託することができる。

(選考基準)

第7条 特命教員の選考は、別に定める教員採用業績評価基準又は実務家教員採用業績評価基準に基づいて行うものとする。

(雇用期間)

第8条 特命教員の雇用期間は、学長の申出に基づき3年を超えない範囲で、個別に理事長が定める。

2 学長が特に必要と認めた場合は、前項の規定による雇用期間終了後、更に2年を限度として更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、満65歳を超えて採用された特命教員の更新の限度について、学長が特に必要と認めた場合は、満75歳を上限としてこれを更新することができる。

(期間の定めのない雇用となった特命教員の定年退職の日)

第9条 期間の定めのない雇用となった特命教員の定年は、満75歳とし、定年に達した日以降最初の3月31日をもって退職とする。

(給与)

第10条 特命教員の給与は、基本年俸及び各種手当とし次の各号のとおりとする。

(1) 特命教員の基本年俸は、職務内容、経験、能力等を勘案し、予算の範囲内で、理事長がこれを決定する。

(2) 前項の規定による基本年俸は、原則として1年ごとに改定することができる。

(3) 基本年俸は、その12分の1の額を給料として毎月支給する。

(4) 各種手当は、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給する。

2 特命教員の給与の支給等に関する事項については、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則の規定を適用する。

(退職手当)

第11条 特命教員には、退職手当は支給しない。

(その他)

第12条 この規則により難しい場合は、その都度別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月26日から施行する。

(新学部等の設置に伴う特例)

2 新たに学部又は研究科を設置することに伴い採用する特命教員の雇用期間については、第8条及び第9条の規定にかかわらず、当該新たに設置する学部又は研究科の完成年度の末日までとする。

附 則 (令和4年10月26日規則第7号)

この規則は、令和4年10月26日から施行する。

公立大学法人下関市立大学職員倫理規程

平成19年4月1日

規程第26号

改正 令和3年4月1日規程第51号

(目的)

第1条 この規程は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民等の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって職務に対する市民等の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、法人に勤務する全ての職員をいう。

2 この規程において「学長等」とは、学長及び事務局長をいう。

3 この規程において「管理職員」とは、公立大学法人下関市立大学職員の給与に関する規程（平成19年規程第34号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する職にある者をいう。

4 この規程において「事業者等」とは、公立大学法人下関市立大学以外の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

5 この規程において「市民等」とは、下関市民、下関市立大学の学生及びその保護者並びに事業者等をいう。

6 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、常に適正な事務の処理に努めるとともに、事務を効率的に行うことにより最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律又は法人規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(職員倫理に係る事項の制定)

第4条 理事長は、前条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を別に定めるものとする。この場合において、理事長は、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民等の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、

職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

- 2 理事長は、前項の制定に際しては、第6条の規定により設置される公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会の意見を聴かななければならない。

(贈与等の報告)

第5条 管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と当該管理職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として理事長が別に定める報酬の支払いを受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払いを受けた時において管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「贈与等報告書」という。）を当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、学長等に提出しなければならない。

(1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

(2) 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬の支払いを受けた年月日及びその
基因となった事実

(3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

(4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が指示する事項

- 2 前項の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した学長等において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会)

第6条 職員の職務に係る倫理の保持に資するため、公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第4条第1項の規定に基づき理事長が定める事項に関して、理事長に意見を述べること。

(2) この規程の遵守のための体制の整備に関し、学長等に対し意見を述べること。

(3) 学長等に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この規程の施行に関し必要な意見を述べること。

- 3 審査会は、委員3人以内で組織する。

- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから理事長が委嘱する。

- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、

再任を妨げない。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

(職員の倫理を監督する職員)

第7条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、学長等のもとに職員の倫理を監督する職員を置く。

2 前項の職員の倫理を監督する職員は、職員に対しこの職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、職員の職務に係る倫理の保持のため、必要に応じて体制の整備を行う。

(学長等の責務等)

第8条 学長等は、職員の職務に係る行為が市民等の疑惑や不信を招くことがないように、常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修に努めなければならない。

2 学長等は、この規程に違反することを理由として行った懲戒処分について、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要を公表することができる。

(職員の倫理の保持に関する状況等の公表)

第9条 理事長は、適宜、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について公表しなければならない。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日規程第51号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

公立大学法人下関市立大学における公的研究費の不正防止に関する規程

平成 19 年 12 月 17 日

規 程 第 1 1 2 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号
平成 27 年 3 月 26 日規程第 43 号
平成 28 年 5 月 2 日規程第 21 号
令和 3 年 4 月 1 日規程第 48 号
令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）における職員等の公的研究費の不正使用を防止し、その管理及び監査について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「公的研究費」とは、次のとおりとする。

- (1) 文部科学省から配分される競争的資金及び研究資金（文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及び研究資金を含む。）
- (2) 競争的資金に関する関係府省連絡会の申し合わせに係る競争的研究資金

(最高管理責任者)

第 3 条 最高管理責任者は、理事長とする。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の運営管理について本学を統括し、最終責任を負うものとする。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知する。

(統括管理責任者)

第 4 条 統括管理責任者は、学長とする。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第 5 条 コンプライアンス推進責任者は、副学長（研究担当）及び事務局長とする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の業務を行う。
 - (1) 不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
 - (2) 不正防止を図るために、公的研究費の運営管理に関わるすべての職員（役員を含む。以下「職員」という。）に対し研修会出席の指導と受講状況の管理監督を行い、出席状況を統括管理責任者に報告すること。

(3) 公的研究費の管理と執行状況の把握を行い、必要に応じて改善を指導すること。

(4) 不正防止に関する通報、告発等（以下「通報等」という。）を受け付け、当該通報等を第14条に定める研究費不正問題協議会に報告すること。

(5) その他不正防止のために必要となること。

3 コンプライアンス推進責任者は、前項の業務を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

（職務権限の明確化）

第6条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理手続に関する権限と責任を明確にし、それに応じた体制を構築しなければならない。

2 公的研究費については、公立大学法人下関市立大学事務決裁規程（平成19年規程第17号）に基づき適正に執行しなければならない。

（ルール of 明確化等）

第7条 公的研究費に係る事務手続については、適正な運営が図られるよう常に検証を行い、ルールの明確化及び統一化を図るとともに、職員に対して周知徹底を図らなければならない。

（相談窓口）

第8条 事務処理手続及び公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口を総務部に設置し、効果的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。

（職員の意識向上）

第9条 最高管理責任者は、職員に対し、不正防止に関する研修会を毎年度行い、職員の意識向上に努めなければならない。

2 職員は、公立大学法人下関市立大学職員倫理規程（平成19年規程第26号）に基づき、職務に係る倫理の保持に努めるものとする。

3 職員は、関係規程を遵守する旨の誓約書（様式第1号又は様式第2号）を提出しなければならない。

4 最高管理責任者は、1件の予定価格が130万円以上の契約を締結する場合、あらかじめ契約の相手方から誓約書（様式第3号）を徴取しなければならない。

（不正防止計画の策定）

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項で策定した不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

（不正防止計画の実施）

第11条 不正防止計画を推進する部署は、総務部とする。

（公的研究費の適正な運営・管理活動）

第12条 職員は、第10条の規定により策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行わなければならない。

2 最高管理責任者は、職員が不正取引を行わないよう、癒着を防止する対策を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営管理を行うため、発注・検収業務について事務手続を明確化しなければならない。

4 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分については、公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程（平成19年規程第45号）に基づくものとする。

（モニタリング及び監査）

第13条 公的研究費の適正な管理のため、内部監査人（公立大学法人下関市立大学内部監査規程（平成30年規程第4号）第4条に規定する内部監査人をいう。以下同じ。）による財務等に係る監査を実施する。

2 内部監査人は、防止計画推進部署及び監事との連携を強化しなければならない。

（研究費不正問題協議会の設置）

第14条 最高管理責任者は、公的研究費の不正に関する事案を審議する組織として、研究費不正問題協議会を設置する。

（公表）

第15条 最高管理責任者は、公的研究費の不正への取組に関する本学の方針を、ホームページで公表する。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年12月17日から施行する。

附 則（平成20年3月14日規程第17号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第43号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月2日規程第21号）

この規程は、平成28年5月2日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規程第48号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月4日規程第25号）

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

（宛先） 公立大学法人下関市立大学理事長

公的研究費の使用にあたっての誓約書

公的研究費により研究を遂行するにあたり、「公立大学法人下関市立大学職員倫理規程」に定められた職務の倫理を保持するとともに関係法令及び本学の規程を遵守し、不正行為を行いません。

また、規則等に違反し不正行為が認められた場合には、本学の懲戒処分のほか、法的な責任を負います。

年 月 日

氏名 _____ 印

（自署の場合は押印不要）

様式第2号（第9条関係）

（役員・事務職員用）

（宛先） 公立大学法人下関市立大学理事長

公的研究費の管理にあたっての誓約書

公的研究費を管理するにあたり、「公立大学法人下関市立大学職員倫理規程」に定められた職務の倫理を保持するとともに関係法令及び本学の規程を遵守し、不正行為を行いません。

また、規則等に違反し不正行為が認められた場合には、本学の懲戒処分のほか、法的な責任を負います。

年 月 日

氏名 _____ 印

（自署の場合は押印不要）

様式第3号（第9条関係）

（宛先） 公立大学法人下関市立大学理事長

誓約書

当社（当法人）は、公立大学法人下関市立大学（以下「下関市立大学」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守いたします。

記

1. 公立大学法人下関市立大学会計規程及び公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 下関市立大学内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 下関市立大学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、下関市立大学の不正使用に関する通報・相談窓口（総務部）に連絡すること。

年 月 日

（住 所）

（社 名）

（代表者役職・氏名）

Ⓔ

（自署の場合は押印不要）

公立大学法人下関市立大学における人を対象とする 研究に関する倫理規程

令和2年12月18日

規程第76号

改正 令和3年3月31日規程第44号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）において、人を対象とする研究を倫理的、科学的及び社会的観点から適切に遂行する上で求められる研究者等の行動と態度の基準を定めることにより、研究の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「人を対象とする研究」とは、観察、調査及び実験を用いて、個人又は集団を直接の対象に実施するもので、その身体、心情、行動、環境等に関する情報・データ等（以下「情報等」という。）を収集して行う研究をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法律の規定に基づき実施される調査
- (2) 個人の尊厳及び人権の尊重並びに個人情報保護の観点から問題がない研究
- (3) 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な情報等を利用する研究

2 この規程において「研究責任者」とは、本学に所属する教員（非常勤教員を含む。以下この条において同じ。）であって、人を対象とする研究の計画及び実施について、その責任を負う者をいう。ただし、本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生その他の本学において研究活動を実施する者が研究分担者となる場合には、その課題について当該研究員等を指導する教員又は当該研究員の受入研究者をいう。

3 この規程において「研究分担者」とは、本学に所属する教員、本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生その他の本学において研究活動を実施する者であって、人を対象とする研究を計画及び分担する者（自ら研究を実施する研究責任者を含む。）をいう。ただし、研究の遂行上必要な場合に限り、学外の研究者等を研究分担者とすることができる。

4 この規程において「研究対象者」とは、人を対象とする研究において、個人又は集団等の情報等を提供する者をいう。

5 この規程において「代諾者」とは、研究対象者が情報等の提供に同意する能力を欠くと判断される場合に、研究対象者に代わってその意思及び利益を代弁することができるものと認められる者をいう。

(研究の基本)

第3条 研究責任者及び研究分担者（以下この条において「研究責任者等」という。）

は、人権及び個人の尊厳を尊重し、倫理的、科学的及び社会的に妥当な方法及び手段で、研究しなければならない。

2 研究責任者等は、研究対象者の情報等を収集する場合は、安全かつ安心な方法で行い、研究対象者における身体的及び精神的な負担を最小限にするように努めなければならない。

3 研究責任者等は、必要に応じて、研究関連分野の専門家の助言・指導の下に研究を行うものとする。

4 研究責任者等は、研究を実施する際には、氏名を明示し、責任の所在を明らかにしなければならない。

5 研究責任者等は、研究の実施に当たっては、この規程に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

6 研究責任者等は、研究の結果を公表するときは、研究対象者を特定することができないようにしなければならない。ただし、研究対象者又は代諾者の同意があり、第10条の委員会が認めた場合はこの限りでない。

7 研究責任者等は、人を対象とする研究を適正に実施するため、研究倫理教育を受けなければならない。

8 研究責任者は、研究分担者が前各項の規定を遵守するよう、常に研究の計画及び実施状況を把握し、研究分担者を監督するとともに、研究に係る公への説明責任を適切に果たさなければならない。

(研究対象者への説明責任)

第4条 研究分担者は、研究対象者の情報等を収集するときは、研究対象者又は代諾者に対し、研究計画内容（研究の背景、研究目的、研究方法等をいう。第4項において同じ。）について分かりやすく説明しなければならない。

2 前項の場合において、研究分担者は、研究対象者の身体的又は精神的な負担を伴うことが予見されるときには、当該負担の内容、程度等を分かりやすく説明しなければならない。

3 第1項の場合において、研究分担者は、研究対象者及び代諾者が随時不利益を受けることなく同意を撤回し研究協力を中止する権利があることを説明しなければならない。なお、撤回に応じた措置を講じることが困難となる場合がある場合は、その旨及びその理由を説明しなければならない。

4 研究分担者は、事前に研究計画内容の説明を一部行うことができない正当な理由がある場合は、研究対象者又は代諾者の了解を得るよう努めなければならない。

5 研究責任者は、研究分担者が前各項の規定を遵守するよう、研究分担者を監督するとともに、研究分担者を通じて研究対象者への説明責任を適切に果たさなければならない。

(研究対象者の同意)

第5条 研究分担者は、情報等を収集するときは、原則として、あらかじめ研究対象者又は代諾者の同意を、別に定める研究同意書により得なければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合で第10条の委員会が認めるときは、情報収集後に同意を得ることとする。

(第三者への収集の委託)

第6条 研究分担者は、第三者に委託して情報等を収集する場合は、受託者がこの規程において研究分担者の果たすべき措置を適切に講ずるよう、必要な契約を締結しなければならない。

2 研究分担者は、必要がある場合は、情報等の収集を第三者に委託する旨を研究対象者又は代諾者に説明しなければならない。

(外部からの情報等の入手)

第7条 研究分担者は、本学以外に所属する者から情報等を入手する場合は、関係法令等に違反して作成されたものでないことを確認しなければならない。

(情報等の管理)

第8条 研究で扱う情報等に個人情報が含まれる場合には、公立大学法人下関市立大学が管理する保有個人情報に係る下関市個人情報保護条例の施行に関する規程（平成19年規程第21号）に従って情報等を管理するものとする。

2 情報等の利用は、研究対象者又は代諾者の同意を得た目的以外のために利用してはならない。

3 研究分担者が、情報等を本学以外に所属する者に提供する場合は、研究対象者又は代諾者の同意を得なければならない。

4 研究分担者は、研究対象者から個人情報の開示を求められたときは、原則として、当該個人情報を開示しなければならない。

5 研究分担者は、研究同意書を含め当該研究で得た情報等を研究成果公表後5年間保存しなければならない。この場合において、当該研究分野の特性に応じ、保存期間を延長することができる。

6 研究分担者は、研究対象者又は代諾者が同意を撤回したときは、原則として情報等を廃棄しなければならない。

7 研究分担者が、情報等の加工、分析又は廃棄を第三者に委託する場合は、受託者がこの規程において研究分担者の果たすべき措置を適切に講ずるよう、必要な契約を締結しなければならない。

(学長の責務)

第9条 学長は、本学における人を対象とする研究の適正な実施に関する業務を総括する。

(人を対象とする研究倫理審査委員会の設置)

第10条 本学に、人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の責務)

第11条 委員会は、本学における人を対象とする研究の実施又は研究計画の変更等の適否等について、研究責任者から申請された内容を第16条の審査の基本方針に基づき審査する。

(委員会の組織等)

第12条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する本学の教員 若干名
- (2) 法律の専門家及び倫理の専門家 各1名

2 委員は、自己の申請に係る審査に参加することができない。ただし、当該研究計画の科学的見解等について説明することはできるものとする。

3 委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 全ての関係者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう十分に配慮し、尊重すること。
- (2) 業務の遂行上必要があると認められる場合を除き、職務上で知り得た秘密を任期中及び任期の終了後において漏洩しないこと。
- (3) 公平かつ公正な立場で任務を行うこと。

(任期)

第13条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第14条 委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第15条 委員会が必要と認める場合には、申請があった研究分野に関する専門家を特別委員として委員会の審議に加えることができる。

- 2 特別委員は、審査対象ごとに必要に応じて学長が指名する。
- 3 特別委員の任期は、申請があった研究分野の審査終了日までとする。

(審査の基本方針)

第16条 委員会は、第1条の目的に基づき、研究責任者から申請された内容を倫理的、科学的及び社会的な観点から審査する。この場合において、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究計画の対象となる個人の人権の擁護
- (2) 研究によって生じる個人への不利益、危険性及び研究上の貢献度の予測
- (3) 研究対象者に理解を求め同意を得る方法

(審査)

第17条 研究責任者は、人を対象とする研究を実施しようとする場合は、別に定める倫理審査申請書等により、学長に申請しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、当該申請について委員会に審査を行わせるものとする。

(審査結果)

第18条 委員会は、出席委員全員の合意により、次の各号のいずれかに該当する判定を行い、学長に報告するものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 不承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 中止の勧告
- (6) 非該当

- 2 学長は、前項の報告を踏まえて、審査結果を研究責任者に通知するものとする。
- 3 審査結果通知後の手続きについて必要な事項は、別に定める。

(異議申し立て)

第19条 研究責任者は、前条の審査結果に異議がある場合には、1回に限り、前条の規定による通知があった日から14日以内に、学長に対し異議申し立てをすることができる。この場合において、異議申し立ての申請には異議の根拠(エビデンス)となる資料を添付しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による異議申し立ての申請があった場合は、速やかに委員会に再審査を行わせるものとする。
- 3 前項の再審査及び再審査結果の通知については、第16条及び第18条の規定を準用する。

(研究計画書の変更)

第20条 研究責任者は、第18条第1項第1号又は第2号の判定を受けた研究計画書に変更がある場合は、速やかに研究計画書を修正し、学長に提出しなければならない。

2 学長は、当該修正について再審査が必要と認める場合は、委員会に再審査を行わせるものとする。

3 前項の再審査及び再審査結果の通知については、第16条及び第18条の規定を準用する。

(庶務及び審査資料の保管)

第21条 委員会の庶務及び審査資料の保管は、総務部総務課において処理し、閲覧は委員及び委員会の事務に従事する者に限定するものとする。

2 審査資料の管理は、公立大学法人下関市立大学文書取扱規程（平成19年規程第18号）の定めるところによる。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、人を対象とする研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月18日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第44号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

下関市立大学U R A室設置要綱

令和4年11月9日制定

(設置)

第1条 下関市立大学(以下「本学」という。)に、ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター(以下「U R A」という。)による研究の支援及び推進を行うことにより、本学の研究の一層の発展に寄与し、その成果を社会に還元することを目的として、下関市立大学U R A室(以下「U R A室」という。)を置く。

(業務)

第2条 U R A室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国内外の競争的資金に係る情報収集、分析及び申請支援
- (2) 国内外の研究機関等との連携の企画、提案及び調整
- (3) 研究プロジェクトの立案支援に向けた研究推進体制の検討及び提案
- (4) 研究プロジェクトに関わるイベント開催支援
- (5) 研究広報の企画、提案及び調整
- (6) 研究・産学連携に係るリスクマネジメント及び倫理コンプライアンス等の学内啓発
- (7) その他研究推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 U R A室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) U R A室長
- (2) U R A
- (3) その他学長が指名した者

2 U R A室長は、学長が指名した教員をもって充てる。

3 U R Aは、学長が指名した者をもって充てる。

(事務)

第4条 U R A室に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、U R A室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

【資料29】時間割・教室割（案）

春学期

教室	形態	定員	月曜日				
			1限	2限	3限	4限	5限
A-101	階段	240	1年_0021 坂東 幸浩 コンピュータ科学			1年_0033 桐原 隆弘 倫理	
A-103	一般	67				1年_0061 梅垣 宏太 日本国憲法	
A-104	一般	67					
A-106	一般	36					
A-107	一般	50					
A-108	一般	50					
A-201	階段	153					
A-202	階段	122			1年_0039 小柳 真二 人文地理学概論		
A-203	一般	36					
A-204	一般	57					
A-205	一般	57					
A-301	一般	320					
A-303	PC	68					
A-304	LLPC	43					
A-305	LL	38					
B-101	階段	160					
B-102	演習	19					
B-103	演習	19					
B-104	演習	19					
B-105	演習	14					
B-106	演習	14					
B-107	演習	14					
B-108	演習	14					
B-201	演習	19	自習教室				
B-202	演習	21	自習教室				
B-203	階段	160					
B-204	演習	19					
B-205	演習	19					
B-206	演習	19					
B-207	演習	14	キャリアセンター管理				
B-208	演習	14	キャリアセンター管理				
B-209	PC	40			2年_0026 佐々木 淳 コンピュータ活用Ⅱ		
B-301	演習	19	自習教室				
B-302	演習	19	自習教室				
B-303	階段	400	1年_0022 佐々木 淳 数学入門			1年_0023 佐々木 淳 統計入門	
B-304	演習	24					
B-305	一般	28					
B-306	一般	28					
I-201	一般	36		3年_1008 小西 哲也 教育行政	1年_0005 馬 義慧 中国語Ⅰ		
I-202	一般	36			1年_0007 渡辺アングリカ ドイツ語Ⅰ		
I-205	一般	36					
I-206	一般	115					
I-207	一般	44			1年_0006 呉 香苗 韓国語Ⅰ		
講義室(1)	一般	90	1年_N2001 中嶋 恵美子 看護学概論		1年_N1003 金田 浩太郎 人体の構造と機能Ⅰ		3年_N5014 原賀 美紀 ほか 公衆衛生看護活動論Ⅱ
講義室(2)	一般	90		2年_0017 高田 清美 英語Ⅱa		2年_N5003 大倉 美鶴 地域・在宅ヘルスケア概論	
2階講義室	一般	90			3年_N4006 大谷 良子 ほか ウイメンズヘルスケア方法論Ⅱ	3年_N4007 大谷 良子 ほか ウイメンズヘルスケア方法論Ⅱ	
看護実習室(1)	実習室				3年_N4006 大谷 良子 ほか ウイメンズヘルスケア方法論Ⅱ	3年_N4007 大谷 良子 ほか ウイメンズヘルスケア方法論Ⅱ	
看護実習室(2)	実習室				3年_N4006 大谷 良子 ほか ウイメンズヘルスケア方法論Ⅱ	3年_N4007 大谷 良子 ほか ウイメンズヘルスケア方法論Ⅱ	
3階講義室	一般	90					4年_N6005 塚原 ひとみ ほか 看護研究演習
看護実習室(3)	実習室						
看護実習室(4)	実習室						
グラウンド							

春学期

教室	形態	定員	火曜日					
			1限	2限	3限	4限	5限	
A-101	階段	240	1年_0068 岸本 充弘 下関の産業とみらい					1年_0038 長濱 幸一 西洋史概論
A-103	一般	67						1年_0046 佐々木 実 自然の法則
A-104	一般	67		1年_0045 石井 良輔 経済学				
A-106	一般	36						
A-107	一般	50						
A-108	一般	50						
A-201	階段	153			1年_0042 加来 和典 社会			2年_0028 北尾 洋二 メディア論
A-202	階段	122						
A-203	一般	36						
A-204	一般	57						
A-205	一般	57						
A-301	一般	320						
A-303	PC	68						
A-304	LLPC	43						
A-305	LL	38						
B-101	階段	160				1年_0043 岩瀬 昭則 生命保険概論		
B-102	演習	19						
B-103	演習	19						
B-104	演習	19						
B-105	演習	14						
B-106	演習	14						
B-107	演習	14						
B-108	演習	14						
B-201	演習	19	自習教室					
B-202	演習	21	自習教室					
B-203	階段	160				1年_0034 田口 寛 文学		
B-204	演習	19						
B-205	演習	19						
B-206	演習	19						
B-207	演習	14	キャリアセンター管理					
B-208	演習	14	キャリアセンター管理					
B-209	PC	40		2年_0027 白濱 成希 プログラミング				
B-301	演習	19	自習教室					
B-302	演習	19	自習教室					
B-303	階段	400	1年_0063 石川 朝子 異文化交流		1年_0036 渡邊 尚孝 心理学概論	1年_0047 高橋 洋 生命と生態		
B-304	演習	24						
B-305	一般	28						
B-306	一般	28						
I-201	一般	36		1年_0062 石川 朝子 ダイバーシティ				1年_0044 日高 卓朗 経営学
I-202	一般	36						
I-205	一般	36						
I-206	一般	115	2年_1004 栗原 慎二 教育心理学			1年_1001 小西 哲也 教職論		
I-207	一般	44						
講義室(1)	一般	90		1年_N1004 窪田 和巳 公衆衛生学				3年_N1014 窪田 和巳 疫学・保健統計
講義室(2)	一般	90	2年_N3001 金岡 麻希、梶原 弘平 ライフステージとヘルスケア概論Ⅰ					
2階講義室	一般	90	3年_N4008 柴崎 卓己子 学校保健	3年_N6002 塚原 ひとみ 看護研究入門	3年_N4004 吉川 未桜 ほか 小児ヘルスケア方法論Ⅱ	3年_N4005 吉川 未桜 ほか 小児ヘルスケア方法論Ⅱ		
看護実習室(1)	実習室				3年_N4004 吉川 未桜 ほか 小児ヘルスケア方法論Ⅱ	3年_N4005 吉川 未桜 ほか 小児ヘルスケア方法論Ⅱ		
看護実習室(2)	実習室				3年_N4004 吉川 未桜 ほか 小児ヘルスケア方法論Ⅱ	3年_N4005 吉川 未桜 ほか 小児ヘルスケア方法論Ⅱ		
3階講義室	一般	90			2年_N2008 道面 千恵子 ほか ヘルスアセスメント	2年_N2009 道面 千恵子 ほか ヘルスアセスメント		
看護実習室(3)	実習室				2年_N2008 道面 千恵子 ほか ヘルスアセスメント	2年_N2009 道面 千恵子 ほか ヘルスアセスメント		
看護実習室(4)	実習室				2年_N2008 道面 千恵子 ほか ヘルスアセスメント	2年_N2009 道面 千恵子 ほか ヘルスアセスメント		
グラウンド								

春学期

教室	形態	定員	水曜日					
			1限	2限	3限	4限	5限	
A-101	階段	240						
A-103	一般	67				1年_0055 中嶋恵美子・河本乃里 健康と生活習慣		
A-104	一般	67						
A-106	一般	36						
A-107	一般	50						
A-108	一般	50						
A-201	階段	153						
A-202	階段	122						
A-203	一般	36						
A-204	一般	57						
A-205	一般	57						
A-301	一般	320						
A-303	PC	68			1年_0048 中上 裕有樹 教養統計			
A-304	LLPC	43						
A-305	LL	38						
B-101	階段	160					2年_1003 山田 雅之 教育方法論 (ICT活用含む)	
B-102	演習	19						
B-103	演習	19						
B-104	演習	19						
B-105	演習	14						
B-106	演習	14						
B-107	演習	14						
B-108	演習	14						
B-201	演習	19	自習教室					
B-202	演習	21	自習教室					
B-203	階段	160						
B-204	演習	19						
B-205	演習	19						
B-206	演習	19						
B-207	演習	14	キャリアセンター管理					
B-208	演習	14	キャリアセンター管理					
B-209	PC	40						
B-301	演習	19	自習教室					
B-302	演習	19	自習教室					
B-303	階段	400						
B-304	演習	24						
B-305	一般	28						
B-306	一般	28						
I-201	一般	36						
I-202	一般	36						
I-205	一般	36						
I-206	一般	115						
I-207	一般	44						
講義室(1)	一般	90	1年_0001 高田 清美 英語Ⅰa	1年_0002 高田 清美 英語Ⅰa				
講義室(2)	一般	90	2年_N2010 吉庄 夏香 ほか 看護過程	2年_N5002 中島 亮代 精神ヘルスケア概論	2年_N1011 金田 浩太郎 臨床病態学Ⅳ			
2階講義室	一般	90	3年_N5012 吉田 恭子 ほか 地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅱ	3年_N5013 吉田 恭子 ほか 地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅱ				
看護実習室(1)	実習室		3年_N5012 吉田 恭子 ほか 地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅱ	3年_N5013 吉田 恭子 ほか 地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅱ				
看護実習室(2)	実習室		3年_N5012 吉田 恭子 ほか 地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅱ	3年_N5013 吉田 恭子 ほか 地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅱ				
3階講義室	一般	90			3年_N2016 金岡 麻希 ほか 総合看護技術演習			
看護実習室(3)	実習室				3年_N2016 金岡 麻希 ほか 総合看護技術演習			
看護実習室(4)	実習室				3年_N2016 金岡 麻希 ほか 総合看護技術演習			
グラウンド				1年_0056 松崎 守利 スポーツ実践A				

春学期

教室	形態	定員	木曜日				
			1限	2限	3限	4限	5限
A-101	階段	240	1年_0029 中林 浩子・高田 清美 アカデミックリテラシー	1年_0030 石川 朝子・金 瑛智 アカデミックリテラシー			
A-103	一般	67			2年_0018 ボール コレット 英語Ⅱb		
A-104	一般	67					
A-106	一般	36					
A-107	一般	50					
A-108	一般	50					
A-201	階段	153					
A-202	階段	122					
A-203	一般	36					
A-204	一般	57					
A-205	一般	57					
A-301	一般	320		1年_0054 松崎 守利 健康と運動			
A-303	PC	68					
A-304	LLPC	43					
A-305	LL	38					
B-101	階段	160					
B-102	演習	19					
B-103	演習	19					
B-104	演習	19					
B-105	演習	14					
B-106	演習	14					
B-107	演習	14					
B-108	演習	14					
B-201	演習	19	自習教室				
B-202	演習	21	自習教室				
B-203	階段	160					1年_0035 岡本 正康 芸術
B-204	演習	19					
B-205	演習	19					
B-206	演習	19					
B-207	演習	14	キャリアセンター管理				
B-208	演習	14	キャリアセンター管理				
B-209	PC	40					
B-301	演習	19	自習教室				
B-302	演習	19	自習教室				
B-303	階段	400					
B-304	演習	24					
B-305	一般	28					
B-306	一般	28					
I-201	一般	36					
I-202	一般	36					
I-205	一般	36				3年_1009 太田 麻美子 特別支援教育論	
I-206	一般	115					
I-207	一般	44					
講義室(1)	一般	90			1年N2003 中嶋 恵美子 ケアリング		2年_N1002 中上 裕有樹 看護情報学
講義室(2)	一般	90	2年_N4001 演田 裕子、石村 美由紀 ライフステージとヘルスクエア概論Ⅱ	2年_N1010 金田 浩太郎 臨床病態学Ⅲ		2年_N2011 中嶋 恵美子 看護倫理	
2階講義室	一般	90			3年_N4010 柴崎 卓己子 健康相談活動		
看護実習室(1)	実習室						
看護実習室(2)	実習室						
3階講義室	一般	90	3年_N5010 中本 亮 ほか 精神ヘルスクエア方法論Ⅱ	3年_N5011 中本 亮 ほか 精神ヘルスクエア方法論Ⅱ			
看護実習室(3)	実習室		3年_N5010 中本 亮 ほか 精神ヘルスクエア方法論Ⅱ	3年_N5011 中本 亮 ほか 精神ヘルスクエア方法論Ⅱ			
看護実習室(4)	実習室		3年_N5010 中本 亮 ほか 精神ヘルスクエア方法論Ⅱ	3年_N5011 中本 亮 ほか 精神ヘルスクエア方法論Ⅱ			
グラウンド							

春学期

教室	形態	定員	金曜日				
			1限	2限	3限	4限	5限
A-101	階段	240					
A-103	一般	67					
A-104	一般	67					
A-106	一般	36					
A-107	一般	50			1年_0008 昇地 崇明 フランス語L		
A-108	一般	50					
A-201	階段	153					
A-202	階段	122					
A-203	一般	36					
A-204	一般	57					
A-205	一般	57					
A-301	一般	320					
A-303	PC	68					
A-304	LLPC	43					
A-305	LL	38					
B-101	階段	160	1年_0060 小村 有紀 福祉				
B-102	演習	19					
B-103	演習	19					
B-104	演習	19					
B-105	演習	14					
B-106	演習	14					
B-107	演習	14					
B-108	演習	14					
B-201	演習	19	自習教室				
B-202	演習	21	自習教室				
B-203	階段	160	1年_0071 上野 恵美 キャリアデザインA				
B-204	演習	19					
B-205	演習	19					
B-206	演習	19					
B-207	演習	14	キャリアセンター管理				
B-208	演習	14	キャリアセンター管理				
B-209	PC	40					
B-301	演習	19	自習教室				
B-302	演習	19	自習教室				
B-303	階段	400					
B-304	演習	24					
B-305	一般	28					
B-306	一般	28					
I-201	一般	36					
I-202	一般	36					
I-205	一般	36					
I-206	一般	115	1年_0037 藤井 崇 日本史概論				
I-207	一般	44					
講義室(1)	一般	90	1年_N2002 中嶋 恵美子 コミュニケーション論	1年_N1001 塚原 ひとみ ほか スタートアップゼミ	1年_0003 ボール コレット 英語Ⅰb	1年_0004 ボール コレット 英語Ⅰb	
講義室(2)	一般	90		3年_N4009 柴崎 卓己子 農産概説	2年_N5004 原賀 美紀 公衆衛生看護学概論		
2階講義室	一般	90	3年_N5015 原田 春美 公衆衛生看護活動論Ⅲ	2年_N3002 梶原 弘平 ほか 老年ヘルスケア方法論Ⅰ			
看護実習室(1)	実習室						
看護実習室(2)	実習室						
3階講義室	一般	90			3年_N3007 政時 和美 ほか 成人ヘルスケア方法論Ⅱ	3年_N3008 政時 和美 ほか 成人ヘルスケア方法論Ⅱ	
看護実習室(3)	実習室				3年_N3007 政時 和美 ほか 成人ヘルスケア方法論Ⅱ	3年_N3008 政時 和美 ほか 成人ヘルスケア方法論Ⅱ	
看護実習室(4)	実習室				3年_N3007 政時 和美 ほか 成人ヘルスケア方法論Ⅱ	3年_N3008 政時 和美 ほか 成人ヘルスケア方法論Ⅱ	
グラウンド							

秋学期

教室	形態	定員	月曜日					
			1限	2限	3限	4限	5限	
A-101	階段	240			1年_0041 押川 信久 東洋史概論	1年_0053 近藤 宏樹 教養数学		
A-103	一般	67						
A-104	一般	67					1年_0065 榎垣 宏太 法学概論	
A-106	一般	36						
A-107	一般	50			3年_1011 石川 朝子 教育社会学			
A-108	一般	50						
A-201	階段	153						
A-202	階段	122						
A-203	一般	36						
A-204	一般	57			1年_0013 馬 麗慧 中国語M			
A-205	一般	57						
A-301	一般	320				1年_0040 梶原 隆弘 哲学概論		
A-303	PC	68						
A-304	LLPC	43						
A-305	LL	38						
B-101	階段	160					1年_0050 佐々木 実 宇宙と地球	
B-102	演習	19						
B-103	演習	19						
B-104	演習	19						
B-105	演習	14						
B-106	演習	14						
B-107	演習	14						
B-108	演習	14						
B-201	演習	19	自習教室					
B-202	演習	21	自習教室					
B-203	階段	160						
B-204	演習	19						
B-205	演習	19						
B-206	演習	19						
B-207	演習	14	キャリアセンター管理					
B-208	演習	14	キャリアセンター管理					
B-209	PC	40			1年_0024 佐々木 淳 コンピュータ活用I			
B-301	演習	19	自習教室					
B-302	演習	19	自習教室					
B-303	階段	400						
B-304	演習	24						
B-305	一般	28						
B-306	一般	28						
I-201	一般	36					1年_0043 福本 忍 政治	
I-202	一般	36						
I-205	一般	36			1年_0015 渡邊アンゲリカ ドイツ語M	1年_1002 佐々木 司、静屋 智 教育原理・教育課程論		
I-206	一般	115						
I-207	一般	44						
講義室(1)	一般	90	1年_N2006 大谷 良子 ヘルスプロモーション					
講義室(2)	一般	90			2年_0019 高田 清美 英語Ⅱc	2年_N5005 中島 充代 精神ヘルスケア方法論I	2年_N5009 原崎 美紀 公衆衛生看護活動論I	
2階講義室	一般	90	4年_1014 柴崎 卓己子 教職実践演習(看護)		4年_N3013 金岡 麻希 がん看護	4年_N3014 梶原 弘平 リハビリテーション看護	4年_N6006 塚原 ひとみ ほか 看護研究演習	
看護実習室(1)	実習室							
看護実習室(2)	実習室							
3階講義室	一般	90						
看護実習室(3)	実習室							
看護実習室(4)	実習室							
グラウンド	演習	19						

秋学期

教室	形態	定員	火曜日					
			1限	2限	3限	4限	5限	
A-101	階段	240						
A-103	一般	67		1年_0067 石川 朝子 多文化共生				
A-104	一般	67						
A-106	一般	36						
A-107	一般	50						
A-108	一般	50						
A-201	階段	153						
A-202	階段	122						
A-203	一般	36						
A-204	一般	57						
A-205	一般	57						
A-301	一般	320				1年_0025 福田 龍樹 情報リテラシー		
A-303	PC	68						
A-304	LLPC	43						
A-305	LL	38						
B-101	階段	160						
B-102	演習	19						
B-103	演習	19						
B-104	演習	19						
B-105	演習	14						
B-106	演習	14						
B-107	演習	14						
B-108	演習	14						
B-201	演習	19	自習教室					
B-202	演習	21	自習教室					
B-203	階段	160					2年_0073 上野 恵美 キャリアデザインC	
B-204	演習	19						
B-205	演習	19						
B-206	演習	19						
B-207	演習	14	キャリアセンター管理					
B-208	演習	14	キャリアセンター管理					
B-209	PC	40						
B-301	演習	19	自習教室					
B-302	演習	19	自習教室					
B-303	階段	400	1年_0066 趙 彩尹 多様性と障害理解			1年_0049 高橋 洋 人間と物質		
B-304	演習	24						
B-305	一般	28						
B-306	一般	28						
I-201	一般	36	1年_0014 呉 香穂 韓国語M					
I-202	一般	36						
I-205	一般	36						
I-206	一般	115						
I-207	一般	44					1年_0044 北尾 洋二 アントレプレナーシップ	
講義室(1)	一般	90	1年_N1005 金田 浩太郎 人体の構造と機能Ⅱ			1年_N1007 小野 尊史、佐久間 良子 栄養と代謝		
講義室(2)	一般	90					2年_N5007 原田 春美 健康行動科学入門	
2階講義室	一般	90	2年_N3005 衛藤 泰秀 ほか 老年ヘルスケア方法論Ⅱ	2年_N3006 衛藤 泰秀 ほか 老年ヘルスケア方法論Ⅱ	4年_N6008 濱田 裕子、佐藤 義子 国際保健看護学			
看護実習室(1)	実習室		2年_N3005 衛藤 泰秀 ほか 老年ヘルスケア方法論Ⅱ	2年_N3006 衛藤 泰秀 ほか 老年ヘルスケア方法論Ⅱ				
看護実習室(2)	実習室		2年_N3005 衛藤 泰秀 ほか 老年ヘルスケア方法論Ⅱ	2年_N3006 衛藤 泰秀 ほか 老年ヘルスケア方法論Ⅱ				
3階講義室	一般	90	4年_N3016 佐藤 亜紀 救急看護	2年_N3003 佐藤 亜紀 ほか 成人ヘルスケア方法論Ⅰ	2年_N3004 佐藤 亜紀 ほか 成人ヘルスケア方法論Ⅰ			
看護実習室(3)	実習室			2年_N3003 佐藤 亜紀 ほか 成人ヘルスケア方法論Ⅰ	2年_N3004 佐藤 亜紀 ほか 成人ヘルスケア方法論Ⅰ			
看護実習室(4)	実習室			2年_N3003 佐藤 亜紀 ほか 成人ヘルスケア方法論Ⅰ	2年_N3004 佐藤 亜紀 ほか 成人ヘルスケア方法論Ⅰ			
グラウンド	演習	19						

秋学期

教室	形態	定員	水曜日					
			1限	2限	3限	4限	5限	
A-101	階段	240						
A-103	一般	67						
A-104	一般	67						
A-106	一般	36						
A-107	一般	50						
A-108	一般	50						
A-201	階段	153						
A-202	階段	122						
A-203	一般	36						
A-204	一般	57						
A-205	一般	57						
A-301	一般	320						
A-303	PC	68						
A-304	LLPC	43						
A-305	LL	38						
B-101	階段	160					1年_0072 上野 恵美 キャリアデザインB	
B-102	演習	19						
B-103	演習	19						
B-104	演習	19						
B-105	演習	14						
B-106	演習	14						
B-107	演習	14						
B-108	演習	14						
B-201	演習	19	自習教室					
B-202	演習	21	自習教室					
B-203	階段	160			1年_0058 金 環智 脳と認知			
B-204	演習	19						
B-205	演習	19						
B-206	演習	19						
B-207	演習	14	キャリアセンター管理					
B-208	演習	14	キャリアセンター管理					
B-209	PC	40						
B-301	演習	19	自習教室					
B-302	演習	19	自習教室					
B-303	階段	400			1年_0069 和田 健資 下関の観光			
B-304	演習	24						
B-305	一般	28						
B-306	一般	28						
I-201	一般	36						
I-202	一般	36						
I-205	一般	36	2年_1006 中林 浩子 生徒指導（進路指導含む）					
I-206	一般	115						
I-207	一般	44					1年_0045 天野 かおり 教育学	
講義室(1)	一般	90		1年_0009 高田 清美 英語Ⅰc	1年_0010 高田 清美 英語Ⅰc			
講義室(2)	一般	90		2年_N1012 秋本 江利子 保健医療福祉行政論				
2階講義室	一般	90			2年_N4003 石村 美由紀 ほか ウイメンズヘルスケア方法論Ⅰ			
看護実習室(1)	実習室							
看護実習室(2)	実習室							
3階講義室	一般	90	4年_N4013 佐藤 蘭子 家族看護学	4年_N2017 古庄 夏香 看護理論	4年_N6007 末永 陽子 災害看護			
看護実習室(3)	実習室							
看護実習室(4)	実習室							
グラウンド	演習	19	1年_0059 松崎 守利 スポーツ実践B					

秋学期

教室	形態	定員	木曜日				
			1限	2限	3限	4限	5限
A-101	階段	240				1年_0064 西 典倫 人権	
A-103	一般	67					
A-104	一般	67					
A-106	一般	36					
A-107	一般	50					
A-108	一般	50					
A-201	階段	153					
A-202	階段	122					
A-203	一般	36					
A-204	一般	57					
A-205	一般	57					
A-301	一般	320					
A-303	PC	68					
A-304	LLPC	43					
A-305	LL	38					
B-101	階段	160	1年_0057 健康と栄養 八木 香里				
B-102	演習	19					
B-103	演習	19					
B-104	演習	19	1年_0031 基礎演習 天野 かおり	1年_0032 基礎演習 上野 恵美			
B-105	演習	14					
B-106	演習	14					
B-107	演習	14					
B-108	演習	14					
B-201	演習	19	自習教室				
B-202	演習	21	自習教室				
B-203	階段	160					
B-204	演習	19					
B-205	演習	19					
B-206	演習	19					
B-207	演習	14	キャリアセンター管理				
B-208	演習	14	キャリアセンター管理				
B-209	PC	40					
B-301	演習	19	自習教室				
B-302	演習	19	自習教室				
B-303	階段	400					
B-304	演習	24					
B-305	一般	28					
B-306	一般	28					
I-201	一般	36					
I-202	一般	36					
I-205	一般	36					
I-206	一般	115					
I-207	一般	44					
講義室(1)	一般	90			1年_N1006 薬理学 松浦 健二	1年_N1008 臨床病態学Ⅰ(病理学、微生物学) 金田 浩太郎	
講義室(2)	一般	90	2年_N4002 小児ヘルスケア方法論Ⅰ 濱田 裕子 ほか	2年_N5006 地域・在宅ヘルスケア方法論Ⅰ 大倉 美穂 ほか	2年_0020 英語Ⅱd ポール コレット	2年_N6001 看護管理と医療安全 藤原 ひとみ、河本 乃里	
2階講義室	一般	90	4年_N3017 感染看護 末永 陽子	4年_N5019 健康政策論 原賀 美紀	4年_N6009 情報通信技術と看護 金岡 麻希 ほか	4年_N3015 エンドオブライフケア 梶原 弘平	
看護実習室(1)	実習室						
看護実習室(2)	実習室						
3階講義室	一般	90	1年_N2004 生活援助技術 鹿嶋 聡子 ほか	1年_N2005 生活援助技術 鹿嶋 聡子 ほか			
看護実習室(3)	実習室		1年_N2004 生活援助技術 鹿嶋 聡子 ほか	1年_N2005 生活援助技術 鹿嶋 聡子 ほか			
看護実習室(4)	実習室		1年_N2004 生活援助技術 鹿嶋 聡子 ほか	1年_N2005 生活援助技術 鹿嶋 聡子 ほか			
グラウンド	演習	19					

秋学期

教室	形態	定員	金曜日						
			1限	2限	3限	4限	5限		
A-101	階段	240							
A-103	一般	67							
A-104	一般	67							
A-106	一般	36							
A-107	一般	50							
A-108	一般	50							
A-201	階段	153							
A-202	階段	122							
A-203	一般	36							
A-204	一般	57							
A-205	一般	57							
A-301	一般	320							
A-303	PC	68							
A-304	LLPC	43							
A-305	LL	38							
B-101	階段	160							
B-102	演習	19							
B-103	演習	19							
B-104	演習	19							
B-105	演習	14							
B-106	演習	14							
B-107	演習	14							
B-108	演習	14							
B-201	演習	19	自習教室						
B-202	演習	21	自習教室						
B-203	階段	160							
B-204	演習	19							
B-205	演習	19							
B-206	演習	19							
B-207	演習	14	キャリアセンター管理						
B-208	演習	14	キャリアセンター管理						
B-209	PC	40							
B-301	演習	19	自習教室						
B-302	演習	19	自習教室						
B-303	階段	400	1年_0051 科学技術史	川野 祐二					
B-304	演習	24							
B-305	一般	28			1年_0016 フランス語M	梶地 崇明			
B-306	一般	28							
I-201	一般	36							
I-202	一般	36							
I-205	一般	36							
I-206	一般	115							
I-207	一般	44							
講義室(1)	一般	90	1年_N2007 ナースینگキャリアデザイン	塚原 ひとみ	1年_N1009 臨床病態学Ⅱ	金田 浩太郎	1年_0011 英語Ⅰd	ポール コレット	1年_0012 英語Ⅰd
講義室(2)	一般	90	2年_N5008 健康行動科学方法論	原賀 美紀	2年_N1013 多職種連携論	末永 陽子 ほか			
2階講義室	一般	90							
看護実習室(1)	実習室								
看護実習室(2)	実習室								
3階講義室	一般	90			2年_N2013 診療援助技術	服部 智子 ほか	2年_N2014 診療援助技術	服部 智子 ほか	
看護実習室(3)	実習室				2年_N2013 診療援助技術	服部 智子 ほか	2年_N2014 診療援助技術	服部 智子 ほか	
看護実習室(4)	実習室				2年_N2013 診療援助技術	服部 智子 ほか	2年_N2014 診療援助技術	服部 智子 ほか	
グラウンド	演習	19							

学術雑誌購入リスト及びデジタルデータベースの一覧

学術雑誌

【国内誌】

No	雑誌名	出版社	購読形態
1	看護	日本看護協会出版会	冊子
2	看護展望	株式会社メヂカルフレンド社	冊子
3	日本看護福祉学会誌	日本看護福祉学会	冊子
4	BRAIN NURSING	株式会社メディカ出版	冊子
5	OPE NURSING	株式会社メディカ出版	冊子
6	消化器ナーシング	株式会社メディカ出版	冊子
7	整形外科看護	株式会社メディカ出版	冊子
8	糖尿病ケアプラス	株式会社メディカ出版	冊子
9	エキスパートナース	株式会社照林社	冊子
10	プチナース	株式会社照林社	冊子
11	Clinical Study	株式会社メヂカルフレンド社	冊子
12	小児看護	株式会社へるす出版	冊子
13	家族看護学研究	日本家族看護学会	冊子
14	学校保健研究	日本学校保健学会	冊子
15	HEART nursing	株式会社メディカ出版	冊子
16	PERINATAL CARE	株式会社メディカ出版	冊子
17	みんなの呼吸器 Respica	株式会社メディカ出版	冊子

【外国誌】

No	雑誌名	出版社	購読形態
1	Journal of Midwifery and Women's Health	John Wiley & Sons Ltd.	電子
2	Evidence-Based Nursing	BMJ Publishing Group	電子
3	International Nursing Review	John Wiley & Sons Ltd.	電子
4	Public Health Nursing	John Wiley & Sons Ltd.	電子
5	Nursing Research	Lippincott Williams & Wilkins, a Wolters Kluwer Co	電子
6	Journal of Family Nursing	Sage Publications Ltd.	電子
7	Journal of Gerontological Nursing	Slack Incorporated	電子
8	Journal of Nursing Education	Slack Incorporated	電子
9	Oncology Nursing Forum	Oncology Nursing Society	電子

データベース

【国内品】

No	品名	出版社
1	医中誌WEB	医学中央雑誌刊行会
2	メディカルオンライン (学術雑誌収録予定数：1,641種)	株式会社メテオ
3	メディカルオンライン イーブックス ライブラリー (年間購読制プラン：約7,000冊)	株式会社メテオ
4	メディカルファインダー (学術雑誌収録予定数：17種)	株式会社医学書院
5	J-Dream III	株式会社ジー・サーチ
6	ナーシングチャンネル (看護教育映像：約240タイトル)	株式会社東京サウンド・プロダクション

【外国品】

No	品名	出版社
1	CINAHL Ultimete (学術雑誌収録予定数：1,781種)	EBSCO社

下関市内 5 高等教育機関附属図書館相互利用協定書

下関市立大学、水産大学校、東亜大学、梅光学院大学及び下関短期大学（以下「5 高等教育機関」という。）は、5 高等教育機関が設置する附属図書館の相互利用について、次のとおり協定を締結する。

（他の高等教育機関の附属図書館の利用）

第 1 条 5 高等教育機関は、5 高等教育機関の一に在籍する教職員及び学生が相互に 5 高等教育機関の附属図書館を利用することを認める。

（身分の確認）

第 2 条 前条の規定により他の高等教育機関の附属図書館を利用する学生は、常に学生証を携行し、必要に応じてこれを提示する。教職員については、別に定める。

（利用の条件）

第 3 条 附属図書館の利用に際しては、各附属図書館の利用規程に従うものとする。ただし、相互利用による図書の貸出は、次のとおりとする。

（1） 貸出冊数 3 冊以内

（2） 貸出期間 2 週間以内

2 各附属図書館は、利用者に利用年度のみ有効の利用者証を発行する。

（協定の改定）

第 4 条 本協定は、5 高等教育機関の協議と合意のもとに、必要に応じて改正することができる。

（利用の実施）

第 5 条 本協定に定めるもののほか、附属図書館の利用の実施において必要な事項は別に定める。

（発効等）

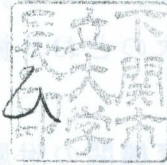
第 6 条 本協定は、2011 年 4 月 25 日から発効する。

2 下関市立大学・水産大学校・東亜大学・梅光学院大学四大学附属図書館相互利用協定書（2003 年 4 月 1 日発効）は、本協定の発効をもって廃止する。

2011年4月25日

下関市立大学

萩野 喜三



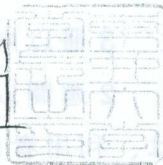
水産大学校

鷺尾 圭司



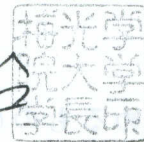
東亜大学

櫛田 宏治



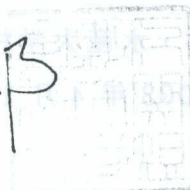
梅光学院大学

中野 新治



下関短期大学

花岡 康次郎



下関市立大学教学マネジメント会議規程

平成 22 年 12 月 20 日

規 程 第 3 2 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日規程第 8 号

令和 2 年 5 月 29 日規程第 42 号

令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号

(設置)

第 1 条 下関市立大学における教学運営の重要事項を検討するとともに、教学改革を遂行することを目的として下関市立大学教学マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 マネジメント会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討し、企画・立案する。

- (1) 教学運営の重要事項に関すること。
- (2) 教学改革に関すること。
- (3) 内部質保証に関すること。

2 マネジメント会議は、関係する部局等と連携して前項の所掌事項を進めるものとする。

(組織)

第 3 条 マネジメント会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長が指名する職員 若干名

(議長)

第 4 条 マネジメント会議の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故等があるときは、議長があらかじめ指名する副学長がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席等)

第 6 条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は

説明を求めることができる。

(議事録)

第7条 議長は、会議の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 マネジメント会議の庶務は、学務部教務課において行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 下関市立大学入試制度検討委員会規程（平成19年規程第80号）

(2) 下関市立大学キャリアセンター運営委員会規程（平成19年規程第115号）

附 則（平成28年3月30日規程第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月29日規程第42号）

この規程は、令和2年5月29日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第44号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

下関市立大学の運営組織等に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 3 号

改正 平成 20 年 3 月 6 日規程第 11 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 30 号
令和 2 年 3 月 31 日規程第 23 号
令和 2 年 5 月 1 日規程第 31 号
令和 3 年 2 月 24 日規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款（平成 18 年 9 月 27 日制定。以下「定款」という。）及び下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号。以下「学則」という。）に基づき、下関市立大学（以下「本学」という。）の運営組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 公立大学法人下関市立大学に所属する教員及び事務職員（主として大学の事務をつかさどる職員をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 部局長 第 4 条から第 8 条までに規定する職に任命された者をいう。

(学長)

第 3 条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者をもって充てる。

- 2 学長は、定款第 17 条第 1 項第 7 号の規定により理事会が推薦する学長候補者から定款第 11 条第 2 項に規定する学長選考会議の申出に基づき理事長が任命する。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第 3 条の 2 副学長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 副学長を 2 人以上置く場合の職務分担は、学長が別に定める。
- 5 副学長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 6 前項の規定にかかわらず、副学長の任期は、選考した学長の任期の終期を超えないものとする。

(学部長)

第 4 条 学部長は、学部の教授をもって充てる。

- 2 学部長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 3 学部長は、学長を助け、学部に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(教養教職機構長)

第4条の2 学則第3条の2に規定する教養教職機構に教養教職機構長を置き、教養教職機構の教授をもって充てる。

2 教養教職機構長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 教養教職機構長は、教養教職機構に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(研究科長)

第5条 学則第4条に規定する大学院の研究科(以下「研究科」という。)に研究科長を置き、研究指導教員である教授をもって充てる。

2 研究科長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

(専攻科長)

第5条の2 学則第4条の2に規定する特別支援教育特別専攻科に専攻科長を置き、特別支援教育特別専攻科の教授をもって充てる。

2 専攻科長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 専攻科長は、特別支援教育特別専攻科に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(図書館長)

第6条 学則第9条に規定する附属図書館に図書館長を置き、教授、准教授又は事務職員をもって充てる。

2 図書館長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 図書館長は、附属図書館に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(リカレント教育センター長)

第7条 学則第9条に規定する附属リカレント教育センターにリカレント教育センター長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

2 リカレント教育センター長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 リカレント教育センター長は、附属リカレント教育センターに関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(都市みらい創造戦略機構長)

第7条の2 学則第9条に規定する都市みらい創造戦略機構に都市みらい創造戦略機構長を置き、教授、准教授又は事務職員をもって充てる。

2 都市みらい創造戦略機構長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 都市みらい創造戦略機構長は、都市みらい創造戦略機構に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

(国際交流センター長)

第7条の3 学則第9条に規定する国際交流センターに国際交流センター長を置き、教授、准教授又は事務職員をもって充てる。

2 国際交流センター長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 国際交流センター長は、国際交流センターに関する業務を掌理し、担当職員を統
督する。

(相談支援センター長)

第7条の4 学則第9条に規定する相談支援センターに相談支援センター長を置き、
教授、准教授又は事務職員をもって充てる。

2 相談支援センター長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

3 相談支援センター長は、相談支援センターに関する業務を掌理し、担当職員を統
督する。

(事務組織)

第8条 学則第10条に規定する事務局(以下「事務局」という。)に事務局長を置き、
理事長が指名する理事又は事務職員をもって充てる。

2 事務局長は、事務局に関する業務を掌理し、所属する事務職員を指揮監督すると
ともに、事務組織及び事務職員について調整する。

3 前2項に定めるもののほか事務組織について必要な事項は、別に定める。

(副学部長)

第9条 本学の経済学部副学部長を置き、学部の教授又は准教授をもって充てる。

2 副学部長は、学部長の推薦に基づき学長が決定する。

3 副学部長は、学部長の業務を補佐して学部に関する校務をつかさどる。

(任期)

第10条 部局長(事務局長を除く。以下この条において同じ。)及び副学部長の任期
は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部局長及び副学部長の任期は、前
任者の残任期間とする。

(専門委員)

第11条 学則第10条の事務組織に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理す
るとともに、専門的見地から部局長及び事務組織を補佐する。

3 専門委員に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第12条 本学の学部等に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第13条 研究科の領域ごとに研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第14条 削除

(各種委員会)

第15条 本学の教育研究に関し、学長又は部局長の職務を補佐するため、各種委員会を置くことができる。

2 各種委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、本学の運営組織等に関し必要な事項は、別に定める

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本学の設置後最初の部局長(事務局長を除く。)の任命については、第4条第3項、第5条第3項、第6条第3項、第7条第3項及び第9条第3項の規定にかかわらず、教育研究審議会の議を要しないものとし、学長の申出に基づき理事長が行う。

附 則 (平成20年3月6日規程第11号)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初の地域共創センター長は、この規程による改正前の下関市立大学の運営組織等に関する規程第7条に規定する産業文化研究所長をもって充てるものとし、その任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月25日規程第30号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規程第23号)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 公立大学法人下関市立大学経営企画会議規程(平成19年規程第4号)は、廃止する。

附 則 (令和2年5月1日規程第31号)

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月24日規程第1号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 5 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号
平成 21 年 3 月 27 日規程第 15 号
平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 31 号
令和 2 年 7 月 31 日規程第 59 号
令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号
令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号
令和 5 年 4 月 26 日規程第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）の経営に関する重要事項並びに法人及び下関市立大学における自己点検評価等に関する事項を審議するために設置される公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議（以下「経営戦略会議」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 経営戦略会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 将来計画、中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
- (2) 全学的な課題及び法人の運営に係る重要事項の調整等に関すること。
- (3) 法人の改革に関する施策の提案及びその推進に関すること。
- (4) 自己点検評価に関すること。
- (5) 認証評価機関及び下関市公立大学法人評価委員会の評価に関すること。

(構成)

第 3 条 経営戦略会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 常勤の理事
- (4) 副学長
- (5) 事務局長、経営企画部長及び総務部長
- (6) 学務部長、入試部長及びキャリアセンター長
- (7) その他理事長が必要と認めた職員

(議長)

第 4 条 経営戦略会議の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、学長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 議長は、会議の議事について議事録を作成するものとする。

(庶務)

第8条 経営戦略会議の庶務は、経営企画部企画課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、経営戦略会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日規程第15号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日規程第34号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日規程第31号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月31日規程第59号)

この規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規程第44号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月29日規程第18号)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月26日規程第22号)

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

下関市立大学FD・SD委員会規程

令和4年12月21日

規程第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学の教員による教育の体系化と教育力の向上を図り、学生に対する教育の質を高めること（以下「FD」という。）、下関市立大学の職員としての大学事務、教育及び学生支援活動における能力と資質向上を図ること（以下「SD」という。）を目的として設置される下関市立大学FD・SD委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について活動する。

- (1) FD・SD推進に関すること。
- (2) 教員による教育力向上を図るための施策の企画及び実施に関すること。
- (3) 職員の能力向上を図るための施策の企画及び実施に関すること。
- (4) 職員の研修の企画及び実施に関すること。
- (5) その他FD及びSDに関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学部長
- (2) 学務部教務課職員
- (3) 事務局総務部総務課職員
- (4) その他学長の指名する者

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4号の委員の任期は、指名した学長の任期の終期を超えないものとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、FDに関することは学務部教務課、SDに関することは事務局総務部総務課とし、全般事項については共管とする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年12月21日から施行する。

2 この規程の施行後初めて指名された第3条第4号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

下関市立大学

① この授業評価アンケートは、下関市立大学の授業を受けた学生が該当授業を評価するものです。② アンケートの回答を成績評価に使用することはありません。③ アンケートの目的からはずれた単なる誹謗・中傷及び授業に関係ないことを書いてはいけません。④ 複数の教員が担当するリレー講義の場合は、半期の講義全体を振り返って、アンケートに回答してください。

学期	
科目	
教員	
曜日	
時限	
アンケート開始日時	
アンケート終了日時	

アンケートを開始

当サイトではセキュリティ保護のため、SSL/TLS技術によりデータを暗号化し送信しています。
※アンケートは複数のタブやウィンドウで開かないでください。複数開くとエラーが発生する場合がございます。

科目	
教員	

①全体的満足度

単一選択 必須

Q1.総合的に授業は満足できましたか？

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q2.教員は誠意を持って授業に臨んでいましたか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q3.シラバスに示されている到達目標が達成できたと思いますか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

②教材教具の工夫

単一選択 必須

Q4.教員が指定した教科書および参考文献等は講義内容の理解のために適切に使用されていましたか？

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q5.教員が配布したレジュメや資料は講義内容の理解のために適切に使用されていましたか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q6.授業中に提示された資料（板書、パワーポイント等）は見やすかったですか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

③授業の進め方

単一選択 必須

Q7.教員の授業のスピードは適切でしたか？

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q8.教員は聞き取りやすい話し方でしたか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q9. (対面授業/同時双方向型の場合) 授業中、教員と学生との双方向の意思疎通はできましたか？
(オンデマンド型の場合) 配信後、教員と学生との意思疎通はできましたか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q10. 教員の授業の説明は理解しやすかったですか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

Q11. 教員の指示や課題の出し方は適切でしたか？

単一選択 必須

- とてもそう思う
- ややそう思う
- どちらともいえない
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

④この授業で、良かった点や改善してほしい点がありましたら自由に記入してください。ただし、単なる誹謗・中傷及び授業に関係ないことは記入しないでください。

自由記述 1-200文字入力

0 / 200 文字

アンケートに回答する

アンケート回答完了

アンケートの回答を送信しました。アンケートにご協力、ありがとうございました。

下関市立大学

国 科目一覧画面へ戻る

海峡の英知。未来へ そして世界へ。

The wisdom of the Straits. To the future and to the world.



公立大学法人

下関市立大学

Shimonoseki City University

キャリアセンター 2023

学生と経営者の双方に高度な教育を提供し、 下関市立大学の持つ知見を社会に還元する取り組みを行っています。

今の大学生の世代は、“Z世代”と呼ばれます。社会情勢やテクノロジーが大きく動いた時代に生まれて育った彼らが持つ、世代背景の特徴が世代間における価値観のギャップをさらに大きくしているでしょう。物心ついたときからSNSが生活に密着しているソーシャル・ネイティブにとって、世界中の膨大な情報ほぼすべてが情報収集やコミュニケーションの対象となっています。ゆえに、国や人種、性別などにこだわらず、多様性を自然と受け入れて自分らしさを尊重する傾向が強くあるとも言われているそうです。

経営者の立場では、どんな人間も組織のメンバーとしてマネジメントしていかなければなりません。しかし、ここ数年を見ても社会は大きく変わり、すでに数十年前における変化よりも激しさを増しています。医療・科学技術の急速な発展に伴う人生100年時代や超情報化社会の到来、人類全体の危機とも言える深刻な環境問題や未曾有のパンデミックによる生活様式の変容など、社会的経験による当たり前が大きく異なってきました。Z世代と呼ばれる「最近の若者」を筆頭に、価値観の違う世代がともに働く上でお互いに必要不可欠な能力は『共感』です。ここでの共感とは、感情移入ではなく、自分と相手のお互いの特徴や状況を理解した上で聡明な判断を行うことを指します。

本学では、この古代から続く社会的課題に対して、学生と経営者の双方に高度な教育を提供することで、大学の持つ知見を社会に還元する取り組みを行っています。まずは、社会に送り出す学生たちに対して、これからの時代を生きる力としての『共感』能力を高めるための学びを国際的水準で提供します。昨年からの教育改革の一環として、大学独自の研究で「学習成果評価指標 ESLO (Employability based on Student Learning Outcome)」を開発しました。世界有数の大学が示している「社会人基礎力」、「大学で身につけておくべき能力」を基に、自己理解や自己管理能力、イノベーション力、情報・メディア・テクノロジーリテラシー、国際力、専門力といった基礎的・汎用的能力の育成を目指すための指標です。大学がこれらの能力を育成するためのカリキュラムを提供しているか、という基準として点検し、また、学生自身も能力の獲得状況を自己評価することができます。そして、本学の学生を受け入れてくださる方々を含む経営者側に対しては、リカレント教育として組織マネジメントに関するカリキュラムを提供しています。どうして組織の中に『共感』が必要なのか、自己理解、他者理解とは何か、そして、ニーズがわかったらどのように対応すれば良いのか、などをテーマに最新研究とデータに基づいて学ぶことができます。

このような大学全体での取り組みと連携して、下関市立大学キャリアセンターでは学生が様々な経験ができるよう、キャリアデザインやインターンシップ、PBLといったキャリアプログラムや、進路・就職相談、業界研究講座、就職ガイダンスなど多様な就職支援を行っています。大学4年間を通して社会を生きる力を養い、自己理解を深めて変化の多い社会へと飛び立っていく。本学では、学生が真剣に未来の社会と自分のキャリアに向き合い、勇気と自信を持ってチャレンジできるよう、これからもキャリア教育と就職支援に力を入れてまいります。

下関市立大学 学長 ハン チャン ワン
韓 昌 完



キャリアセンターについて

キャリアセンターでは、学生一人ひとりが「キャリア」を主体的に設計し、自信をもって就職活動にのぞんでいけるように、さまざまな進路・就職支援メニューを用意しています。「キャリア教育」の企画と実施、就職活動に向けたガイダンス、学生のニーズに応じた各種対策講座や学内企業研究会の開催、3年生全員に対する個別就職面談の実施など、学生一人ひとりに対して幅広くきめ細かいサポートを行います。

キャリアセンターには、専門のスタッフが常駐していますので、いつでも学生の相談や要望に応える態勢が整っています。企業ファイルや豊富な求人情報などの各種の資料を提供するほか、学生が自由に使用できるPCを設置し、インターネットでリアルタイムに企業の情報を知ることができます。

また、学生と教員とがアットホームな雰囲気なかで接することができるのも、小規模大学である本学ならではのメリットです。キャリアセンターでは、学生の「将来何をしたいのかわからない」という漠然とした悩みから、応募書類の作成や面接といった就職活動に直結する具体的な相談まで、キャリアカウンセラーの資格を持ったスタッフとともに、教員が就職相談員として親身になって対応しています。



キャリア教育について

体系的なキャリア教育のもと、「キャリア」を主体的に設計することができ、自信を持って社会で活躍していくことのできる人材の育成を目指しています。

学部系統別・実就職率ランキング2022において

国公立大学・経済系学部

第1位の実績となりました

出典：大学通信オンライン

◆ キャリアデザインA

大学4年間をどのように過ごしたかという結果が、自分のキャリアに直接つながるため、充実した時間を過ごすためのヒントや刺激を提供することで、自分の将来に向けて、1年生として「いま何をすべきか」を考えます。現在の社会、経済、労働環境を理解し、それが今後どのように変化していくのかを予測した上で、自らのキャリアを主体的に考え、自ら切り拓いていくために必要な知識・態度・スキルを身につけます。

◆ キャリアデザインB

上場企業や地場企業、起業家、公務員まで様々な業界の社会で活躍している卒業生（ロールモデル）にお越しいただき、世の中にはどのような仕事があるのか、どのような仕事をしているのかを語っていただきます。その中で、「自分にとって働くとは何か」「世の中で求められている能力とは何か」を自ら考え、自分の強みや自分の弱みを自覚し、それを学生時代にどのように伸ばすのか、計画を立てることを目指します。

◆ キャリアデザインC

将来の予測ができていく不確実な時代において、会社に入ることを目的の就「社」ではなく、どのような職業に就き、どのように働き、どのように生きていきたいのかを考えた上で、就「職」する力の開発を目的とします。世の中の業界や仕事を研究することで、視野を広げ、社会を俯瞰する中から働くことへの具体的なイメージを学び取り、自らのキャリア形成につなげます。

◆ 就業体験実習

1・2年生の早い時期から実社会での就業体験を通じて、働くことへの理解を深め、自分自身の適性を知ることで、適切な職業選択ができるようになることを目指します。また、大学での学びと就業体験を統合することで、自ら専攻している学問の専門知識への学習意欲や研究に対する目的意識を高めることが目的です。

◆ インターンシップ

その仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか、自らがその仕事で通用するかどうかを見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や将来のキャリアに関連した就業体験を行います。「事前学習」「職場での5日間（40時間）の中で3日以上就業体験」「事後学習」「報告会での発表」の全てを必須とし、職場では、現場の方に直接、学生を指導していただき、終了後には学生に対して職場での様子をフィードバックしていただきます。

◆ PBL (Project Based Learning)

地域社会や企業が持つ「教育力」を活用しながら、企業・自治体・地域社会が「実際に抱えている課題」に即して、「現場に学ぶ」視点を基本に、受講生自身が課題を考え抜く習慣や解決に導く力を養成することを主たる目的とした授業です。与えられた課題の中で、必要な情報を収集・編集し、相手に分かりやすくアウトプットすることや共同作業の中で個々の役割を全うするという、社会人として必要不可欠な技能を伸ばします。

大学派遣インターンシップについて

本学では夏季休暇期間中、3年生対象にインターンシップを、全学年を対象に就業体験実習を行っています。

22年目となるインターンシップでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一部をオンラインで実施するなどの対応を行いました。28企業・団体にて、計38名がインターンシップを経験しました。

大学主催のインターンシップでは、派遣前に学内事前学習を行います。インターンシップを行った後も報告書の作成指導・報告会での発表など、様々な面から学生の就業体験をフォローする体制を整えています。2008年度からは海外の事業体に学生を派遣する国際インターンシップも行っており、質・量の両面での充実を図っています。

過去の主なインターンシップ派遣先

◆ 国際インターンシップ

- (中国 青島市)…………… 青島永旺東泰商業有限公司(イオン株式会社)、三菱商事(青島)有限公司、株式会社トライアルカンパニー、関光汽船株式会社
- (韓国 釜山広域市)…… ソラリア西鉄ホテル釜山(NNR Hotels International Korea Co., Ltd.)、韓国MCCロジスティクス株式会社
- (シンガポール)…………… JTB Pte Ltd、株式会社力の源ホールディングス、日本貿易振興機構シンガポール事務所、シンガポールヤクルト株式会社、Deloitte&ToucheLLPシンガポール事務所、シンガポール日本通運株式会社、東海東京シンガポール、株式会社中国銀行シンガポール駐在員事務所 など

◆ 国内インターンシップ

株式会社エイブル、公立大学法人北九州市立大学、株式会社鴻池組、生活協同組合コープこうべ、生活協同組合コープやまぐち、サンデン交通株式会社、株式会社CIC、下関市(観光スポーツ文化部、港湾局、国際課、産業振興部、上下水道局)、社会福祉法人下関市社会福祉協議会、下関商工会議所、新小文字病院、新日本塾学株式会社、株式会社デンソーソリューション、トラスコ中山株式会社、株式会社ナフコ、日本生命保険相互会社、日本通運株式会社、日本貿易振興機構山口貿易情報センター、株式会社牧野技術サービス、マキノジェイ株式会社、株式会社丸久、瑞穂糧穀株式会社、明治安田生命保険相互会社、株式会社山口フィナンシャルグループ など

◆ 国内インターンシップ

トラスコ中山株式会社

経済学部国際商学科3年 杉谷 祐典那

私はインターンシップに参加させていただき、業界と営業について理解を深めることができました。商社はただモノを売るのではなく、企業と企業を繋ぐ役割を果たしていることを学びました。また、今回のインターンシップは新型コロナウイルスの影響でオンラインでの実施となりました。当初はオンラインでのインターンシップに不安を抱いていましたが、対面ではできないオンラインならではのプログラムに取り組み、充実した体験をさせていただきました。特に印象的だったプログラムは、実際の商談の場に同席させていただき営業同行です。社員の方の話し方や気遣い、意識していることや机上では学べないリアルな雰囲気を感じることができました。そして、フィードバックでは協調性や物事に取り込む姿勢を評価していただいた反面、周囲を巻き込み行動する力について指摘していただきました。協調性は重要ですが、仕事はチームで取り組むため周囲を巻き込む力を持つ必要があるということです。今後は、評価していただいた点は更に良くなるように取り組み、指摘していただいた点は今後の課題に取り組んでいきたいです。



PBL (Project Based Learning) について

2011年度より、キャリア教育の一環としてPBLを実施しています。PBLとは、企業や行政などからいただく課題や問題について、学生が社会人から指導を受けながら、その課題や問題の解決に向けて取り組む科目です。PBLを通じて、学生はチームワーク構築の重要性を学び、コミュニケーション能力の向上などを目指すことができます。

12月には、各企業ご担当者様をお招きしての成果報告会を実施し、パワーポイントを使用した発表を行っています。成果報告会の内容を踏まえて1月末に活動報告をまとめます。

2015年度から、社会や産業界のグローバル化の進展に伴い、シンガポールでの実施や、国際食品商談会のサポートなど、国際PBLの実施を開始しました。

企業・団体名	テーマ
2011年度	
下関市観光交流部	下関市観光客へのおもてなしイベントについて
	観光客へのおもてなしイベントについて
	下関観光誘致イベント
下関市教育委員会	成人の日記念式典実行委員会
一般財団法人 下関21世紀協会	あるかぼとの活性化について～軽トラ市の活動を通じて～
	あるかぼとの活性化～アンケート結果から～
株式会社コミュニティエフエム下関	新たなリスナーを獲得するための方策【とりわけ若年層の獲得】
	コミュニティFMにおける携帯電話活用の方策について
株式会社イズミ	企業の求める人材像
株式会社イズミ ゆめシティ	モバイル活用による販売促進
2012年度	
下関市教育委員会	成人の日記念式典実行委員会
株式会社コミュニティエフエム下関	コミュニティFM放送におけるSNSの活用方法について
株式会社イズミ ゆめシティ	顧客獲得に向けた戦略の検討
2013年度	
有限会社梅寿軒	唐戸スイーツを全国に発信する
下関商業開発 株式会社	シーモール下関SCの集客について
	若者と共にシーモールを活性化するためには・・・
	シーモール下関専門店街における若者集客の方策について
USAGIグループ	海峡ゆめプロジェクト
東京第一ホテル下関	東京第一ホテル下関の顧客マーケティングに関する調査
2014年度	
株式会社下関大丸	朝食需要の獲得
2015年度	
在シンガポール 日系食品メーカー	シンガポール人が好む味、料理と日本食
三菱商事株式会社 シンガポール支店	シンガポール市場に向けた“下関”ブランドの発掘

企業・団体名	テーマ
2016年度	
有限会社 お茶の赤星園	下関の魅力を伝えられるお土産品作成
エキマチ下関 推進協議会	「エキマチ下関」まちづくり憲章策定に向けた関係者インタビューの実施
株式会社力の源 ホールディングス	一風堂が海外でさらに顧客満足を得るためには
下関市産業振興部	Food JAPAN 2016における下関ブースのサポート、及び他ブースのリサーチ
2017年度	
サンデン交通 株式会社	バス利用者を増加させる方法について
村上夢農園 下関アスパラ部会	下関のアスパラガスを広めるための方策（販売促進を中心に）
株式会社力の源 ホールディングス	一風堂が海外でさらに顧客満足を得るためには
下関市産業振興部	国際見本市における下関ブースのサポート、及び他ブースのリサーチ
2018年度	
山口県花卉園芸 農業協同組合	ハロウィンかぼちゃの需要創出に効果的なイベントプロデュース
下関市産業振興部	国際見本市における下関ブースのサポート、及び他ブースのリサーチ
2019年度	
山口県花卉園芸 農業協同組合	ハロウィンかぼちゃイベントの飛躍的発展
下関市産業振興部	国際食品商談会における下関ブースの運営とマーケティングリサーチ
2020年度	
山口県花卉園芸 農業協同組合	ハロウィンかぼちゃを活用した地域経済活性化
下関市産業振興部	海外に向けた市内商品・食材のPR方法の検討
株式会社ケーブル ネット下関	市民に役立つ新たなコミュニティチャンネル番組制作
2021年度	
株式会社リージョ ナルマネジメント	百貨店におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)化
下関市産業振興部	国際食品商談会における商談サポート
2022年度	
下関市産業振興部	国際食品商談会における商談サポート

国際食品商談会における商談サポート（下関市産業振興部）

活動を始めた当初は初めて知る商品ばかりで、もちろん商品に関する知識もありませんでした。しかし、企業へのヒアリングを行い、商品の製造過程や企業の商品づくりへの思いを知り、また試食を何度も重ねたことで、自信を持って誰かにお勧めしたい商品になり、商品の魅力を最大限バイヤーや輸出会社に知っていただきたいと思うようになりました。

また、PBLでの活動を通して、チームで一つのことをやり遂げる楽しさを味わうことができました。同じ目標に向かって頑張っている仲間の姿は自分自身にとってとても刺激的で、そんな仲間と一緒に活動でき、チームで一つのことを成し遂げることを心から楽しいと感じることができました。

PBLに参加するまで商談に携わったことがなく、正直学生に出来ることなんて限られているだろうと思っていましたが、やったことのない商談だったからこそ新しい発見の連続で半年間の活動を終えた今は、達成感でいっぱいPBLに挑戦してよかったと感じています。



経済学部国際商学科3年
宮田 潮音

主な就職支援メニュー

豊富なメニューを取り揃えて、
**自分の希望する将来を
勝ち取るための就職活動**を
応援しています！



◆ 進路・就職相談

専門カウンセラーが常駐しており、就職活動の悩みや疑問に思っていること、エントリーシートや履歴書の添削指導、面接対策、進路相談などを行います。

◆ 業界研究講座

学内において400社を超える企業・団体にお越しいただき「インターンシップフェア」「合同業界研究会」「個別企業説明会」を開催しています。学外で行われる「合同企業説明会」には、大学から会場までバスを利用した参加ツアーを実施しています。



◆ 就職ガイダンス

年4回のガイダンスを通じて、就職活動の環境や、就職活動へ挑む心構えなどの情報を提供します。また、基本的な履歴書の書き方や業界研究の方法など、就職活動を行う上で必要なノウハウを伝授します。



◆ 就職基礎講座・就活ゼミ

自己分析を行い、応募書類の作成や面接のノウハウを伝授する講座です。また、リクルートスーツの着こなし講座、リクルートメイクアップ講座、就活マナー講座など、ラインナップ満載です！



◆ 就活直前セミナー

就職活動の本番直前に、実際に企業等で働かれている方々と模擬面接を行うなど、就職活動に必要なスキルの総仕上げを行っています。

◆ 市大キャリアスタディ

身近な存在である本学卒業生を招き、世の中にはどんな仕事があり、業界がどのようになっているか生きた情報を語ってもらいます。



◆ 内定者懇談会

就職活動を終えた4年生に、就職活動体験談を語ってもらいます。身近な先輩の体験談はこれから就職活動を始める学生にとっての貴重な情報となります。

◆ 公務員受験対策講座

国家公務員専門職・一般職、地方上級職、市町村行政職、警察、消防など、公務員にチャレンジする学生のための講座です。

◆ 各種資格取得講座

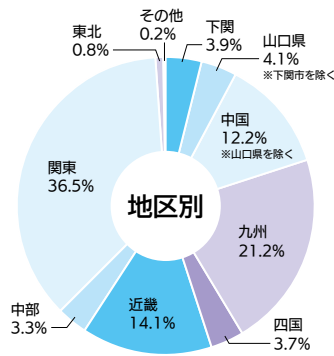
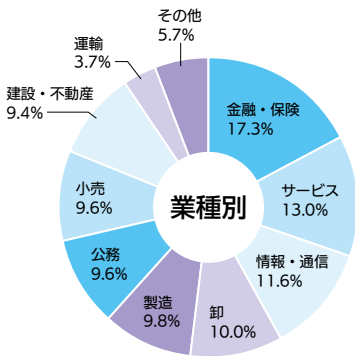
3級ファイナンシャル・プランニング技能士などの講座を学内で実施し、資格取得をバックアップします。



就職データ

2023年3月卒業者の就職状況 (2023年3月15日現在)

項目	経済学科		国際商学科		公共マネジメント学科		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
就職率	97.1%	98.0%	98.1%	99.1%	98.0%	100.0%	97.6%	98.9%
	97.3%		98.6%		98.7%		98.1%	



主な就職先

◆ 金融

日本銀行、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、(株)十六銀行、(株)京都銀行、(株)中国銀行、(株)広島銀行、(株)山口フィナンシャルグループ、(株)百十四銀行、(株)伊予銀行、(株)福岡銀行、(株)十八親和銀行、(株)肥後銀行、(株)大分銀行、(株)宮崎銀行、(株)鹿児島銀行、(株)琉球銀行、(株)みなと銀行、(株)西京銀行、ろうきん中央機関グループ、中国労働金庫、呉信用金庫、高松信用金庫、但陽信用金庫、西中国信用金庫、鳥取県信用保証協会、香川県信用保証協会、岡山県信用保証協会、西日本建設業保証(株)、山口県信用農業協同組合連合会、岡三証券(株)、東洋証券(株)、丸三証券(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、日本生命保険相互会社、メットライフ生命保険(株) など

◆ 卸・小売

伊藤忠エクスホームライフ西日本(株)、(株)エコア、オルパヘルスケアホールディングス(株)、加藤産業(株)、キャノンマーケティングジャパン(株)、JFE 商事(株)、(株)デンソーソリューション、トラスコ中山(株)、(株)日本アクセス、パナソニックコンシューマーマーケティング(株)、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)、三菱電機住環境システムズ(株)、ヤマエ工野(株)、UCC コーヒープロフェッショナル(株)、リコージャパン(株)、(株)井筒屋、生活協同組合コープやまぐち、(株)セブン-イレブン・ジャパン、トライアルグループ、(株)ニトリ、富士商(株)、(株)丸久、山口ダイハツ販売(株) など

◆ サービス

(株)帝国データバンク、(株)野村総合研究所、(株)東京海上日動コミュニケーションズ、H.I.S. ホテルホールディングス(株)、杉乃井ホテル&リゾート(株)、日本マクドナルド(株)、東武トップツアーズ(株)、ディップ(株)、(株)マイナビ、岡山県商工会連合会、倉敷商工会議所、日本年金機構 など

◆ 情報・通信

(株)インフォテクノ朝日、明治安田システム・テクノロジー(株)、NTTコムウェア(株)、さくらインターネット(株)、三井情報(株)、三菱総研DCS(株)、(株)両備システムズ、(株)日本経済新聞社、(株)愛媛新聞社、(一社)日本電気協会、(株)鹿児島放送 など

◆ 製造

コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、林兼産業(株)、(株)エフピコ、クラシエ製薬(株)、テルモ山口(株)、ライオンハイジーン(株)、(株)長府製作所、(株)クボタ、ニプロ(株)、日本光電工業(株)、(株)三井ハイテック、(株)大島造船所、トヨタ紡織九州(株)、大阪ガス(株)、大和ガス(株) など

◆ 建設・不動産

大林道路(株)、(株)九電工、(株)鴻池組、(株)一条工務店、関門港湾建設(株)、(株)コプロス、住友林業(株)、セキスイハイム中四国(株)、三菱電機ビルソリューションズ(株)、伊藤忠アーバンコミュニティ(株)、三井不動産リアルティ九州(株)、三井住友トラスト不動産(株)、みずほ不動産販売(株) など

◆ 公務等

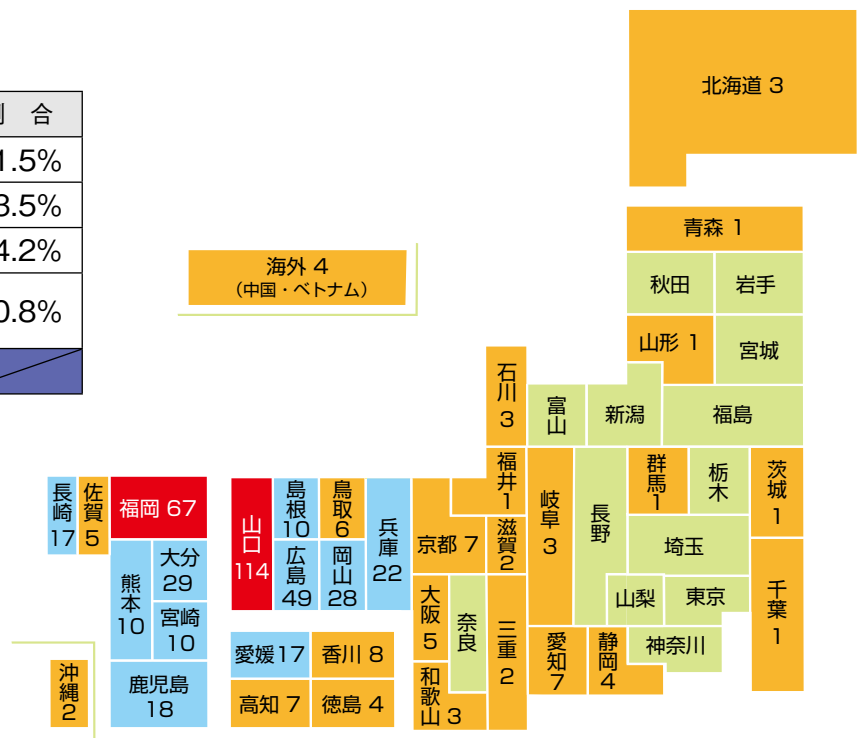
厚生労働省(兵庫労働局、熊本労働局)、財務省(広島国税局、福岡国税局、大阪税関)、裁判所(名古屋高等裁判所)、県庁(兵庫県、島根県、広島県、山口県、大分県)、区市役所(太田区、葛飾区、中央区、姫路市、松江市、倉敷市、呉市、広島市、下関市、萩市、北九州市)、警察(警視庁、岐阜県警、福岡県警)、消防(下関市消防局、大分市消防局)、山口県教育委員会、国立大学法人大分大学、(独)国立病院機構、(独)地域医療機能推進機構、社会保険診療報酬支払基金 など

出身県別卒業見込者数

(2025年3月卒業見込者、学部留学生含む)

	人数	割合
中国・四国地方	243	51.5%
九州地方	158	33.5%
国内その他地方	67	14.2%
海外 (中国・ベトナム)	4	0.8%
総数	472	

- ……50人以上
- ……10～49人
- ……1～9人



2023年度主な学事日程・予定 (2023年4月～2024年3月)

- 入学式…………… 4月 4日
- 春学期授業開始…………… 4月10日
- 春学期定期試験…………… 7月31日～ 8月11日
- 夏季休業…………… 8月12日～ 9月28日
- 秋学期授業開始…………… 9月29日
- 大学祭(全学休講・準備含む)…………… 10月 3日～10月 5日
- 冬季休業…………… 12月26日～ 1月 3日
- 大学入学共通テスト(全学休講・準備含む)…………… 1月12日～1月14日
- 秋学期定期試験…………… 1月31日～2月14日
- 春季休業…………… 2月15日～
- 前期入試…………… 2月25日
- 中期入試…………… 3月 8日
- 卒業式…………… 3月25日

※上記予定は変更の可能性がありますので、最新情報は本学HPよりご確認ください。

アクセス

● JR下関駅から

- ・サンデンバス3番のりば(約20～25分程度乗車)
「北浦(綾羅木・安岡)方面」に乘車、「山の田」バス停下車徒歩4分
「豊町線」山の田、石原車庫方面に乘車、「山の田」バス停下車徒歩4分
「豊町線」大学町、石原車庫方面に乘車、「大学町二丁目」バス停下車徒歩2分
- ・サンデンバス5番のりば(約20～25分程度乗車)
「丸山線」に乘車、「山の田」バス停下車徒歩4分

● JR幡生駅から

- ・徒歩約20分

● JR新幹線・新下関駅から

- ・サンデンバス2番のりば(約15分程度乗車)
「川中豊町線」に乘車、「大学町二丁目」バス停下車徒歩3分
- ・タクシー利用約10分



求人に関するお問い合わせ

下関市立大学 キャリアセンター

TEL 083-252-0288(代表) FAX 083-254-3653(直通)

URL <http://www.shimonoseki-cu.ac.jp>

〒751-8510 山口県下関市大学町二丁目1番1号 学務課 学務課長 杉本 隆之介 (資料) shusyoku@shimonoseki-cu.ac.jp

2022年度 卒業者の就職状況に関する調査

令和5年5月1日 現在

1 卒業者就職状況

単位:人

項目	経済学科		国際商学科		公共マネジメント学科		性別		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
卒業者数	183	54	118	116	54	28	355	198	553
9月卒業者数	(4)	(0)	(2)	(2)	(3)	(2)	(9)	(4)	(13)
就職希望者数	173	50	108	111	51	27	332	188	520
就職決定者数	169	50	107	111	50	27	326	188	514
就職率	97.7%	100.0%	99.1%	100.0%	98.0%	100.0%	98.2%	100.0%	98.8%
	98.2%		99.5%		98.7%		98.8%		

* 卒業者数と就職希望者数の差は、就職の意思のない者(公務員・教職浪人含む)、進学(希望者を含む)、帰国留学生

* ()内は、卒業者数の内数

2 地区別就職状況

単位:人

年度	山口県		中国	九州	四国	近畿	中部	関東	東北	その他	計
	下関	市外									
2018	40	26	121	119	21	68	24	146	4	0	503
	(17)	(13)	(54)	(45)	(9)	(27)	(7)	(67)	(1)	(0)	(210)
2019	34	42	137	154	14	57	13	154	3	0	532
	(13)	(19)	(49)	(66)	(7)	(24)	(6)	(67)	(1)	(0)	(220)
2020	35	35	116	128	13	51	23	130	1	0	462
	(19)	(12)	(53)	(58)	(4)	(25)	(6)	(53)	(1)	(0)	(200)
2021	40	36	129	117	20	45	13	140	1	0	465
	(16)	(14)	(47)	(45)	(8)	(18)	(3)	(68)	(0)	(0)	(189)
2022	20	21	103	111	19	74	16	186	4	1	514
	(5)	(7)	(36)	(43)	(8)	(26)	(3)	(70)	(2)	(0)	(188)
	3.9%	4.1%	20.0%	21.6%	3.7%	14.4%	3.1%	36.2%	0.8%	0.2%	

* ()内は、女子で内数

* 中国は山口県を含む

* 地区別就職状況の過年度の数値については、各年、翌年度の5月1日の確定数を表記している。

下関市立大学キャリア委員会規程

令和4年12月21日

規程第31号

改正 令和5年4月26日規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、学生の進路指導及び就職支援に関する活動を行うために設置される下関市立大学キャリア委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について活動する。

- (1) インターンシップの企画及び実施に関すること。
- (2) その他就職支援活動に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) キャリアセンター長
- (2) その他学長の指名する者

2 前項の委員は、就職相談員とする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の委員の任期は、指名した学長の任期の終期を超えないものとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、学長の指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議において議決を要するときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、キャリアセンターにおいて行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月21日から施行する。
- 2 この規程の施行後初めて指名された第3条第1項第3号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則 (令和5年4月26日規程第22号)

この規程は、令和5年5月1日から施行する。